

中国における著作権侵害対策ハンドブック

平成 17 年 11 月

文 化 庁

【本ハンドブックについて】

本ハンドブックは、情報提供のみを目的としております。権利執行等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。掲載した情報は、平成 17 年 11 月時点で把握しているものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。本文中にも記載しており、現在、中国における著作権分野の法律の運用・執行に関しては、不透明であるとか、必ずしも十分でない等の指摘が行われており、著作権が十分に保護されていない実態があると考えられます。こうした実態については、日本政府としても、中国政府に対して繰り返し改善を求めています。しかしながら、現状において、現実に関わらず発生する権利侵害を防止するためには、中国政府に取組みを要望するだけでなく、現状の中で、権利者自身が中国国内で取り得る様々な手段を講じていく必要があります。したがって、本ハンドブックにおいては、権利者が権利執行のために取り得る様々な手段についての情報提供を行っていますが、政府としても、中国における著作権保護の現状を改善すべく引き続き、官民連携して中国政府に働きかけを行っていく所存です。また、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではありません。

は　じ　め　に

アジア地域において、映画、アニメ、音楽、ゲームソフト等我が国の著作物に対する関心が高まる一方で、それらの海賊版が多量に流通しており、文化的創造活動を保護し、国際的な文化交流を促進する観点から、放置することのできない深刻な問題となっています。海賊版への対策としては、権利者が自らの権利を守るために効果的な権利の執行（エンフォースメント）を行うことが不可欠です。

このため文化庁では、アジア諸国における「権利の執行」システムに関する情報を収集・整理して国内の権利者に提供することを目的として、平成 10 年度から、韓国、台湾、香港、中国を対象として我が国の権利者が自ら権利執行する際に必要な各国の法制度等に関する調査を行い、そこで得られた情報をまとめた『「権利の執行に関する協力事業」報告書』を作成して、関係の方々に提供してまいりました。

さらに平成 15 年度からは、権利者が侵害発生国で実際に訴訟等の権利執行を行う際に役立つよう、より実用的で即戦力となる手引書として、「台湾における著作権侵害対策ハンドブック」を作成し、本年度は「中国における著作権侵害対策ハンドブック」を作成しました。このハンドブックの作成に当たっては、TMI 総合法律事務所の遠山弁護士、升本弁護士、何弁護士に解説文執筆をご担当頂き、以下に掲げる専門家の方々（アイウエオ順、敬称略）から成る「中国における著作権侵害の現状と対策に関する研究会」を設置し、鋭意検討をしていただきました。

座長	飯山 恭高	日本国際映画著作権協会 代表
	池田 久志	社団法人日本民間放送連盟 デジタル推進部 主幹
	石井 亮平	日本放送協会 マルチメディア局著作権センター 担当部長
	大山 秀徳	日本動画協会 理事
	齊藤 博	専修大学法科大学院教授
	坂田 俊介	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 広報室リーダー兼国際担当
	末永 昌樹	社団法人日本レコード協会 法務部 課長代理
	高木 俊	社団法人日本映像ソフト協会 業務部法務課
	沼村 宏一	社団法人日本音楽著作権協会 録音部部長
	前田 哲男	染井・前田法律事務所弁護士
	増山 周	社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター法制対策室室長
	宮原 貴洋	独立行政法人日本貿易振興機構 知的財産課課長代理

本事業の実施にあたり、ハンドブック作成にご尽力いただいた上記研究会メンバーの方々をはじめ、解説文執筆をご担当いただいた TMI 総合法律事務所、ハンドブックの内容について確認をしていただいた北京市金杜法律事務所、及びご協力をいただいた UFJ 総合研究所の方々に対しまして厚く御礼申し上げます。我が国の権利者が、本ハンドブックを参考にしていただき、侵害国・地域において「権利の執行」を円滑に推進していただければ幸いです。

平成 17 年 11 月

文化庁長官官房国際課

『中国における著作権侵害対策ハンドブック』目次

序章 アジア諸国等における権利侵害の状況と日本における海賊版対策の概要

----- 1

第 I 章 海賊版商品の製造・販売に関する著作権紛争の解決 ----- 3

1. 中国における著作権紛争解決手続の全体像----- 3

- ✓ 刑事訴訟、民事訴訟、行政摘発、調停などの手続の枠組について教えてください。
- ✓ 中国における著作権紛争解決に関連する法令について教えてください。
- ✓ 中国では、著作権紛争手続に「地域差」があるという話を聞きました。例えば、提出できる証拠や、証拠の要件が異なったり、警察や捜査機関の協力度合いに差がある、ということがあるようですが、本当でしょうか。違いがあるとすれば、例えば、大都市の北京と上海では、どのような違いがありますか。

2. 円滑な権利執行のための事前準備----- 11

- ✓ 著作権侵害行為に対し、円滑な権利執行を実施するには、事前にどのような準備を行えばよいでしょうか。

3. 海賊版商品の製造・販売状況についての調査 ----- 14

- ✓ 海賊版商品の調査については、予め調査会社に依頼した方がよいでしょうか。もし、依頼する場合、中国にはどのような調査会社があるのでしょうか。依頼にあたって、どのような点に注意したらよいでしょうか。また費用はどのくらいかかりますか。

4. 海賊版商品を発見したときの対処----- 16

- ✓ 海賊版商品を発見したらどのようにしたらよいでしょうか。行政機関に摘発申出をするのでしょうか、司法手続を実施するのでしょうか。どの行政機関に申し出ればいいのかに関して、海賊版の種類と取締官庁の別について、教えてください。

5. 権利執行の相手方の特定----- 18

- ✓ 海賊版商品を見つけた場合、刑事手続又は民事手続の相手方の特定はどのようにしたらよいでしょうか。相手方が特定できなくても、刑事告訴又は民事訴訟は提起できるでしょうか。

6. 証拠収集 -----20

- ✓ 中国法律法規に従い、証拠として利用できるのは、どのようなものでしょうか。
- ✓ 外国で発生した証拠の認証手続はどのようになっているのでしょうか。
- ✓ 海賊版商品、領収書及び調査報告書のほかにどのような証拠を集めればよいのでしょうか。
- ✓ 真正品に関する権利証明書としては、どのようなものを準備すればよいのでしょうか。
- ✓ 公証証拠の効力について注意すべきことはありますか。

7. 弁護士の選定・依頼-----27

- ✓ 海賊版商品の摘発、またその後の刑事手続、民事手続、行政摘発手続について弁

護士に依頼したいのですが、どのように選定したらよいのでしょうか。またどのような事項を依頼したらよいのでしょうか。中国全体の法律事務所及び弁護士の特徴、法律事務所の体制などについて教えて下さい。

- ✓ 弁護士に依頼する場合、どのくらい費用がかかりますか。また、刑事手続や民事訴訟、行政摘発手続を提起する場合、どのくらいの費用がかかりますか。

8. 委任状の作成 -----32

- ✓ 弁護士に対する委任状の作成方法を教えて下さい。
- ✓ 公証人による公証とは、どのようなものですか。
- ✓ 公的機関による認証手続はどのようなものですか。

9. 警告 -----36

- ✓ 侵害者に対する警告の意義・目的はどのようなもののでしょうか。またどのくらいの費用がかかりますか。
- ✓ どのような場合に警告書を出すのが適当でしょうか。逆に、警告書を出さない方がよい場合があるのでしょうか。
- ✓ 誰が警告書を出すのが効果的でしょうか。
- ✓ 警告書にはどのような内容を盛り込むべきでしょうか。
- ✓ 侵害者に警告書を出す場合に留意する点としてはどのようなことがありますか。

10. 刑事手続 ----- 42

- ✓ 中国でも海賊版の摘発のためには民事手続による対応よりも刑事手続による対応を求める方が効果的なのでしょうか。
- ✓ 著作権侵害に対する刑事訴追には刑事告訴を必要としますか（親告罪か否か）。また刑事告訴ができるのは、著作権者だけに限られるのでしょうか。
- ✓ 刑事告訴が受理されれば、殆どの場合、警察（中国では公安局）による強制捜査が行われるのでしょうか。また、刑事告訴がなくても強制捜査が行われるということはありませんか。
- ✓ 刑事手続によりどの程度の刑罰が科されるのでしょうか。

11. 民事手続 ----- 50

- ✓ 刑事手続の他に取りうる手段は何がありますか。
- ✓ 保全手続について教えてください。
- ✓ 差止命令の手続の具体的な内容について教えてください。
- ✓ 仮差押の手続の具体的な内容について教えてください。
- ✓ 証拠保全の手続の具体的な内容について教えてください。
- ✓ 提訴する前の証拠保全の手続の具体的な内容について教えてください。
- ✓ 中国における、著作権侵害における損害賠償請求の原則、方法、算定方法について教えてください。
- ✓ 海賊版の製造及び頒布に対する損害賠償はどのように求めたらよいのでしょうか。

12. 著作権の行政保護 -----62

- ✓ 行政処罰の執行主体は何ですか。中国で著作権侵害に対し行政保護を求める場合、どこどの部門に求めればよいのでしょうか。
- ✓ 行政処罰の申立ての権限は、誰にあるのでしょうか。
- ✓ 行政処罰には、時効があるのでしょうか。あるならば、どのくらいでしょうか。
- ✓ 著作権侵害行為に対する行政処罰を求める場合の手続について、教えてください。

- ✓ 著作権者が行政処罰を求めるとき、準備すべき資料、証拠は何ですか。
- ✓ 行政処罰の範囲、種類はどうなっていますか。
- ✓ 行政処罰に不服ある場合の不服審査及び行政訴訟の手続について教えてください。
- ✓ 当事者が同時に行政処罰の申立及び民事提訴を行なった場合は、どちらが優先されるのでしょうか。

13. 著作権審議及び調停委員会による調停-----74

- ✓ 中国における著作権紛争における調停というのは、海賊版の摘発及び権利保護に役立つのでしょうか。

14. 税関における措置 ----- 76

- ✓ 海賊版の摘発に税関は役立つのでしょうか。

15. 著作物を保護するその他の制度を利用した手続-----79

- ✓ 著作物を保護するその他の制度としては、①音像製品管理条例や出版法に基づく手続、②商標権に基づく手続、③原産地証明に基づく手続などがあると聞いていますが、どのような制度なのでしょうか。また、実効性はあるのでしょうか。

16. その他の一般的な対策 -----82

- ✓ これまで整理してきた対策のほかに、権利者側が権利侵害対策として実施しうる手段・活動としてはどのようなものがあるのでしょうか。また、取締の過程全般での注意点があれば、教えてください。

第Ⅱ章 中国におけるインターネットに関連する著作権の保護-----85

1. 法制度や定型的な対処方法の整備状況について-----85

- ① インターネットに関連する著作権保護の法制度について
- ② インターネットに関連する著作権の保護対象について

2. 中国におけるインターネットサービスプロバイダ（ISP）の法的地位について-----92

- ① 「最高人民法院のコンピュータネットワーク上の著作権紛争事件の審理における法律の適用についての若干の問題に関する解釈」におけるISPの法的責任について
- ② ISPの法的責任の例外について

3. ISPへの「著作権侵害にかかる通知・発信者情報開示請求」の方法-----96

4. 違法なアップロードなどを行った者（情報発信者）への「警告・差止請求」の方法-----101

第Ⅲ章 中国における著作権紛争に関連する法制度等の概要 ----- 105

1. 日本の著作物に対する中国の条約上の関係-----105

✓	日本と中国の条約上の関係を教えてください。特に、TRIPS 協定、ベルヌ条約、ローマ条約の規定は、日本と中国の関係においてどのように拘束力を持ちますか。	
2.	著作権制度-----	107
2-1	著作権法の保護対象物-----	107
✓	中国の著作権法で保護される対象物にはどのようなものがありますか。特に、録音、実演、映像、音楽、ゲームは、どのように保護されますか。日本法と比較して説明してください。	
✓	保護されない対象について教えてください。	
2-2	著作権の主体-----	110
✓	著作権者の定義について教えてください。	
✓	共同著作物、職務著作物、編集著作物、委託著作物の場合の権利の帰属について教えてください。	
2-3	著作隣接権-----	114
✓	著作隣接権の概念について教えてください。	
✓	実演者の権利について教えてください。	
✓	録音・録画製品の製作者の権利について教えてください。	
✓	放送事業者の放送に関する権利について教えてください。	
✓	出版者の権利について教えてください。	
2-4	著作権保護の内容、取得、保護期間及び譲渡 -----	119
✓	著作権の内容（支分権）について教えてください。	
✓	著作権の保護期間について教えてください。	
✓	著作権の使用許諾、譲渡、消滅について教えてください。	
✓	著作権の制限について教えてください。	
✓	著作権侵害の規定について説明してください。	
✓	著作権侵害行為に対する罰則について説明してください。	
2-5	著作権の登録制度-----	131
✓	著作権の登録制度について説明してください。日本法における登録概念との共通点、相違点を挙げてください。また、登録することで、紛争解決がどのように円滑化されますか。	
2-6	中国における外国人の著作物に対する保護 -----	133
✓	中国における外国人の著作物に対する保護について教えてください。	
✓	涉外著作権代理について教えてください。	
2-7	中国におけるソフトウェア著作権の保護-----	136
✓	ソフトウェア著作権の主体、内容、権利帰属について教えてください。	
✓	ソフトウェア著作権の使用許諾及び譲渡について教えてください。	
✓	ソフトウェア著作権の登録制度及び所要費用、所要期間について教えてください。	
✓	ソフトウェア著作権侵害及び法的責任について教えてください。	
3.	著作物を保護する他の制度 -----	146
3-1	商標法での保護-----	146

✓	中国において、特に、著作物を商標法で保護するようにすることは、どのような意義がありますか。	
3-2	原産地証明 -----	147
✓	原産地証明について説明してください。原産地証明は、紛争解決や水際措置の 手続にどのように影響しますか。	
3-3	他の制度による著作物の保護 -----	148
✓	中国において著作物を保護する場合、著作権法、原産地証明、商標法以外にど のような制度がありますか。	
4.	関係政府機関の体制 -----	149
4-1	著作権法を所掌する機関 -----	149
✓	中国において著作権法を所掌する機関にはどのようなものがありますか。	
4-2	警察・捜査機関 -----	152
✓	警察や捜査機関は、著作権保護にどのような役割を果たしますか。	
4-3	裁判所、人民検察院、弁護士制度 -----	154
✓	裁判官、検察官及び弁護士制度の概要について説明して下さい。	
4-4	その他の機関 -----	160
✓	中国における著作物の保護に関するその他の機関について教えて下さい。	
4-5	著作権の集中管理 -----	163
✓	中国における著作権の集中管理の制度や実情について教えて下さい。	
参考	日本の官民による海賊版対策の取組み -----	170

序章 アジア諸国等における権利侵害の状況と日本における海賊版対策の概要

アジア諸国等における海賊版による権利侵害の状況はどのようになっていますか。

最近、アジア諸国等において、日本のアニメや映画、音楽などのコンテンツが多くの国々で流通するようになっていますが、その一方で、アジア諸国等を中心に我が国の著作物などの海賊版が大量に出回っている現状があります。

2004 年の国際レコード産業連盟（IFPI）の調査によれば、レコード・CD 等の権利侵害状況は、中国において市場の 85%、台湾においては 36%、香港では 19%、韓国では市場の 16%が海賊版によって占められているとされています。また、特にブロードバンドの発達した地域においては、ディスク等の有体物にコンテンツが収録された形態の海賊版のみならず、インターネットを介したコンテンツの違法利用が急増していると言われています。

このような権利侵害は、日本の著作権者等が当然得られるべき経済的利益の損失であり、著作者の創作意欲を減退させ、文化交流の促進を妨げるばかりでなく、アジア諸国等のそれぞれの文化・経済の発展を阻害する要因になると考えられます。

日本ではどのような海賊版対策が行われていますか。

アジア諸国等における海賊版の問題に関しては、2002 年 3 月に政府内に設置された「知的財産戦略本部」において、「模倣品・海賊版対策の強化」が重要な課題の一つとして取り上げられています。2004 年 12 月には、この問題に対する国際社会における関心の高まりや、対策の強化を求める権利者や産業界等からの声を受けて、「模倣品・海賊版対策加速化パッケージ」が取りまとめられました。

2005 年 6 月に策定された「知的財産推進計画 2005」においては、模倣品・海賊版に対する外国市場対策として、侵害状況調査結果に基づき侵害発生国等に対し、二国間、多国間の枠組みや欧米等との連携のもとに、海賊版対策の強化を要請していくことが提言されました。さらに、「模倣品・海賊版拡散防止条約」を国際社会に向けて提唱し、実現を目指すことも求められています。2005 年 7 月に英国グレンイーグルズで開催された G8 サミットにおいて、小泉総理大臣は模倣品・海賊版対策の重要性について提唱され、同サミットでは「効果的な権利執行による知的財産の海賊版・模倣品の削減」について特別声明が採択されました。

また、模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議は、2005 年 6 月に「知的財産保護協力・能力構築支援戦略」を取りまとめました。この戦略に基づき、関係省庁はアジア諸国等の著作権

関係の政府機関や取締機関等の職員に対する能力構築支援をより戦略的に実施していくこととしています。

文化庁では、「知的財産推進計画 2005」に基づき、①二国間協議による著作権侵害発生国・地域への取締強化の要請、②欧米などとの連携の強化、③途上国を対象とした研修等の協力事業の実施、④アジア諸国の一般国民を対象とした著作権教育事業、⑤我が国の企業など権利者による諸外国での権利行使の支援等を通じて、総合的な海賊版対策事業を実施しています。（参考「日本の官民による海賊版対策の取組み」参照）

また、日本貿易振興機構（JETRO）、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）、コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）等の団体が、それぞれの立場での海賊版対策事業を実施しています。（参考「日本の官民による海賊版対策の取組み」参照）

例えば、文化庁及び経済産業省が支援するコンテンツ海外流通促進機構（CODA）の構成メンバーが、海外の取締機関と連携し、中国等において、著作権に基づく権利執行を実施し、2005 年 1 月から 8 月の間に、日本のコンテンツに関する権利侵害として 465 件を摘発し、122 名を逮捕、海賊版 DVD/VCD を約 235 万枚押収するなど、具体的な取組みが始められています。

第 I 章 海賊版商品の製造・販売に関する著作権紛争の解決

1. 中国における著作権紛争解決手続の全体像

刑事訴訟、民事訴訟、行政摘発、調停などの手続の枠組について教えてください。

中国において著作権紛争を解決する方法としては、刑事訴訟、民事訴訟、行政摘発、調停などがあります。これらの手続の枠組はそれぞれ以下の通りです。

1. 刑事訴訟

(1) 立件

中国においては、刑事手続は立件により開始します。立件は刑事訴訟の開始にあたっての必須手続とされています。立件の手続については、公安機関又は人民検察院が、犯罪事実又は被疑者を発見したときは職権により、又はいかなる単位¹もしくは個人から事件報告、告発があつたとき審査を経て犯罪事実があり刑事責任を追及する必要があると認めるときは、立件しなければならないとされています（刑事訴訟法第 83 条、第 86 条）。著作権侵害事件の場合、通常、事件報告、告発は公安機関に対して行われ、立件の決定は公安機関が行います。

(2) 捜査

著作権・著作隣接権侵害に関する刑事事件の捜査は公安機関が行います。公安機関は、捜査に際して被疑者の有罪又は無罪及び罪の軽重に係る証拠資料を収集し、取り調べます。捜査を終結した事件については、公安機関は犯罪事実が明らかで、証拠が十分であると認めるときに起訴意見書を作成し、事件を同級の人民検察院に送致します。被疑者の刑事責任を追及することができないと認めるときには犯罪容疑者を釈放します。

(3) 起訴

人民検察院は公安局の起訴意見書を受けると、当該事件を起訴すべきか否かを審査します。審査においては、犯罪事実、情状が明確になっているか否か、証拠は十分であるか、犯罪の性格及び罪名の認定が正しいか否か、捜査活動が合法的に行われたか否か等を審査し、その審査結果に基づき、公訴提起決定、事件取消決定、不起訴決定のいずれかをしなければなりません。起訴すべきか否かの審査は 1 カ月以内になされなければなりません。ただし重大複

¹ 「単位」とは、会社、企業、事業単位、機関、団体などの総称です。

雑な事件については、15 日延長することができます。

中国では、起訴には検察機関による公訴と被害者等による自訴の 2 種類があります。自訴は以下の場合になされます。被害者が証拠で証明できる軽微な刑事事件、又は被害者が証拠で被告人が自分の人身もしくは財産権を侵害したことを証明できるものの、公安機関又は人民検察院が被告人の刑事責任を追及しなかった刑事事件について、被害者は自ら人民法院に起訴することができます。

(4) 裁判

通常の場合、公訴が提起されると管轄人民法院は、公訴受理後 1 ヶ月以内（遅くとも 1 ヶ月半以内）に判決を下さなければなりません。ただし刑事訴訟法第 126 条²に規定する事由のいずれかに該当する場合は、省、自治区又は直轄市の高級人民法院の承認又は決定を経て、さらに 1 カ月に限り延長することができます。公訴事件の第一審手続は、開廷前審査、開廷前準備、法廷での審理、審理の延期・中止、評議・宣告の各段階からなります。

中国は、日本のように三審制ではなく二審制を採用しています。

被告人又は人民検察院が判決の結果に対して不服である場合は、判決後 10 日以内に上級人民法院に上訴又は抗訴³することができます。第二審の人民法院は、上訴又は控訴された事件を受理した場合、1 ヶ月以内（遅くとも 1 ヶ月半以内）に判決を下さなければなりません。上級人民法院による第二審判決は終審判決となり、これに対して上訴又は抗訴することはできません。

検察機関による公訴とは別に、自訴事件の場合、自訴を行うことができる主体即ち被害者、その法定代理人、近親者から自訴が提起されると、管轄権を有する人民法院は、審査を行い、証拠が不十分であるとか、時効が成立しているといったように自訴の要件を満たしていないと判断するとき、却下の裁定を下すか、又は自訴人に訴えを取り下げるよう説得します。また、自訴事件について懲役 3 年以上の刑罰に該当すると判断した場合、人民法院はあらためて公安機関による立件手続に付します。

そのほか、刑事訴訟に際し、被害者は被告人の民事責任を追及するため、刑事附帯民事訴訟を提起することもできます。刑事附帯民事訴訟とは、一個の刑事事件の中に付帯して提起され、被告人の犯罪行為により生じた損害の賠償を求めるものです。口頭でも提起できる刑

² (1) 交通がきわめて不便な辺境地区の重大かつ複雑な事件

(2) 重大な犯罪集団事件

(3) 放浪しつつ事件を起こした重大かつ複雑な事件

(4) 犯罪がかかわる面が広く、証拠の採取が困難である重大かつ複雑な事件

³ 二審手続を提起する主体は上訴人と抗訴人に分けられます。上訴権を有するのは自訴人、被告人、彼らの法廷代理人、被告人の同意を得た弁護士人及び被告人の近親族です。抗訴権を有するのは各級検察院です。

事附帯民事訴訟は、刑事事件が立件されてから第一審の判決が下される前までに提起されなければなりません。

2. 民事訴訟

著作権・著作隣接権侵害に関する民事訴訟は、原告の訴えの提起と人民法院の受理によって開始します。原告の提訴は、訴状と被告の数の副本を人民法院に提出することによってなされます。

訴状による提訴がなされると、人民法院は、当該提訴が主に以下の4つの要件を満たしているかを審査し、その審査結果に基づき受理又は不受理の決定を行います。

- 1) 原告たる自然人、法人及びその他の組織が事件と直接の利害関係をもち、
- 2) 被告が明確で、
- 3) 具体的な訴訟上の請求及び事実・理由があり、
- 4) 同人民法院の民事訴訟の受理範囲及び管轄範囲に属す。

通常の場合、管轄人民法院は提訴受理後6ヶ月以内に判決を下さなければなりません。原告又は被告が判決結果に対して不服である場合は、所定の期間内に上級人民法院に上訴することができ、通常の場合、上級人民法院は、上訴受理後3ヶ月以内に判決を下さなければなりません。上級人民法院による第二審判決は終審判決となり、これに対して上訴することはできません。

3. 行政摘発

「中華人民共和国著作権法」(以下「著作権法」といいます)、「中華人民共和国著作権法实施条例」(以下「著作権法实施条例」といいます)、著作権行政処罰実施弁法等の関係法規定によれば、著作権法第四十七条に列挙した権利侵害行為で、公共利益に損害をもたらす行為、「コンピュータソフトウェア保護条例」第二十四条に示した権利侵害行為で、公共の利益に損害をもたらす行為、その他の法律、法規、規章で規定した行政処罰を行うべき著作権違法行為について、被害者、利害関係者又はその他事情を知る者は、著作権管理に当たる行政管理部門(一般的には版權局といった呼称が用いられています。国家版權局と地方版權局があります。)にこれを摘発することができ、国家版權局及び地方版權局は、上記の行為に対して権利侵害行為の停止命令、海賊版の没収、罰金、及び権利侵害に利用された材料、設備、工具等の没収という行政処罰を与えることができます。

4. 調停⁴

中国の調停は、裁判手続・仲裁手続とリンクしながら展開するものと、国家版權局及び地方版權局や人民調停委員会により行われるものがあります。著作権法において著作権侵害紛争について調停ができると規定されています。したがって、中国では著作権・著作隣接権侵害紛争及び著作権・著作隣接権契約紛争については、裁判手続・仲裁手続の中で行われる調停のほか、国家版權局及び地方版權局や人民調停委員会に申し立てることができます。また双方当事者が信頼するその他の機関、個人に調停を申し立てることができるとも解されています。人民法院による調停、仲裁機関による調停及び国家版權局及び地方版權局による調停の概要は以下のとおりです。

- (1) 人民法院による調停とは、民事訴訟の進行中において原告と被告が、人民法院の裁判官1名又は合議制法廷（裁判官及び人民陪審員により構成される日本の合議体に相当する裁判機構です。）のもとで、双方当事者の自由意思による協議を経て、互いに理解し譲歩して合意を達成し民事紛争を解決する訴訟活動及び事件終結方式を指します。民事訴訟の進行中は、審理前の準備の段階でも、判決前であれば法廷弁論終結後でも、当事者の申立てにより、又は人民法院の職権により調停が行われます。調停を経て、原告と被告が紛争解決方法につき合意を達した場合、人民法院は調停書を作成します。当該調停書は、裁判官と書記官の署名と人民法院の捺印の後、双方当事者に送達され、原告と被告が受取りの署名をした後、直ちに法的効力を有します。当事者は同一事項について訴訟を提起することができなくなり、上訴も認められません。ただし、裁判監督手続による再審の可能性はあります。
- (2) 仲裁機関による調停とは、仲裁機関が主宰し、紛争当事者双方に協議を経ての譲歩を促し、双方の紛争を解決する活動を指します。仲裁廷の調停により和解した場合、当事者双方は、書面による和解合意を締結しなければならない、仲裁廷は、当該和解合意の内容に基づき判断書を作成して事件を終結します。判断書は、作成された日から発効します。
- (3) 国家版權局及び地方版權局による調停とは、当事者双方の要求に基づき、国家版權局及び地方版權局が著作権に関する紛争に対して行う活動を指します。調停を経て、当事者双方が紛争解決方法につき合意を達したとしても、かかる合意は法的拘束力を有せず、その履行は当事者の自覚に頼るしかありません。

中国における著作権・著作隣接権侵害に対しては、現在までのところ、刑事処罰があまり

⁴ 中国には、「調停」という紛争解決制度がないが、「調解」という紛争解決の方法があります。「調解」は日本の「調停」に相当するものといわれて、調停と訳されているが、日本の調停制度と似ているものもあるし、異なるものもあります。本稿では、便宜のために調停という訳語を採用します。

機能しておらず、また、2001 年の著作権法改正までは、訴え提起前の保全処分の制度も十分に整備されていなかったため、行政処罰を中心とした権利執行体制となっています。ただし、国家著作権局及び地方著作権局も多数の人員を擁しているわけではなく、証拠の収集、事案の解明は権利者側の責任であり、そのためには調査会社を利用せざるを得ないという状況にあります。

今後、日本の権利者が著作権・著作隣接権の紛争解決において進めていく対策としては、以下の方法が考えられます。

- ① 著作物の権利者であることの証明に日本における第一発行年月日登録等を活用する。
- ② 商業的規模の侵害に対する刑事処罰の強化を求めて、公安局への刑事告訴を積極的に行う。
- ③ 国家著作権局及び地方著作権局への行政処罰の申立てを積極的に行うとともに、工商行政管理局にも相談して行政指導等による解決手段も活用する。
- ④ 2001 年に改正された著作権法によって申立てから 48 時間以内に判断が下されることが定められた仮処分命令・財産保全措置（仮差押）及び証拠保全命令の積極的活用をはかる。但し、これに必要な保証金については検討する必要がある。
- ⑤ 中国の税関における、中国からの著作権又は著作隣接権侵害品の輸出の差止措置の活用を検討する。ただし、倉庫費用や保証金については検討する必要がある。
- ⑥ 比較的安価で信頼できる調査会社及び弁護士を中国国内に確保しておく。
- ⑦ 以上を効率的に進めていくため、日本の権利者が集団的に侵害対策を講じ、かつ情報と経験の共有をはかる必要がある。

(ポイント)

- 中国の著作権紛争解決において、法律上は、刑事訴訟を利用することも可能であるが、実務上、刑事訴訟手続はあまり機能していない。
- 中国の著作権紛争解決においてよく利用されるのは、民事訴訟、行政摘発及び国家著作権局及び地方著作権局による調停である。
- 中国ではWTO加盟後、法律の改正が頻繁に行われているので、著作権紛争解決においても常に最新法規定の有無に注意すべきである。

中国における著作権紛争解決に関連する法令について教えてください。

中国における著作権紛争解決に関連する法令には、著作権法及び著作権法実施条例のほか、以下のものがあります。

1. 「中華人民共和国刑法」（全国人民代表大会、1997 年 10 月 1 日施行）

著作権侵害に対する刑事罰は、著作権法及びその実施条例ではなく、同法のなかに定められています。同法第 217 条及び第 218 条には、それぞれ著作権侵害罪及び海賊版販売罪に関する規定が設けられています。

2. 「コンピュータソフトウェア保護条例」（国務院、2002 年 1 月 1 日施行）

同条例（以下「ソフトウェア保護条例」といいます）は、コンピュータソフトウェア（以下「ソフトウェア」といいます）を特別な著作物として取り上げ、その著作権の内容、使用許諾と譲渡、法律責任等に対して詳細な規定を設けています。なお、ソフトウェア保護条例には、ソフトウェアの著作権侵害行為に関する法律責任として、民事責任、行政責任及び刑事責任が定められていますが、民事責任は著作権法に従い、刑事責任は刑法に従って追及することになっています。

3. 「著作権行政处罚实施弁法」（国家版權局、2003 年 9 月 1 日施行）

同弁法には、著作権を侵害し、公共利益に損害をもたらす行為に対する行政管轄、行政处罚手続、執行手続等が定められています。

4. 「中華人民共和国知的財産権海関⁵保護条例」（国務院、2004 年 3 月 1 日施行）

同条例（以下「海関保護条例」といいます）においては、海賊版等の輸出入を差し止める税関での水際措置について規定されています。

5. 「著作権民事紛争事件の審理における法律の適用についての若干の問題に関する最高人民法院の解釈」（2002 年 10 月 15 日施行）

同解釈には、著作権民事紛争事件の管轄、証拠収集、権利侵害行為及び賠償金額の認定方法、時効等に関する規定が設けられています。

⁵ 「海関」は日本の税関に当たる機関。

6.「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」(2004年12月22日施行)

同解釈第5条及び第6条には、刑法第217条及び第218条に基づく刑事罰に関する具体的な処罰基準が設けられています。

7.「最高人民法院のコンピュータネットワーク上の著作権紛争事件の審理における法律の適用についての若干の問題に関する解釈」(2000年11月22日施行、2003年12月23日改正)

同解釈には、コンピュータネットワーク上の著作権紛争の管轄、著作権侵害行為の認定、法律責任等に関する規定が設けられています。

8.「著作物任意登録試行弁法」(国家版權局、1995年1月1日施行)

同弁法には、任意による著作物の登録条件、登録機関、登録方法等に関する規定が設けられています。著作物登録証は、著作権紛争の解決において、初歩的な証拠として利用することができ、反対証明がなければ、かかる権利証明の有効性は認められます。

9.「コンピュータソフトウェア著作権登録弁法」(国家版權局、2002年2月20日施行)

同弁法には、ソフトウェア著作権の登録、ソフトウェア著作権の独占許諾契約及び譲渡契約の登録に関する規定が設けられています。政府は、登録したソフトウェアに対して優先的に保護します。

10.「音像製品管理条例」(国务院、2002年2月1日施行)

中国では、いわゆる検閲の観点から、「音像製品管理条例」(録音及び録画製品管理条例)が国务院令によって定められています。これにより、録画録音済録音テープ、ビデオテープ、レコード、コンパクトディスク及びレーザーディスク等の録音・録画製品の出版、製作、複製、輸入、卸売り、小売り及びレンタル等は、政府の許可を必要とします。

11.「インターネット著作権行政保護弁法」(国家版權局、情報産業部、2005年5月30日施行)

同弁法は、行政手段により、インターネット情報サービス活動における情報ネットワーク伝播権を保護し、情報ネットワーク伝送権を侵害する行為に対して行政処罰を与えることを目的とします。

(ポイント)

- 中国で著作権紛争に関するもっとも重要な法律は、「著作権法」及び「著作権法实施条例」であるが、そのほかにも著作権紛争関連法規定が多数存在している。
- 中国の著作権紛争関連法規定間には内容上重複している部分があり、著作権紛争事件に関する行政機関の管轄権が交錯する場合もある。

中国では、著作権紛争手続に「地域差」があるという話を聞きました。例えば、提出できる証拠や、証拠の要件が異なったり、警察や捜査機関の協力度合いに差がある、ということがあるようですが、本当でしょうか。違いがあるとすれば、例えば、大都市の北京と上海では、どのような違いがありますか。

そもそも著作権法は国の法律であり、また刑事訴訟法及び民事訴訟法も同様です。従いまして、著作権紛争手続に関し、地方によって手続きが異なることはありません。但し、他の法執行においてもよく見られるように、著作権紛争においても、法規定に対する関係当事者の解釈の違いにより、地方によって提出できる証拠や、証拠の要件が異なり、公安局及び国家版權局及び地方版權局等の関係政府機関の協力度に一定の差がありえますが、制度上の違いはありません。従いまして、著作権紛争手続において、例えば、北京と上海の間に具体的にどのような違いがあるかという問題は説明し難いと考えます。個別ケースをめぐって、北京と上海の間に一定の差があるといって、これが必ず北京と上海間の制度上の違いであるとはいえません。

(ポイント)

- 中国では地方によって、著作権紛争事件に関する警察等の行政機関の対応が若干異なる場合もあるが、これは、地方により法規定が異なるからではなく、関係法規定に対する各地方の担当者の理解が異なることによる。

2. 円滑な権利執行のための事前準備

著作権侵害行為に対し、円滑な権利執行を実施するには、事前にどのような準備を行えばよいでしょうか。

中国における著作権侵害行為に対する権利執行は、まず海賊版商品の摘発から始まりますが、海賊版商品を発見したとき、円滑な権利執行のためには、事前に以下の準備を行う必要があります（侵害品の発見については、I-4で説明します）。

1. 海賊版商品を調査する手段及び方法

中国にライセンシーが存在する場合は、ライセンス契約に、ライセンサーはライセンシーに対してライセンシーの費用で海賊版商品の調査を要請する権利があるという旨の条項を設けることを提案致します。その理由は、海賊版商品の取締りにおいて、ライセンシーはライセンサーと共同な利益関係を有しており、かつ、ライセンサーより中国国内の事情に詳しいライセンシーが海賊版商品の調査を行う方がより便利であるからです。ライセンス契約に上記内容を盛り込むに際し、ライセンシー側からは、費用問題につき懸念を示されるかもしれませんが、「海賊版商品の調査に必要な合理的な費用は、ライセンサーが負担するものとする。」又は「ライセンシーの判断に基づき合理的範囲内の規模及び費用で海賊版商品の調査を実施するものとする。」というような内容の条項にすれば、ライセンシーが受け入れる可能性も増します。

中国にライセンシーが存在しない場合は、予め中国における調査会社と調査の段取り及び費用につき相談する必要があります。中国の事情にあまり詳しくなく、かつ自分の力では調査会社を充分コントロールできない場合は、業務関係のある中国国内の法律事務所を通じて調査会社を選定することをお勧めします（I-3参照）。

2. 海賊版商品の摘発が行われた後の措置及び手続に関する事前の準備

(1) 権利侵害事実の把握、確認

- ① 権利侵害事件において、十分な証拠が勝訴の前提であり保証であるため、権利侵害の実態について可能な限り情報を集め、権利侵害商品や複製物及びその正規の領収書入手し、侵害行為を記録します。この場合、中国の公証人を立ち合わせ、公正証書を作成させるとともに、当該証拠を中国の公証人に保管させるのが望ましいです。
- ② 自身の著作権を主張できる根拠資料を準備します。例えば、著作物登録証やコンピュータソフトウェア著作権登録証、存在事実証明、出版した図書、創作や公表を報道した

新聞や雑誌など創作の事実と創作・公表時期（「いつ」創作・公表したか）を証明できるものが根拠資料となりえます。

- ③ 著作権侵害により自身に損害が発生している場合は、損害の程度を概算します。

(2) 対応方針の検討と実行

侵害行為の態様や被害の度合い、対応にかかるエネルギー、時間、費用等を総合的に勘案しながら対応方針を検討し、実行します。対応策は以下のようなもので、相手の反応をはかりながら、順次ステップアップさせます。

① 権利侵害者の特定

権利侵害の主体者を極力特定し、住所等の連絡先を調べます。不明な場合は、出版社やプロバイダーなど関与先を調べます。

② 対応スキームの策定

侵害行為を糾弾する法的根拠と、糾弾のポイント（何をもって主たる糾弾事項とするか）を検討し、自身の権利主張根拠の強弱とあわせ、今後の対応の方針と骨格を作ります。

侵害行為が単純な過失の場合以外は、いかに不当な侵害行為をしているかを「理」と「根拠」をもって相手方（侵害者）に示すことが重要で、このスキーム策定が全てを決するといっても過言ではありません。この部分に弁護士等の専門家のアドバイスを得る意味と価値があります。

事前の準備として重要なのは、権利者が摘発後の刑事告訴、民事訴訟の提起並びに行政処罰の申立等に必要な書類を理解しておくことです。中国では、法規定されていることが、字義通りに実務上で通用していないことも、場合によっては見受けられるとする人もいますので、著作権侵害問題の処理において、関係制度の正確な理解並びに円滑なる手続の遂行という点からは、中国現地弁護士のアドバイスを受けることをお勧めします。

また、上記法手続を行うに際し、委任状、著作権者の権利証明等を準備する必要がありますが、かかる書類の準備には日本国内で日本の弁護士に依頼するべき作業もありますので、経費等につき合意しておく必要があります。

なお、中国では実際に、侵害対象となった外国の著作権に対して権利侵害者が堂々と著作権登録するケースまでありますので、予め、著作権登録がなされているか否かを調べてみる必要があります。

3. 連絡網の構築

最後に、海賊版商品の発見後の手続をより円滑に行うための事前準備としては、①日本及び中国の弁護士との連絡網の構築、②すべきことのリストとその担当者の設定、③民事訴訟、行政処罰の申立等の社内決裁手続を予め策定しておく必要があります。もしも可能であれば、著作権侵害行為に対する取締機関である現地版權局と太いパイプを持つのも有効です。

上記準備事項は、やや煩雑で費用のかかる作業のようにも思えますが、海賊版商品を見つけてから初めて何をしたら良いか、またどのような書類を準備したらよいか、また誰に相談したらよいかというようなことを考えるようでは到底時宜に適った権利執行を実行することはできません。弁護士費用を含め準備段階ではそれほど費用がかかりませんので、是非、万全の準備体制を作ることをお勧めします。

(ポイント)

- ライセンス契約に海賊版商品の調査及び取締りに関するライセンシーの協力義務を盛り込むことによって、中国現地の状況に詳しいライセンシーの力を利用することも可能である。
- 海賊版商品の取り締まりにおいて、調査会社と弁護士の役割は重要である。
- 中国での事業規模が大きい日本の会社は、海賊版商品の防止及び取締りのため、弁護士の確保等の事前準備を行う必要がある。

3. 海賊版商品の製造・販売状況についての調査

海賊版商品の調査については、予め調査会社に依頼した方がよいでしょうか。もし、依頼する場合、中国にはどのような調査会社があるのでしょうか。依頼にあたって、どのような点に注意したらよいでしょうか。また費用はどのくらいかかりますか。

1. 調査会社に依頼する利点

著作権侵害行為を効果的に阻止するためには、海賊版商品を販売する店よりも、海賊版商品の源である製造業者を掘り出し、徹底的に取り締まる必要があります。但し、製造業者を突き止めるためには、その調査において一定の専門的知識及び設備が必要となり、場合によって、侵害者の妨害や復讐等に遭遇するなど大きな危険性を伴います。

また、中国では、民事訴訟においては原則として当事者が自ら証拠収集を行わなければならない、刑事告訴では公安局に通報しても思うとおりに捜査が進まない場合があります。かかる場合、権利者はやむを得ず調査会社に製造業者の特定及び権利侵害に関する証拠収集を依頼するほかありません。

調査会社自身が海賊版と真正品の見極めを行うための知識を有している場合もありますが、海賊版と真正品のそれぞれの特徴に関する情報提供等、権利者からの一定の協力が必要です。また、個別具体的な真贋の判断においては、調査会社に任せるのではなく、権利者自身が行うことが必要となる場合もあります。

2. 中国における調査会社と調査費用

中国で探偵会社の設立は法律上禁止されていますが、実質上、探偵会社と同じ性質の業務を取り扱う調査会社が多数存在しています。調査会社の適法性については、様々な議論はあるものの⁶、中国では既に数多い調査会社が業務活動を行っています。例えば、不完全な統計ではありますが、2003年北京市には、合計約5000社の調査会社（又はコンサルティング会社の名義で存在する調査会社）が存在し、その売上高合計額は2,200万米ドルに達したということです。

中国において調査会社に調査等を依頼する際には、調査会社の調査能力にばらつきがある

⁶ 中国では『個人探偵所』性質の民間機構の開設を禁止することに関する公安部の通知（1993年）により、探偵会社の設立は禁止されています。しかし、2002年に国家工商行政管理総局により改正された「類似商品及び役務区分表」第45類には、「探偵会社」が一つの役務分類項目として追加されています。従いまして、探偵会社の適法性に対する上記両政府部門の規定は矛盾しており、これによって中国では探偵業務を行う調査会社の適法性に対して議論が存在しています。なお、実務上、大量の調査会社が存在しており、かつ知的財産権侵害事件においても調査会社によって収集された証拠がよく利用されていますので、海賊版の取り締まりにおいて、調査会社に証拠収集を依頼するのは、特に問題ないと考えます。但し、調査会社による証拠収集は適法な方法によるものであることが必要です。

ことと、調査会社にそれぞれ得意分野・専門分野があり、知的財産権侵害調査を専門とする調査会社はごく一部にすぎないこと、中には調査会社というのは名目だけで調査能力を全く有していない会社・違法な手段により調査する会社があること、などの問題があることに注意を払う必要があります。かかる落とし穴に陥ることを防止するには、調査会社の選定に際して、信用できる現地の法律事務所または日本で中国法に基づき法律事務を行っている外国法事務弁護士に推薦してもらうのが適切であると考えます。この点については、日本貿易振興機構（JETRO）北京センター知的財産部は、中国における調査会社に対するアンケート結果（職員数、実績、日本語や英語のできる職員の有無等）をホームページ上で公開しており、日本企業を顧客とする調査会社のリストを公表しています。上記ホームページのアドレスは以下のとおりです。<http://www.jetro-pkip.org/daili/fl.htm>

また、調査会社からの情報に関して最大の課題は情報の信頼性です。中には報酬をもらいたいために不正確な情報や怪しい情報を提供してくることもあるため、注意が必要です。できれば、提供された情報については、自らも確認又は調査することが大事です。

著作権侵害行為に対する調査費用は、ケース毎に異なりますが、上海市のある大手調査会社を例とする場合、その調査費用の基準は以下のとおりです。

1. 上海市以外の地域において調査を行う場合、調査員一人当たりの費用は宿泊費用を含めて 1,400 人民元／日です。
2. 上海市内において調査を行う場合、調査員一人当たりの費用は 800 人民元／日であり、上海市郊外において調査を行う場合、調査員一人当たりの費用は 1,000 人民元／日です。
3. 海賊版商品の製造業者を突き止めるための調査においては、少なくとも 4 名の調査員が必要となります。
4. 著作権侵害事件の調査費用については、上記日額制のほか、定額制を採用することもできますが、その具体的な金額はケース毎に異なります。

(ポイント)

- 海賊版商品の調査は危険性が高い業務であるので、公安局が協力しない場合は、調査会社に依頼する必要がある。
- 中国では、調査会社の調査費用には参考となる基準がないため、ケースバイケースで相談する必要がある。
- 調査会社を効率的に使うためには、信用できる現地の法律事務所又は日本で中国業務を行う外国法事務弁護士から推薦を受けることが適切である。

4. 海賊版商品を発見したときの対処

海賊版商品を発見したらどのようにしたらよいのでしょうか。行政機関に摘発申出をするのでしょうか、司法手続を実施するのでしょうか。どの行政機関に申し出ればいいのかに関して、海賊版の種類と取締官庁の別について、教えて下さい。

発見した海賊版商品はその後の手続において証拠となるものですので、海賊版商品を発見した場合は、購入できるものであれば「購入」し、レンタルのみの場合は、「レンタル」してください。その場合、金額及び販売店の住所等を示す証拠として、「領収書」（税務局所定の正規のもの）の発行を求める必要があります。将来、民事訴訟を通じて損害賠償を求める必要があると認められる場合は、証拠の信憑性を高めるため、公証人の立会のもとで海賊版商品を「購入」又は「レンタル」する必要があります。

海賊版商品を発見した場合、行政機関に摘発申出をするのか、それとも司法手続を実施するかに対しては、定まった基準はなく、ケース毎に分析する必要があります。

一般に、侵害行為の差止めには、行政機関を利用する方が良いと言われています。摘発要請から摘発実施までの期間が短いため、速やかに侵害行為を抑えることが出来るとともに、経費も低額です。したがって、実務においては、行政救済が最も多く利用されています。このことは、経済産業省が 2005 年 3 月から 4 月にかけて実施した、中国の司法・行政当局の知的財産権侵害に対する執行に関する実態調査において明らかとなっています。

しかし、侵害行為の差止めだけでなく、損害賠償も求める場合には、強制執行力をもつ人民法院を利用することになります。特に、近年になって、多くの日本大手企業が行政摘発（差止め、侵害品の処分）という行政的救済にとどまらず、商標権侵害訴訟を提起し司法的救済を求める行動が相次ぎました。勝訴のケースも少なくないようです。

刑事罰は、著作権侵害者の侵害行為を抑えることに対してもっとも効果的に機能しますが、地方によっては、著作権侵害事件において刑事罰があまり機能しないと指摘する人もいます。実務上、行政機関も著作権侵害事件の処理において権利侵害行為が既に犯罪を構成しているにも拘わらず、事件の処理を司法機関に移送しないケースがあると指摘する人もいます。従いまして、海賊版商品の数量が非常に多く、権利侵害者の行為が刑法に定められている犯罪構成要件を著しく超えている場合は、公安局に通報し、権利侵害者の刑事責任を追及したほうが、より効果的かも知れません。但し、司法手続による場合は、所要期間が比較的長いので、事件の迅速な処理を望む場合は、行政機関に摘発申立をしたほうがより効果的です。

著作権侵害事件において行政処理又は刑事罰のいずれかの手続を経たとしても、権利者は、権利侵害者に対して損害賠償を求める民事訴訟を提起することができます。著作権侵害事件における民事訴訟は、権利侵害者に対する懲罰手段ではなく、権利者に対する救済措置です。

中国で著作権侵害事件に対する主な行政管轄機関は版權局ですが、工商行政管理局、文化部、税関等も著作権侵害事件において一定の行政管轄機能を有しています（公安局も政府管轄機関に属しますが、主に刑事手続においてその機能を発揮していますので、ここでは言及しないこととします）。

著作権侵害事件における上記行政機関のそれぞれの管轄範囲に対しては、以下の図表をご参照下さい。

No.	行政機関	主な根拠法	管轄範囲	処罰内容
1	版權局	「著作権法」、「著作権法实施条例」、「ソフトウェア保護条例」、「著作権行政処罰実施弁法」	I-12「著作権の行政保護」参照。	I-12「著作権の行政保護」参照。
2	文化部	「音像製品管理条例」	録音テープ、ビデオテープ、レコード、コンパクトディスク及びレーザーディスク等の録音・録画製品の卸売、小売、貸し出し、放映、輸入管理	著作権及び著作隣接権を侵害した録音・録画製品の没収、並びに録音・録画製品製造業に従事しうるライセンスの取り消し
3	税関	「海関保護条例」	著作権を侵害した貨物の輸出入	著作権を侵害した貨物の没収
4	工商行政管理局	明確な根拠法はないものの、著作権侵害行為が市場秩序を乱すので、かかる行為に対して一定の管轄権を有する。	工商行政管理局から営業許可証の発行を受けた者の著作権侵害行為	権利侵害者の営業許可証の取り消し

(ポイント)

- 海賊版商品を発見した場合は、購入、レンタル等の方法によって証拠収集を行う必要がある。
- 証拠の証明力を高めるためには、公証人の立会のもとで海賊版商品を購入又はレンタルする必要がある。
- 海賊版商品の取り締まりにおいて、どの処理方法を採用かは、ケースバイケースで分析すべきである。

5. 権利執行の相手方の特定

海賊版商品を見つけた場合、刑事手続又は民事手続の相手方の特定はどのようにしたらよいでしょうか。相手方が特定できなくても、刑事告訴又は民事訴訟は提起できるでしょうか。

販売店又はレンタル店において海賊版商品を発見した場合は、当該店舗を刑事手続又は民事手続の相手方とすることになりますので、かかる場合の相手方の特定は比較的に簡単です。店舗の名称及び住所は、通常の場合、特別な調査を経ることなく、その外観からすぐ分かりますが、民事訴訟においては、訴状に当該店舗の正式な名称、法定住所、法定代表者等の事項を明記する必要がありますので、当該店舗からもらった領収書又は名刺等を手掛りに、現地の工商行政管理局で当該店舗の工商登記資料を調べてみる必要があります。

中国法の規定によれば、企業の名称、住所、法定代表者、登録資本、経営範囲、出資者等の登記事項は、誰でも工商行政管理局で調べることができます。北京等の大都市では、通常の場合、一定の手数料を支払えば、工商行政管理局の窓口で簡単に調査対象の企業登記資料の一般的な内容入手することができますが、一部の地方の工商行政管理局では、人民法院の立件通知書がない限り、企業登記資料の提供を拒む場合もよくあります。かかる場合は、現地の状況に詳しい弁護士等に関係資料の入手を依頼することが方法として考えられます。

民事訴訟手続は、原告の訴えの提起と人民法院の受理によって開始しますが、原告が訴えを提起するには、相手方の特定を含む以下の要件を満たさなければなりません。(民事訴訟法第108条)

- (1) 原告が、事件と直接に利害関係を有する公民、法人及びその他の組織であること。
- (2) 明確な被告がいること。
- (3) 具体的な訴訟上の請求、及び事実・理由があること。
- (4) 当該訴訟が、人民法院が受理する民事訴訟の範囲及び管轄に属すること。

刑事告訴では民事訴訟とは異なって、被害者には相手方（即ち、犯罪容疑者）を特定する義務はなく、その人身又は財産権利に対して侵害をもたらした犯罪事実を発見しただけでも、司法機関に刑事告訴を提起することができます。従いまして、刑法の犯罪構成基準を満たす大量の海賊版商品を発見した場合、権利者は自ら相手方を特定する必要はなく、公安局に刑事告訴を提起することができます。公安局が当該事件に対して立件した場合、相手方を特定する作業は、公安局によって行われます。

発見された海賊版商品が少量であっても、まだ発見されていない海賊版商品が大量に存在していると一定の証拠がある場合には、公安局に刑事告訴を提起することが可能です。

公安機関による知的財産権侵害犯罪行為の取り締まりについては、中華人民共和国国務院報道弁公室が 2005 年 4 月に公表した「中国の知的財産権保護の新たな進展」によれば、ここ数年来、中国の公安機関は一連の措置をとって、各種の知的財産権侵害犯罪行為を厳しく取り締まり、法律執行のレベルと能力をたえず高めて、社会主義市場経済の健全な発展を保障してきたといえます。1998 年、知的財産権侵害犯罪行為の取締りを一段と強化するため、「刑事訴訟法」の規定に基づいて、公安部に知的所有権侵害犯罪行為の取締りを組織、指導し、協調させ、重大事件の処理を監督する専門機構が設立されました。地方の各クラス公安機関にも、この種の犯罪事件の受理、立件、捜査を具体的に担当する専門の捜査陣が設けられています。2000 年から 2004 年までに全国の公安機関は知的財産権侵害犯罪事件を 5305 件摘発し、総額は 22 億元近くに達し、犯罪容疑者を 7100 人逮捕しました。但し、実務上、一部の公安局が海賊版商品の取り締まりに対してそれほど力を入れていないと指摘する人もいます。その要因としては、恐らくその地方で重大な刑事事件が多発し、警察はかかる事件の捜査だけでも精一杯であるため、特に著作権侵害事件に対する取り締まりキャンペーンが行われない限り、普通の著作権侵害事件については、一部の公安局が様々な理由により立件を拒否するか、又は立件したとしても捜査を進めていないとの指摘があります。

従いまして、海賊版商品を発見した場合、刑事告訴をするか否かについては、現地の弁護士または日本で中国法に基づき法律事務を行っている外国法事務弁護士と事前に相談するのが適切であると考えます。

(ポイント)

- 著作権侵害に関して民事訴訟を提起する場合は、権利者が自ら相手方（即ち、被告）を特定する必要がある。
- 著作権侵害に関して刑事告訴を行う場合は、権利者が自ら相手方（即ち、犯罪容疑者）を特定しなくてもよい。
- 海賊版商品を発見し、刑事告訴を行った場合でも、公安局が刑事事件として立件することを拒む場合があるので、弁護士等を通じて事前に現地公安局の海賊版商品取締状況を調べてみる必要がある。

6. 証拠収集

中国法律法規に従い、証拠として利用できるのは、どのようなものでしょうか。

「中華人民共和國民事訴訟法」(全国人民代表大会、1991年4月9日施行)の規定によれば、民事訴訟において、証拠として利用できるものは、以下のとおりです。(1) 書証、(2) 物証、(3) 視聴覚資料、(4) 証人の証言、(5) 当事者の陳述、(6) 鑑定結果、(7) 検証記録(刑事訴訟及び行政処罰において利用できる証拠の種類は、民事訴訟の場合と概ね同じです。)

通常の場合、著作権紛争民事事件において、もっとも重要な意義をもつのは、著作権侵害事実の存在を証明できる書証、物証等であると考えられます。「最高人民法院の著作権民事紛争事件の審理における法律の適用についての若干の問題に関する解釈」によれば、当事者が提供した著作権に係る原稿、原本、適法な出版物、著作権登録証書、認証機構⁷が発行した証明、権利取得を証明する契約等は、証拠として利用することができます。そのうち、特に重要な証拠は著作権登録証書です。特にソフトウェアの場合、2002年1月施行の「ソフトウェア保護条例」により著作権の任意登録制度が導入されている点で、他の著作物と同じですが、自分が開発したものを模倣者が登録することによって、自分が権利侵害者として訴えられる可能性があります。この点については、かつてコンピュータソフトウェアの譲り受け後、ソフトウェア登録管理機構に対する登録申請を怠ったために、ソフトウェア著作権の侵害行為について損害賠償などの請求が棄却された事例があります。したがって、ソフトウェア著作権者が権利侵害行為について訴訟を提起するときは、自らが当該ソフトウェアの著作権を有することを立証しなければなりません。著作権の登録はかかる立証責任を果たすための重要な根拠となります。

中国で著作権登録を行っていない場合でも、著作権者は、著作権にかかわる原本等を提出することによって、自分が適法な権利者であることを証明することができます。また、中国法の規定によれば、作品又は製品に署名した自然人、法人又はその他の組織は反対証明がない限り、著作権者として認められます。

なお、前記司法解釈の規定によれば、当事者が自ら又は他人に委託して注文、現場取引等の方式によって海賊版を購入し、これによって取得した実物、領収書等は証拠として利用することができます。海賊版を購入する場合、通常、2セット購入したほうが望ましいです。1セットは人民法院へ提出するために公証処(公証役場)に保存し、もう1セットは権利者自身が保存し、技術鑑定等に用いるためです。

⁷ 「認証機構」とは、中国版權局との間で協定を締結している著作権権利団体として、それによって発行された権利帰属の証明書は中国版權局において公的な権利の証明書として扱われます。例えば、MPA(アメリカ映画協会)等の団体です。

ところが、権利者が一般消費者として市場から権利侵害製品を購入することができない場合もあります。かかる場合の対策として、その他のルートにより、権利侵害の事実を立証できるサンプル又は相応の紹介・宣伝資料を収集することがあります。但し、これらは複製品ではなく原本である必要があります。更に、侵害者が証拠の真偽や証明力等について異議を申し立てることへの対策として、これらのサンプル又は資料もできる限り公証処に保存したほうが望ましいです。

また、権利者が上記方法によって取得した証拠及び証拠収集過程について、公証人が権利侵害の嫌疑者に身分を表明しないまま現場に立会って作成する公証書は、証拠として使用することができます。

上記規定から、海賊版のサンプルとしての実物を購入する際には、必ずしも公証人の立会のもとで行う必要はないと考えます。但し、「民事訴訟証拠に関する最高人民法院の若干の規定」（2002年4月1日施行）第9条第（6）号の規定によれば、有効な公証文書により証明された事実について、当事者はこれを証明する必要はありませんので、かかる海賊版のサンプルとして購入した実物の証拠力を高めるためには、公証人の立会のもとで行うのが適切であるといえます。

著作権法第52条には、複製品の出版者・製造者は、その出版・製作が適法に授權されたものであることを証明できない場合、あるいは複製品の発行者又は映画著作物、映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物、コンピュータソフトウェア、録音・録画製品の複製品の貸与者は、その発行・貸与した複製品の適法な入手ルートを証明できない場合は、法的責任を負うものとする、という規定が設けられていますが、これは、旧著作権法にはない新規定として、著作権の権利者にとって有利な規定であると考えます。

複製品の出版者、製造者、発行者又は貸与者が、上記新規定に基づく証明責任を果たせなかった場合、どのような法的責任を負うべきかという問題について、議論が存在するようですが、ここでいう法的責任には、民事責任のみならず、行政責任及び刑事責任も含めるべきであると考えます。

なお、「ソフトウェア保護条例」第28条には、「ソフトウェア複製品の出版者又は製作者が、その出版又は製作について適法な授權があることを証明することができない場合、及びソフトウェア複製品の発行者又は貸与者が、その発行又は賃貸した複製品の適法な入手ルートを証明できない場合は、法律責任を負うものとする。」という規定が設けられていますが、これは、著作権法第52条と同趣旨の規定です。

但し、「ソフトウェア保護条例」第30条には、「ソフトウェアの複製品所有者が、同ソフトウェアが海賊版であることを知らず、かつ知り得た合理的理由がない場合には、賠償責任を負わない。但し、同海賊版の使用を停止し、かつこれを廃棄しなければならない。同海賊

版の使用停止又は廃棄が複製品の使用者に重大な損失を及ぼす場合には、複製品の使用者はソフトウェア著作権者に合理的費用を支払った後、引き続き使用することができる。」と定められています。同規定の第一文を反対解釈すれば、海賊版であることを知らないソフトウェアの複製品所有者による「使用」であっても、海賊版であることを知り得た合理的理由がある場合には、同複製品所有者に損害賠償責任が発生することになります。

著作権紛争民事事件においては、権利者は少なくとも、自分が当該著作権の適法な所有者又は使用者であること、相手方に著作権侵害行為が存在していること、権利者が被った損失が相手方の権利侵害行為と必然的因果関係があることを証明しなければなりません。

なお、中国で著作権侵害犯罪行為は、いずれも「著作権法」に規定されている民事責任を負うべき著作権侵害行為の範囲に属しますので（ただ、著作権侵害犯罪行為は、違法所得金額等の面で、民事責任を負うべき著作権侵害行為に比べてその事案が重大であるに過ぎません。）、上記、著作権紛争民事訴訟における証拠収集方法は、著作権侵害刑事事件においても概ね適用されると考えます。

（ポイント）

- 著作権侵害に関する証拠収集は、権利者が侵害された著作権の権利者であること、権利侵害事実、侵害情况等を証明することがポイントである。
- 権利侵害事実に関する証拠の証明力を高めるためには、中国法に基づき公証を行う必要がある。
- 著作権侵害事件の処理においては、原則として権利者が証明責任を負うが、相手方が著作物複製品の出版者及び製造者としての地位を主張する場合には、その出版・製作が適法に授權されたものであることを相手方側が証明しなければならない。

外国で発生した証拠の認証手続はどのようになっているのでしょうか。

「民事訴訟証拠に関する最高人民法院の若干の規定」（2002年4月1日施行）第11条の規定によれば、当事者が人民法院に提出する証拠が、中国国外で形成されたものである場合、当該証拠は、当該国の公証機関の証明を経て、かつ当該国の中国大使館（領事館）の認証を受け、又は中国と当該国が締結した関連条約に規定されている証明手続を履行しなければなりません。

日中両国の間には、司法共助条約が存在しませんので、日本で発生した証拠を中国の人民

法院に提出するためには、日本の法務局において公証手続を経て、かつ中国駐日本大使館領事部の認証を受けなければなりません。かかる公証・認証手続を行わなかった日本で発生した証拠に対して、中国の人民法院は、これを有効な証拠として採用しません。

外国で発生した証拠に対して公証・認証手続を経なかったことにより敗訴した著作権紛争訴訟の実例として、以下の判例があります。

2003 年、天津市所在の韓国資本のあるアパレル会社（以下「X 社」といいます）は、北京市所在のあるファッション会社（以下「Y 社」といいます）が、自社製品のデザインを模倣したファッションを市場において販売していることを理由に、北京市第一中級人民法院に提訴しました。法廷審理において、焦点の一つとなったのは、X 社が証拠として提出したデザイン図の有効性に関する問題でしたが、当該デザイン図は、X 社の出資者である韓国企業の著作物であるため、外国で発生した証拠の範囲内に属し、これが中国の人民法院で有効な証拠として認められるためには、上記の公証・認証手続を経る必要がありました。しかし、本件において、X 社は上記デザイン図に対して、関係公証・認証手続を行わなかったため、当該デザイン図は最終的に証拠として認められず、X 社は敗訴しました。

（ポイント）

- 日本で形成された証拠に対しては、日本の法務局の公証を経て、中国駐日本大使館領事部の認証を受けなければならない。
- 判例では、外国で発生した証拠の範囲内とみとめられた場合には、上記公証・認証手続を経なかった証拠について、中国の人民法院は有効な証拠として採用しないとされている。

海賊版商品、領収書及び調査報告書のほかにどのような証拠を集めればよいのでしょうか。

「最高人民法院の著作権民事紛争事件の審理における法律の適用についての若干の問題に関する解釈」第 8 条の規定によれば、当事者が自ら又は他人に委託して注文、現場取引等の方式を通じて取得した海賊版商品、領収書等は証拠として使用することができますが、「中華人民共和国民事訴訟法」の規定によれば、民事訴訟において証拠として利用できるものには（1）書証、（2）物証、（3）視聴覚資料、（4）証人の証言、（5）当事者の陳述、（6）鑑定結果、（7）検証記録等が含まれますので、著作権侵害紛争に関する訴訟においては、海賊版商品及び領収証のほかに、権利侵害の事実を証明できる上記取得可能な証拠を収集する必要

があると考えます。

なお、「最高人民法院の著作権民事紛争事件の審理における法律の適用についての若干の問題に関する解釈」第7条の規定によれば、当事者が提出した著作権に係わる原稿、原本、適法な出版物、著作権登録証書、認証機構により提出された証明、権利取得に関する契約等は、いずれも証拠とすることができます。

通常の場合、調査会社により提供された調査報告書自体は直接証拠として採用されることはできないと考えますが、調査会社が適法に収集した証拠は、権利者が人民法院に提出することにより証拠として採用されることができます

(ポイント)

- 海賊版商品、領収証のほかにも、権利侵害の事実を証明できる全ての証拠は形式の如何に拘わらず、とりあえず収集しておく必要がある。
- 調査会社の調査報告書が直接証拠として採用されることは難しい。よって、調査会社が収集した証拠のうち、適法な収集方法によるもののみ選別して権利者の名義で人民法院に提出する必要がある。

真正品に関する権利証明書としては、どのようなものを準備すればよいのでしょうか。

中国では著作物及びソフトウェアに対し、中国版權保護センター（Copyright Protection Center of China）における任意登録制度を実施していますが、かかる登録を経ると、中国版權保護センターより関係登録書類が発行されます。上記登録書類は、真正品の著作権に関する有力な権利証明として、相反する証拠がない場合、又は相反する証拠があってもそれが事実か否かを証明できない場合、その記載内容が事実としてみなされます。

なお、真正品の著作権に関する権利証明としては、著作権ライセンス契約又は譲渡契約等を提出することも可能ですが、中国の関係法規定によれば、「海外図書出版に関わる著作権契約」及び「海外電子出版物及びコンピュータソフトウェアの出版・複製のための著作権使用許諾契約」は、関係政府機関において登録する義務がありますので、かかる契約の登録書類も権利証明書の一つとして提出できると考えます。

そのほか、日本の著作権に係わる場合は、日本における著作権登録に関する証書又は日本で最初の出版日を証明できるものを提出する必要がありますが、日本で形成されたかかる証拠を中国の人民法院に提出する場合は、前述のような公証・認証を行う必要があります

す。

(ポイント)

- 権利証明を簡単に行うためには、中国の関係政府部門において、著作権又は著作権使用許諾契約に関する登録手続を行う必要がある。

公証証拠の効力について注意すべきことはありますか。

著作権侵害事件においては、証拠の収集が非常に困難なため、著作権の権利者は、その身分を隠し、市場で権利侵害者から海賊版を購入することにより証拠を取得する方法をよく採用しています。但し、訴訟において権利侵害者は、当該海賊版との関わりを全面的に否定することが一般的です。また、ソフトウェア著作権侵害事件においては、ソフトウェア自体の特徴により、権利侵害者は容易にソフトウェアを修正又は削除し、権利侵害行為に関する証拠を隠滅することができます。従って、上記の方法により取得した証拠の証拠力を高めるためには、その証拠取得過程に対して公証を行う必要があります。

公証証拠に対して、人民法院はこれを否定できる十分な証拠がない限り、公証証拠に記載された法律事実を直接認定します。但し、公証証拠に記載された法律事実が事案の具体的な審理において何を証明できるか、どのような役割を果たしうるのかは、裁判官が事案の具体的な状況及びその他の証拠により判断することとなります。

例えば、権利者が証拠を取得するため、その身分を隠し権利侵害者から海賊版を購入する期間が長期にわたる場合、当該海賊版の購入過程に対する複数の公証証拠⁸は、その連続性と完全性が重要視され、いずれかの要件が欠如する場合、人民法院は、当該公証証拠によって証明しようとする権利者の主張を認めないこととなります。なお、かかる要件は、ケースバイケースであり、実務上は人民法院の裁量によります。

(ポイント)

- 公証証拠の証明力は高いが、公証証拠があっても、著作権侵害に関する訴訟において必ず勝訴できるとは限らない。

⁸ 「公証証拠」は、公証を受けた証拠を指します。

- 公証証拠が証明できる著作権侵害事実に関しては、人民法院が証拠の連続性及び完全性の見地から審査を行う。よって、証拠の公証の方法については、十分な検討を行う必要がある。

7 弁護士の選定・依頼

海賊版商品の摘発、またその後の刑事手続、民事手続、行政摘発手続について弁護士に依頼したいのですが、どのように選定したらよいのでしょうか。またどのような事項を依頼したらよいのでしょうか。中国全体の法律事務所及び弁護士の特徴、法律事務所の体制などについて教えて下さい。

弁護士は中国語で「律師」といい、英語 **Lawyer** の訳語となっています。弁護士の執務機構としての法律事務所は、中国語で「律師事務所」と称し、その設立基準として、(1) 自己の名称、住所及び定款を有すること、(2) 10 万人民币以上の資産を有すること、(3) 弁護士法の規定に適合する弁護士がいること、の三つの要件が必要となります。

法律事務所には経営形態によって、国が出資している事務所、組合制事務所、パートナーシップ制事務所の 3 種類があります。国が出資している事務所及び組合制事務所は、弁護士事務所のすべての資産をもって債務に対する責任を負わなければならない（有限責任）のに対し（弁護士法第 16 条、第 17 条）、パートナーシップ制事務所のパートナーは事務所の債務に対して無限責任及び連帯責任を負わなければならない（弁護士法第 18 条）。中国全国法律事務所は 1 万 1 千ヶ所であり、そのうち、パートナーシップ制法律事務所が 7,700 ヶ所と全体の 70% を占め、そのほかは組合制、国有法律事務所です。

弁護士の資格を取得するためには、国家統一司法試験に合格しなければならず、司法試験に参加できる学歴条件は、原則上、大学法学部本科⁹卒業以上の学歴か、その他の学部卒業以上の学歴で法律専門知識を有していることが要求されます。なお、弁護士資格を取得しただけでは弁護士業務に就くことはできず、弁護士就業証明書の取得が絶対条件となります。当該就業証明書を取得するためには、法律事務所での 1 年間以上の実習経験があり、品行方正であることが必要とされます。また、現職の国家公務員及び各級人民代表大会の常務委員会委員の在職期間にある者は、弁護士との兼業が禁止されています。

2004 年末までに、中国全国の約 1 万 1 千の法律事務所に在籍している弁護士の人数は計約 12 万人で、毎年増える一方にあります。

弁護士の選定においては、弁護士の経歴、専門分野を確認し、所属法律事務所の状態、その構成員についても調べる必要があると考えます。なぜなら、中国でも現在法律制度が益々細分化され、一人の弁護士が全ての法律に詳しいことは殆ど不可能な上、複雑な事件の処理においては、一人の弁護士の能力では限界があり、複数の弁護士がチームワークを形成して業務を進める必要があるからです。

⁹ 中国の大学では、大学生の修業コースには、大学本科と大学専科（現在は高職と呼ばれる）の 2 種類があります。本科は修業年限が 4 年のコース、専科は修業年限が 2 年のコース。

また、弁護士の選定においては、知り合いから紹介を受ける、インターネットで法律事務所を検索する、新聞広告から選ぶ等の様々な方法がありますが、もっとも重視すべき点は、今までどのような事件を取り扱ってきたか、であると考えます。

なお、正式に弁護士に依頼する場合は、当該弁護士が所属している法律事務所と代理契約書を締結する必要がある、当該代理契約書の中には、弁護士費用・報酬の金額、支払方法、弁護士の代理権限、双方の権利義務、解約条件等をできる限り詳しく定める必要があると考えます。

海賊版商品の摘発、またその後の刑事手続、民事手続、行政摘発手続について弁護士に依頼する必要がある事項は非常に多くなるといえます。証拠の収集から始まり、関係書類の作成、関係政府部門との交渉、訴訟、判決文の強制執行、和解合意書の締結等、様々な事項において、弁護士は大きな役割を担うことになると考えます。

(ポイント)

- 著作権侵害事件における弁護士の役割は大きい。
- 中国弁護士の選定においては、当該弁護士が所属している法律事務所の状況も調べる必要がある。
- 中国弁護士に依頼する際は、当該弁護士個人とではなく、その所属法律事務所と正式な依頼契約を締結する必要がある。
- 依頼契約書の内容はできる限り詳しく作成する必要がある。

弁護士に依頼する場合、どのくらい費用がかかりますか。また、刑事手続や民事訴訟、行政摘発手続を提起する場合、どのくらいの費用がかかりますか。

弁護士費用

弁護士報酬の計算方法としては、中国でも日本と同様、タイムチャージ、着手金プラス成功報酬等の方法がよく採用されていますが、上記報酬の計算基準は、弁護士及び法律事務所によって異なります。

タイムチャージの場合、北京・上海地域で日本業務を取り扱う弁護士の報酬は、1 時間あたり約 150 米ドル～300 米ドルが通常の相場です。

着手金プラス成功報酬の場合、着手金及び成功報酬の金額は双方の協議によります。

民事訴訟費用

訴訟を提起するには、人民法院に事件受理费を納付する必要があります。事件受理费は、訴訟目的物の金額に応じて算定されます。そのほか、訴訟のための鑑定料、財産保全・証拠保全にかかる費用、強制執行の場合の執行費等が発生します。

(1) 事件受理费

事件受理费とは、人民法院が提訴を受理すると決定した時、原告に請求する費用であり、日本の訴訟における貼用印紙額に相当します。金額は、訴訟の目的物の価額によります。損害賠償請求事件ではその請求額に応じて事件受理费が算定されますが、著作権の「帰属」をめぐる争われる事件（ある著作物の著作権が X にあるのか、Y にあるのかをめぐる XY 間で争われる訴訟のような事件）では一件あたりの固定額となります。事件受理费は、原告が訴え提起時に立て替えますが、最終の負担先は、判決文の定めによります。

※ 訴訟事件受理费に関する計算法

訴訟目的物の金額区分（貨幣単位：人民币）	受理费金額又は 定率（1 件あたり）
1000 元未満の部分	50 元
1000 元超～5 万元未満の部分	4.0 %
5 万元超～10 万元未満の部分	3.0 %
10 万元超～20 万元未満の部分	2.0 %
20 万元超～50 万元未満の部分	1.5 %
50 万元超～100 万元未満の部分	1.0 %
100 万元超過部分	0.5 %

例えば、訴訟目的物の金額(請求額)が 100 万元の場合、事件受理费は 50 元+1960 元+1500 元+2000 元+4500 元+5000 元=15,010 元となります。

(2) 執行費用

確定判決・裁定又は調解書（和解調書）の執行のほか、法によって強制執行の効力を有するすべての法律文書（例えば行政処罰決定書）の執行、財産保全の執行などには、執行費用

を要します。

執行費用の算定については、執行申立金額 1 万元以下は 1 件あたり 50 元、1 万元ないし 50 万元の部分は 0.5%、50 万元以上の部分は 0.1%で納付しなければならないとされています。例えば、請求額が 100 万元の場合、執行費は 50 元+2450 元+500 元=3000 元となります。

当該費用は、承認・執行を拒否された場合であっても返還されません。

(3) その他訴訟にかかる費用

上記のほか、当事者が実費で支払わなければならない費用は次のように挙げられます。

- ① 検定料、鑑定費、公告費、通訳費
- ② 証人、鑑定人、通訳者が出廷するための交通費、宿泊費、欠勤手当等
- ③ その他人民法院によって当事者が負担すべきと認められた費用

(4) 調解（和解）

前述のように、中国の民事訴訟では、民事訴訟の進行中は、審理前の準備の段階でも、判決前であれば法廷弁論終結後でも、当事者の申立てにより、又は人民法院の職権により調停が行われます。

手続の至るところで、「調解」が強調されているのが中国の民事訴訟制度の大きな特徴です。

人民法院は、調解が可能なときは調解によって事件を解決するものとされ（民事訴訟法 9 条、85 条）、可能な限りなるべく早い段階から試みなければならない（民事訴訟法 86 条）。調解は、審理終結後、判決の言渡し前にも試みられる（民事訴訟法 128 条）。上訴審でも調解が試みられる（民事訴訟法 155 条）。

調解は当事者に強制されてはならない（民事訴訟法 88 条）。調解の内容は、法律規定に違反するものであってはならない（民事訴訟法 88 条）。当事者双方が合意に達して法廷調解が成立した場合には、人民法院は人民法院調解書を作成し、それを当事者に送達して訴訟が終結する。調解ができないときは、人民法院は、迅速に判決を下さなければならない（民事訴訟法 91 条）。

裁判官が訴訟当事者の合意に基づき作成し、当事者が受領した「人民法院調解書」は、確定判決と同等の法的拘束力を有する（民事訴訟法 89 条）。すなわち一方当事者が発効した法院の調解書に定められた義務を履行しなかった場合、他方が人民法院に当該調解書に基づき強制執行を申し立てることができる。

もし調解が当事者の自由意思に反して成立させられた場合、あるいはその内容が法律規定に違反する場合には、当事者は、2 年以内であれば、上級の人民法院に対し、あらためて事

件を審理するよう申し立てることが可能である。人民法院がこの申立を受理した場合、裁判監督手続¹⁰に従い再審をする（民事訴訟法 180 条）。

（ポイント）

- 弁護士費用は、ケースバイケースで相談する必要があるが、北京、上海等の地域の涉外弁護士の費用はかなり高い。
- 民事訴訟の事件受理费は、訴訟物の価額に比例するので、相応の証拠がないにも拘らず巨額の損害賠償を請求するのは、訴訟コストの増加となる。

¹⁰ 「裁判監督手続」とは、既に法的効力を生じた判決、裁定について、明らかに誤りがあり、再審の必要があると認められる場合に行われる手続です。

8. 委任状の作成

弁護士に対する委任状の作成方法を教えてください。

委任状には、民事訴訟代理授權委託書や刑事弁護授權委託書、行政訴訟代理授權委託書、非訴訟事務代理授權委託書等があります。以下に民事訴訟代理授權委託書を例に解説します。

民事訴訟法第 59 条（授權委任状）により、民事事件の当事者は、他人に委任して訴訟を代理させる場合には、人民法院に、委任者が署名し、又は押印した授權委任状を提出しなければなりません。

授權委託書には、委託事項及び権限を明記しなければなりません。

訴訟代理人に授与する代理権限は、一般代理権限と特別代理権限があります。一般代理権限とは、代理人が被代理人のため代理で訴訟活動への参加、調査、関係証拠の提出、法廷弁論・調停への参加等の一般的な訴訟行為をなす権限をいいます。一般代理権限の場合、訴訟権利及び実体的権利を処分することができません。訴訟代理人が訴訟上の請求の承認、放棄、変更をし、和解を行い、反訴もしくは上訴の提起をすることは特別代理権限に該当し、委任者の特別の授權を得なければならないとされています。

したがって、代理人の代理権限の乱用を防止するには、委任状において代理権限を明確に規定することが必要です。

実務では、弁護士に対する委任状は、以下のような様式で作成されるものが多く、ご参考にしてください。実務上、委任状の作成は弁護士に任せ、依頼者はその内容を確認することになります。

（ポイント）

- 委任状は、法律で定められた記載要件を満たす必要がある。
- 代理人の代理権限の乱用を防止するために、委任状において代理権限を明確に規定することが必要である。
- 実務上、委任状の作成は弁護士に任せ、依頼者はその内容を確認するだけでよい。

※委任状の例

委任状

委託者：〇〇〇〇〇〇会社

住所：○○○○○○○○○

法定代表者：○○○

職務：○○○

受諾者：○○○

勤務先：○○○

住所：○○○○○○○○○

職務：○○○

電話：〇〇〇 FAX：〇〇〇

- [illegible]

以上

〇〇年〇〇月〇〇日

委託者：〇〇〇〇〇会社（捺印）

法定代表人：○○○（署名）

公証人による公証とは、どのようなものですか。

委任状については、日本の公証役場（以下「公証役場」といいます）において公証人による公証を受け、かつ日本の外務省（以下「外務省」といいます）において認証を受けた後、中国大使館の認証（28 頁参照）を受ける必要があります。委任状は、中国大使館での認証を受けるまでの段階においては日本語版のみでよいですが、中国の人民法院等の公的機関に提

出する場合は、中国語訳文を添付しなければなりません。委任状を英語で作成した場合であっても、中国の公的機関に提出する場合は、中国語訳文を添付する必要があります。

公証役場における公証は、原則として、委任状の署名者（委任者）が公証役場に出向いて公証を受ける必要があります。署名者が公証役場に出向くことができない場合は、署名者からの委任状を用意し、委任を受けた者が公証役場に出向き、公証を受けることもできます。

委任状へ押印する印鑑や添付書類は、代表取締役として署名するか、個人として署名するか等によって違います。

1. 代表取締役が署名する場合：

代表印を押した委任状、代表印の印鑑証明書、登記簿謄本

2. 代表取締役以外の役員や社員が会社の肩書をもって署名する場合：

認印を押した委任状、認印の使用証明書（代表印を押印）、代表印の印鑑証明書、登記簿謄本

3. 個人として署名する場合：

実印を押した委任状、実印の印鑑証明書

例えば、作家などの個人の場合は、この形式になります。

つまり、日本の権利者が委任状を作成する場合、日本の公証人による公証を受けない限り、外務省による認証及びその後の中国大使館による認証もありませんので、日本の公証人による公証は必須です。

(ポイント)

- 中国弁護士に対する委任状等は、日本の公証役場で公証を受ける必要がある。
- 委任状は中国大使館の認証受け、かつ中国の人民法院等の公的機関に提出するため、中国語でも作成する必要がある。

公的機関による認証手続はどのようなものですか。

委任状は、外務省の認証を受けた後、中国大使館に提出して認証手続を経る必要があります。

1. 外務省における認証

委任状について外務省の認証を受けるためには、公証役場において公証人の公証を受け、かつ、その公証人の所属する（地方）法務局長による公証人押印証明を経て、外務省に提出して認証を受けることができます。

東京都内及び神奈川県内の公証役場で手続をすれば、申請者の要請により法務局の公証人押印証明、外務省の公印確認証明又はアポスティューユ¹¹（付箋による証明）が取得できます。これにより、法務局や外務省へ出向くことなく、手続を終えることができます。

2. 中国大使館における認証

外務省において認証を受けた上記書類に対しては、中国大使館においても認証を受ける必要があります。外務省が認証した上記書類に対して中国大使館に認証申請を行う際、持参人が外務省に認証申請をした人と異なる場合には、本件に関する権利者の委任状が必要となります。

なお、持参人は自動車運転免許証、パスポート等の身分証明書及び上記書類の写しを持参する必要があります。

持参人は中国大使館において、「公証・認証申請表」を記入する必要がありますが、当該申請表には、権利者（又は法定代表者）の生年月日欄もありますので、予め調べておく必要があります。

（ポイント）

- 中国弁護士に対する委任状等は、公証手続を経て外務省及び中国大使館において認証を受ける必要がある。
- 東京都内及び神奈川県内の公証役場で手続すれば、認証手続が簡単に済む。

¹¹ 「アポスティューユ」とは、日本国外務省がその公文書が日本の正当な権限を有する官公署（＝公証人役場）で作成されたことを、外国に対して認証する文書のことです。

9. 警告

侵害者に対する警告の意義・目的はどのようなものでしょうか。またどのくらいの費用がかかりますか。

警告書の意義・目的に関して、まず、警告書を出して侵害者の反応や出方を見て次のステップを決めるという効用があります。弁護士としては最初に時効中断と証拠法的効果に着眼するのは一般的です。「民法通則」の訴訟時効に関する規定によれば、中国において訴訟時効は2年と非常に短く設定されています。従って権利者としては早急に訴訟を提起するか、時効を中断する必要があります。警告書は時効中断を書面により行い、証拠を残すという効果を有します。何回も警告書を送れば、その度に時効が中断して2年の時効が最初から開始することとなっています。いわば、警告書は訴権喪失を防止する上では半分の労力で倍の効果があります。また、侵害者に対して権利侵害の停止を請求したことを証拠に残すためにも警告書は有効かつ必要な手段といえます。

著作権侵害事件において、侵害者に対する警告は、権利侵害の状況がまだ軽微である状態のときに、権利侵害行為を止めさせることを目的としてよく利用される措置です。権利侵害の具合が軽微で、権利者に大きな損害がない場合、侵害者に対する訴訟を起こしても、余分に多額の費用と手間が掛かるだけで、勝訴したとしてもこれをカバーできる賠償をもらえるとは保証されません。

従いまして、かかる場合、侵害者に対して警告を行うことで、その権利侵害行為を止めさせることができれば、権利者にとっては非常に効率的であるといえます。

上記警告を行う場合に発生する費用は、主に、弁護士に依頼して関係書類を作成するのに要する費用であると考えます。警告するためには侵害状況を調査する必要があり、弁護士費用は定額の場合もありますが、ほとんどの場合はタイムチャージ方式が採用されます。また、権利者は、弁護士に依頼せず、自分で関係書類を作成することも可能です。

警告書の作成において弁護士費用をタイムチャージで計算する場合は、警告書1頁当たり約1～2時間かかるものとして見積もるのが適当と思われます。

※警告書文例（和訳文）

警告書

〇〇〇〇有限公司 御中

当法律事務所は、日本国〇〇〇〇株式会社（以下「〇〇会社」という。）の依頼を受け、貴社が〇〇会社の著作権を侵害した件につき、以下の通り警告する。

貴社は〇〇会社の授權を経ず、〇〇会社が著作権を有している〇〇キャラクターを、貴社のTシャツ商品に付し、長期間にわたって、北京市東城区建国門内大街〇〇号の〇〇〇百貨店、北京市朝陽区朝外大街〇〇号の〇〇〇デパート、上海市南京路〇〇号の〇〇服装店等の場所で販売してきた。

貴社の上記行為は、「中華人民共和国著作権法」第47条の規定に対する重大な違反となり、〇〇会社の〇〇キャラクターの著作権を著しく侵害している。従って、〇〇会社は、貴社が直ちに上記著作権侵害行為を中止し、〇〇会社に対して書面にて謝罪することを強く要求する。

貴社が本警告書の発行日から〇〇日以内に何らの回答も行わないか、又は〇〇会社の上記要求を受け入れない場合、〇〇会社は、貴社の上記違法行為に対して、法律責任を追及する権利を留保する。

以上

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇法律事務所（印鑑）

〇〇〇弁護士

電 話：〇〇〇〇〇

FAX：〇〇〇〇〇

※警告書文例（中国語）

警 告 书

〇〇〇〇有限公司

本法律事务所受日本国〇〇〇〇株式会社（以下称“〇〇公司”）委托，就贵公司侵害〇〇公司著作权一事，提出如下警告。

贵公司未经〇〇公司授权，在贵公司的T恤衫商品上附用了〇〇公司拥有著作权的〇〇动漫形象，并长期在北京市东城区建国门内大街〇〇号的〇〇〇百货商店、北京市朝阳区朝外大街〇〇号的〇〇〇百货商场、上海市南京路〇〇号的〇〇服装店等场所销售。

贵公司的上述行为严重违反了《中华人民共和国著作权法》第47条的规定，侵害了〇〇公司〇〇动漫形象的著作权。鉴于此，〇〇公司强烈要求贵公司立即停止上述侵害著作权行为，并向〇〇公司书面道歉。

如贵公司在本警告书发出日起〇〇日以内未作出任何答复，或未接受〇〇公司的上述要求，〇〇公司将保留对贵公司的上述违法行为追究法律责任的权利。

〇〇〇〇法律事务所（盖章）

律师 〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日

电话：〇〇〇〇〇

传真：〇〇〇〇〇

（ポイント）

- 警告の目的は権利侵害者に権利侵害行為を止めさせることにあるので、権利侵害の状況がまだ軽微である状態に利用される。

どのような場合に警告書を出すのが適当でしょうか。逆に、警告書を出さない方がよい場合があるのでしょうか。

洋の東西を問わず、また中国であると日本であるとかかわらず、権利侵害に対応する過程では警告書を出す手法が大いに利用されていますが、警告書を出すべきか否かについては、個々の状況に基づき異なる考慮をすべきだと思います。一般的には、警告書は、権利侵害の状況が比較的軽微であり、権利者に大きな損害がなく、かつ侵害者が一定の事業規模を持ち、営業活動を持続的に行いうる会社である場合に出すのが適当であると考えます。

なお、侵害者は警告書を受け取った時点で、自分の権利侵害行為が権利者に発覚したことを知ることになりますので、引き続き権利侵害行為を行う場合は、通常侵害行為の隠蔽度を高める措置をとることになります。権利者にとっては、この時点から権利侵害に関する証拠の収集が比較的難しくなりますので、警告書を出す前に、重要な証拠は収集しておいたほうが適切であると考えます。

上記状況とは逆に、権利侵害の状況が深刻であり、権利者に大きな損害が生じた場合、又は侵害者がいつでも閉業できる小規模のペーパー会社であるか、個人事業主である場合は、警告書を出す必要はなく、直接、訴訟、行政摘発等の然るべき対応策を採るのがより適切であると考えます。

その理由は、警告書の目的は、侵害者に警告を発することによってその権利侵害行為を止めさせることにありますが、上記の場合は、権利者が侵害者に対して損害賠償を請求する必要がある、また、侵害者が場所を変えて引き続き侵害行為を行う可能性が高いので、警告書を出すことによって、侵害者が証拠隠滅、海賊版の移転等の対応策を取ることになり、却って権利者に不利な結果になりやすいからです。

(ポイント)

- 多額の損害賠償を請求する予定の権利侵害者又は何時でも簡単に事業をやめられる小規模の会社もしくは個人経営者に対しては、警告書を発することにより、他の権利執行方策によって当初期待していた最終的な効果が逆に得られなくなってしまうおそれがある。

誰が警告書を出すのが効果的でしょうか。

警告書は権利者が直接出すこともできますが、やはり法律事務所に依頼して作成し、かつ法律事務所が権利者の代理人として出すのがより効果的であると考えます。

中国企業に警告書を出す場合には、日本の法律事務所より中国の法律事務所の名義で出したほうが効果的です。侵害者は、外国法律事務所は遠い存在で、中国の人民法院に訴訟を起こすことができないから、相手にしなくてもよいと考えがちです。この意味で、なるべく現地の有力な法律事務所を起用したほうが望ましいです。

(ポイント)

- 警告書は、弁護士に依頼して作成し、法律事務所の名義で送付するのが効果的である。

警告書にはどのような内容を盛り込むべきでしょうか。

通常の場合、警告書には、権利侵害の具体的事実を記述し、このような侵害行為が違法であることの根拠となる中国の具体的な法律規定を明示します。また、侵害者に対して一定の期間内に侵害行為を中止することを要求し、これに応じなかった場合に、権利者が講じうる法的措置（訴訟提起等）についても記載する必要があります。なお、場合によっては、侵害者に対して新聞紙面上に謝罪文を掲示することを要求することもあります。

警告書では、侵害者に対する心理的威嚇力を高めるため、権利者が既に関係証拠を十分に収集していることを伝える必要がありますが、証拠の詳しい状況を説明する必要はないと考えます。

(ポイント)

- 警告書の主な内容は、権利侵害事実、違反する法律、権利侵害者に対する要求、当該要求に従わなかった場合に権利者が講じうる法的措置等である。

侵害者に警告書を出す場合に留意する点としてはどのようなことがありますか。

侵害者に警告書を出す場合は、以下の点に留意する必要があると考えます。

- (1) 警告書の内容はできる限り簡潔にし、侵害者に対する要求を明確に記入する必要があります。但し、その書き方においては、侵害者が要求を受け容れるように、侵害者を不用意に刺激しないよう配慮を配る必要があると考えます。
- (2) 権利者が既に権利侵害行為に関する証拠を十分に収集していることを伝える必要がありますが、侵害者が事前の対応策を採ることを避けるため、証拠の詳しい状況を説明する必要はありません。
- (3) 警告書には、将来訴訟が起こった場合、権利者にとって不利な証拠となる内容を記載しないよう、細心の注意を払う必要があります。
- (4) 警告書はできる限り、法律の専門家である弁護士に依頼して作成するのが適切であると考えます。権利者が直接出した警告書よりも、弁護士の署名入りの警告書が、侵害者にとってはより大きなプレッシャーになるといえます。
- (5) 前述のように、警告書は時効中断を書面により行い、証拠を残すという効果を有します。しかし、必ずしも裁判官に認められるわけではないが、侵害者がそんな警告書を受領した覚えがないとの抗弁をすることが多く見受けられます。日本の内容証明郵便のようなものが普及していない現在では、なるべく書留郵便を使うのは勿論、ある特定の内容の文書を送付したことを証明するためには公証人の立会いの下で文書を権利者に手渡したこと等を公証してもらう方法も考えられます。また侵害者の書面による回答も重要な書面証拠になるから、適切に保存する必要があります。

(ポイント)

- 警告書の内容はできる限り簡潔に作成すべきである。
- 権利者にとって不利な証拠となる内容は記載しない。

10. 刑事手続

中国でも海賊版の摘発のためには民事手続による対応よりも刑事手続による対応を求める方が効果的なのでしょうか。

1. 中国の著作権侵害事件における刑事手続の現状

著作権法第 46 条及び第 47 条の規定によれば、民事事件である著作権侵害事件において、権利侵害者が負う民事責任としては、侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等があります。これに対して、刑事事件である著作権侵害事件において、権利侵害者の行為が刑法第 217 条の著作権侵害罪又は刑法第 218 条の海賊版販売罪を構成した場合は、有期懲役、罰金等の刑に処せられます。

刑罰が違法行為に対する最も厳しい制裁措置ですので、著作権侵害事件においても、刑事手続による対応策を講ずれば、権利侵害者に対してより重い責任を負担させ、著作権侵害行為をより効果的に取り締まることができると考えられます。ところが、実務上、著作権侵害事件において、刑事手続は本来あるべき役割を果たせず、これまで著作権侵害行為によって刑事責任が問われたケースは非常に少ないようです。

北京市を例として、北京市の各人民法院が 1993 年から 2003 年までの 11 年間審理した著作権侵害紛争事件は 2,145 件に上りますが、そのうち、1998 年から 2003 年までの 6 年間審理した著作権侵害罪に関する事件は僅か 10 件です。ある不完全な統計ではありますが、中国で普遍的に存在する海賊版市場とは対照的に、刑事責任を追及される著作権侵害犯罪者の比率は 1%未満であるということです。

日本の経済産業省が 2005 年 3 月から 4 月にかけて実施した、中国の司法・行政当局の知的財産権侵害に対する執行に焦点を当てた初の実態調査「中国における知的財産侵害実態調査」（中国に進出あるいは取引を行っている日本企業を中心に 178 社に対し書面による調査を行い、134 社からの回答があり、調査対象期間は 2003 年から 2004 年の 2 年間です。）によれば、中国において知的財産権の侵害を受けた際に最も利用されている救済手続きは行政機関による救済手続で、行政機関による救済手続きに比べ、刑事手続き及び民事手続きを利用する企業は少ないということが判明しました。この 2 年間で刑事告発を行った企業は 29 社、139 件、民事訴訟を行った企業は 16 社、53 件でしかありません。

このうち刑事手続きについては、刑事告発を行った件数 139 件に対し、公安が立件した件数は 114 件、実際に刑事罰が科された件数は 33 件でしかありません。同実態調査は、刑事告発が少ない要因としては、刑事罰訴追基準など刑事告発のハードルが高いこと、行政機関から公安への移送がなかなか行われないことなどが考えられるとしています。

なお、通常の場合、著作権侵害に関する刑事手続は公安局における立件から始まりますが、上記のように、公安機関の立件率はかなり低いです。その要因としては、中国では著作権保護制度の歴史がまだ浅く、公安機関や司法機関の著作権保護意識がそれほど高くないため、著作権侵害に関する刑事事件は司法機関等においてしかるべき重視を受けていないことにあるという指摘があります。また、日本とは異なり、中国では著作権侵害について刑事責任を追及できる場合が、例えば「海賊版製造枚数が 1,000 枚以上」などのように閾値が設定されて制限されています。このような閾値が存在するという点も、中国において刑事責任を追及することを難しくしているという指摘もあります。

従いまして、著作権侵害事件において、権利者が刑事手続によって問題の解決を図ろうとしても、必ずしも民事手続による対応より満足できる効果を得られるとは限りません。

中国での著作権侵害事件において刑事手続を効果的に利用するためには、関係証拠の収集も重要ですが、公安局、人民検察院、人民法院等の司法機関と太いパイプを持つのも欠かせないポイントです。

特に、著作権侵害犯罪事件に対して刑事手続を始めるためには、通常の場合、公安局における立件が必要となり、当該犯罪事件に対する捜査、証拠収集は公安局の管轄範囲ですので、公安局と良好な関係を保持するのはより重要です。

外資企業がかかる司法機関と普段から良好な関係を保持するのは比較的難しいですが、その代わりに、かかる司法機関と深い人脈を持つ弁護士等の代理人の力を十分に活用することができると考えます。

国家版權局及び地方版權局は著作権侵害事件の処理において関係著作権侵害行為が既に犯罪を構成したことを発見した場合は、事件を公安局に移送すべきですが、実務上、国家版權局及び地方版權局により公安局に移送される著作権侵害事件は殆どないようです。その原因は、国家版權局及び地方版權局は著作権侵害事件の取り締まりにおいて莫大な費用及び時間を払っているにも拘らず、事件を公安局に移送したら、過料も同時に移送されることとなり、これらの機関が支払った費用等が補填できなくなるからであるといわれています。従いまして、著作権侵害事件を刑事手続によって処理することを決めた場合は、国家版權局及び地方版權局への行政摘発を行わず、直接公安局に告発するのが適切であると考えます。

なお、中国では、近年定期的に知的財産権侵害行為に対する取り締まりキャンペーンが行われていますが、かかるキャンペーン期間中は、司法機関も著作権侵害犯罪事件に対して格別に重視する立場ですので、刑事手続による著作権侵害犯罪事件の処理も、普段よりスムーズに行われる可能性が高いです。従いまして、かかるキャンペーンをうまく利用するのも、著作権侵害事件に関する問題の解決において重要なポイントになると考えます。

2. 著作権侵害事件における付帯民事訴訟制度の利用

中国刑事訴訟法第 77 条の規定によれば、被害者は被告人の犯罪行為によって物質的損害を受けた場合は、刑事訴訟の過程で付帯民事訴訟を提起する権利を有します。また、国の財産又は集団の財産が損害を受けた場合、人民検察院は控訴を提起する際に付帯民事訴訟を提起することができます。

なお、中国刑事訴訟法第 78 条の規定によれば、付帯民事訴訟は、刑事事件と併せて裁判しなければならない、刑事事件裁判の著しい遅延を防ぐ目的の場合に限り、刑事事件裁判の後、同一の裁判組織が引き続き付帯民事訴訟を審理することができます。

付帯民事訴訟は、実体法上は民事法規定の適用を受けますが、手続上は、刑事訴訟法に特別な規定がある場合を除き、原則として民事訴訟法の適用を受けます。例えば、付帯民事訴訟における訴訟原則、強制措置、証拠、保全、調停、和解、訴えの取り下げ、反訴等は民事訴訟法の関係規定に従わなければなりません。

付帯民事訴訟には、原則として民事訴訟法の規定が適用されるため、当該訴訟における原告（被害者）と被告（権利侵害者）の地位は理論上平等です。但し、付帯民事訴訟において、被告は常に司法機関によって身柄を拘束されている状態であり、付帯民事訴訟を指揮する裁判組織は刑事訴訟において被告を裁く裁判組織と同一の組織であるため、原告は実質上有利な立場に置かれているといわれています。

なお、刑事訴訟の法定審理期限は民事訴訟の法定審理期限より遥かに短いため、付帯民事訴訟による損害賠償の請求は民事訴訟より効率的である場合が多いです。

従いまして、刑事手続による著作権侵害行為の取り締まりは実務上難航しているようですが、著作権侵害事件が一旦刑事事件として立件された場合は、付帯民事訴訟により著作権侵害者の損害賠償責任問題も一括で解決するのがより効果的であると思われます。

（ポイント）

- 中国の刑法には著作権侵害に関する刑罰が設けられているが、実務上、著作権侵害行為により刑事責任を追及されるケースは少ない。
- 著作権侵害事件が刑事事件として立件されるには一定の難度があるものの、刑事事件として立件され、かつ著作権侵害者の犯罪責任が追及された場合は、付帯民事訴訟により著作権侵害者の損害賠償責任問題も一括で解決するのがより効果的である。

著作権侵害に対する刑事訴追には刑事告訴を必要としますか（親告罪か否か）。また刑事告訴ができるのは、著作権者だけに限られるのでしょうか。

「刑法」第 246 条、第 257 条、第 260 条及び第 270 条の規定によれば、中国の刑事訴追において、被害者の告訴を必要とする親告罪は、侮辱罪、誹謗罪、婚姻自由暴力干涉罪、虐待罪、不法占有罪の 5 種類であり、著作権侵害に関する犯罪は、被害者の告訴を必要とする犯罪ではありません。

前述のように、中国における刑事手続は立件により開始し、立件は、公安機関又は人民検察院が、犯罪事実又は被疑者を発見したとき職権により、又はいかなる単位¹²もしくは個人からも事件報告、告発があったとき審査を経て犯罪事実があり刑事責任を追及する必要があると認めるとき行われます。いわば、中国では、いかなる単位又は個人も犯罪事実又は犯罪容疑者を発見した場合は、公安機関、人民検察院又は人民法院に事件報告をし、又は告発する権利を有し、かつ、義務を負うとされています（刑事訴訟法第 84 条第 1 項）。また、「人民法院、人民検察院又は公安機関は、事件報告、告訴、告発及び自首の資料について、管轄範囲に従い、迅速に審査を行い、犯罪事実があり刑事責任を追及する必要があると認めたときは、事件を立件しなければなりません」（同第 86 条）。

事件報告とは、事件に直接関係のない単位や個人が犯罪事実を発見し、それを公安、検察、人民法院各機関に報告することで、犯罪容疑者を特定することはかならずしも必要ではありません。これに対して、犯罪容疑者を特定した場合のことを告訴と称します。告発とは、犯罪行為の被害者、又はその代理人、親族が公安等の機関に刑事責任の追及を求めて申告することです。

従いまして、著作権侵害に関する刑事訴追において、刑事告訴権を有する者には、著作権者だけではなく、犯罪事実又は犯罪容疑者を発見した全ての単位又は個人が含まれ、その範囲は非常に広がっています。

前述のように、中国では検察による公訴の提起とは別に、被害者などが一定の事件に対して直接人民法院に提訴することができる、自訴手続と呼ばれるものがあります。そのため、上記の刑事告訴のほかに、被害者は、証拠で証明できる軽微な著作権侵害犯罪事件に対して、直接人民法院に提訴することが可能です。なお、被害者が著作権侵害に関する犯罪の明確な証拠があるのに、公安局又は人民検察院が加害者の刑事責任を追及しない場合にも、被害者は直接人民法院に提訴することができます。

中国では、刑事罰訴追基準などハードルが高いこと、販売額ないし違法所得額が一定額以

¹² 「単位」とは、会社、企業、事業単位、機関、団体などの総称です。

上であることまで立証されないと犯罪にならないこと及び行政機関から公安への移送がなかなか行われないこと等により、著作権侵害に関する刑事事件の実例は少なくなっています。

(ポイント)

- 著作権侵害に関する犯罪は、親告罪ではない。
- 著作権侵害に関する刑事訴追において、刑事告訴権を有する者には、著作権者だけではなく、犯罪事実又は犯罪容疑者を発見した全ての単位又は個人が含まれ、その範囲は非常に広い。
- 中国では、種々の事情により、著作権侵害に関する刑事事件の実例は少数にとどまっている。

刑事告訴が受理されれば、殆どの場合、警察（中国では公安局）による強制捜査が行われるのでしょうか。また、刑事告訴がなくても強制捜査が行われるということはあるですか。

刑事告訴などがあった場合、公安機関は審査を経て犯罪事実が存在し、刑事責任を追及する必要があり、かつ自己の管轄範囲である場合のみ刑事事件として立件します。

刑事事件として立件されれば、公安機関は捜査を行い、犯罪容疑者の有罪又は無罪及び罪の軽重に係る証拠資料を収集し、取調べなければなりません（刑事訴訟法第 89 条）。

なお、公安局は、犯罪の証拠を収集し、又は犯人を逮捕するため、犯罪容疑者及び犯罪人又は犯罪の証拠を隠匿するおそれのある者の身体、物品、住居及びその他の関係する場所につき強制捜査を行うことができます。

従いまして、刑事告訴と強制捜査との間には直接関係はありませんが、刑事告訴が刑事事件として立件された場合は、殆どの場合、警察による強制捜査が行われます。

中国の刑事手続において、刑事告訴は、刑事事件立件の発端の 1 つであって、公安機関又は人民検察院は犯罪事実又は被疑者を発見したときに、立件し捜査しなければならないとされている（同第 83 条）ので、刑事告訴がなくても強制捜査が行われるということがあります。例えば、著作権侵害行為に対する取締キャンペーン期間中は、権利者による刑事告訴がないにも拘わらず、警察が海賊版商品の販売店又は製造工場に対して強制捜査を行うケースがよくあります。

著作権者が自ら公安機関に通報し、これによって著作権侵害事件が刑事事件として立件さ

れた場合は、公安機関から随時捜査の進展に関する連絡がくると考えます。

公安機関が自ら又は第三者の告発によって海賊版商品を発見した場合は、海賊版商品を没収した後、証拠収集のために、著作権者に連絡する可能性もあり、また、海賊版商品の没収に乗り出す前に、事前に著作権者に連絡し、証拠収集を行う可能性もあります。

(ポイント)

- 刑事告訴が受理されたとしても、必ず警察による強制捜査が行われるとは限らない。
- 刑事告訴が刑事事件として立件された場合は、殆どの場合、警察による強制捜査が行われる。
- 刑事告訴がない場合であっても、警察は自主的に強制捜査を行うことができる。

刑事手続によりどの程度の刑罰が科されるのでしょうか。

著作権侵害が犯罪を構成する場合、侵害者に対して刑事責任を追及することができます。刑事罰に関する条項は、著作権法では第 47 条に「犯罪を構成するときは刑事責任を追及する。」とあるのみですが、刑法第 217 条及び第 218 条には、具体的な刑罰が設けられています。

中国において、犯罪行為に対する刑事責任追及のための法令上の根拠は、刑法が中心となります。刑法の第 3 章第 7 節は、「知的財産権侵害罪」を定めた節であり、ここに商標権侵害（第 213 条ないし第 215 条）、特許権侵害（第 216 条）、著作権侵害（第 217 条及び第 218 条）、営業秘密侵害（第 219 条）の各罪が定められています。

なお、単位の犯罪行為に対して、刑法第 220 条には、単位が刑法第 213 条ないし第 219 条の罪を犯したときは、単位を罰金刑に処するとともに、直接責任を負うべき主管者及びその他の直接の責任者に対し、本節（第 7 節）の各規定に基づいて処罰するとされています。

この場合、単位に対して罰金が処される他、直接責任を負うべき主管者及びその他の直接責任を負うべき従業員等に対し、有期懲役を含む刑罰が処されることになります。日本法では、個人に対する処罰が原則であり、その個人の行為が法人の業務として行われたときには法人に罰金刑が科せられることとなりますが、中国法でも、考え方の筋道は逆であれ、結果としてはこれと同じこととなります。

1997 年刑法は、知的財産権を侵害する犯罪行為について 7 種類の罪名を規定しています

が、その一部について刑事訴追基準が設定されておらず、他の一部については、司法解釈（最高人民検察院及び公安部が 2002 年に公布した「経済犯罪事件の刑事訴追基準に関する規定」及び最高人民法院が 1998 年に公布した「不法出版物刑事事件の審理における具体的な法律適用に係る若干の問題に関する解釈」（以下「1998 年解釈」という）により刑事訴追基準が設定されたものの、違法所得金額による制限などがあり、効果的な犯罪取り締まりが難しく、罰金額が低いため再犯が多発しており抑止効果が期待できないなどの問題があります。こうした問題の解決を図るため、2004 年 12 月 22 日「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」を公布し登録商標盗用罪を含む 4 種類の、知的財産権を侵害する犯罪の量刑基準を大幅に引き下げました。

著作権侵害犯罪は、主に著作権侵害罪及び海賊版販売罪があり、刑法の具体的な処罰基準は以下のとおりです。

刑法第 217 条（著作権侵害罪） ①3 年以下の懲役もしくは拘役に処し、罰金を併科し又は単科	違法所得金額が比較的大きい場合	その他重大な情状がある場合 ・ 不法経営金額が 5 万人民元以上 ・ 著作権者の許諾を得ず、その文字著作物、音楽・映画・テレビ・ビデオ著作物、コンピュータソフトウェア及びその他の著作物を複製・発行し、複製品の数量が合計 1,000 枚（部）以上である場合 ・ その他の情状が重大である場合
	・ 違法所得金額が 3 万人民元以上	
第 217 条 ②3 年以上 7 年以下の懲役に処し、罰金を併科	違法所得金額が巨額である場合	・ その他の特別に重大な情状がある場合
	・ 違法所得金額が 15 万人民元以上	・ 不法経営金額が 25 万人民元以上 ・ 著作権者の許諾を得ず、その文字著作物、音楽・映画・テレビ・ビデオ著作物、コンピュータソフトウェア及びその他の著作物を複製・発行し、複製品の数量が合計 5,000 枚（部）以上である場合 ・ その他の情状が特別に重大なである場合

刑法第 218 条（海賊版販売罪） 3 年以下の懲役もしくは拘役に処し、罰金を併科し又は単科	違法所得金額が巨額である場合	
	・ 違法所得金額が 10 万元以上	

新司法解釈の公布・実施により刑事訴追基準が明確になったので、著作権侵害犯罪に対する刑事罰は全国一律となるはずである。但し、実務上、地方保護主義の横行や公安機関の熱心さの不足、専門要員の不足等により、同じ種類の著作権侵害犯罪であっても、地方によって対応が異なることがあるとの見方もあります。

（ポイント）

- 企業等の組織に著作権侵害に関する犯罪行為がある場合、組織に対しては罰金刑を与え、関係責任者に対しては有期懲役等の刑を与える。
- 地方によって、著作権侵害犯罪事件に対する対応が異なるとの指摘がある。

11. 民事手続

刑事手続の他に取る手段は何がありますか。

著作権侵害行為に対しては、刑事責任の他にも、民事責任又は行政責任を追及することができます。著作権侵害における民事責任の目的は、侵害者に対する法的制裁及び権利者に対する補填措置であり、その最終的な実現は、人民法院の執行によって行なわれます。

(1) 著作権法第 46 条及び第 47 条の規定によれば、以下の著作権及び著作隣接権侵害行為に対して、課される民事責任は、以下のものがあります。

- 1) 侵害の停止
- 2) 影響の除去
- 3) 公開謝罪
- 4) 損害賠償

海賊版商品の製造者や販売者に対し、人民法院が、ほぼ売上高と同額をもってその損害賠償額と認定し、支払を命じた判例があります。(損害賠償額については、58 頁参照)

日本企業及び日本国民は、中国の人民法院へ提訴する場合、涉外民事訴訟手続を適用することになりますが、基本的には訴訟において、中国企業及び国民と同等な権利を有し、義務を負うものとされています。弁護士に委任する必要がある場合には、中国弁護士(中国語では「律師」)に委任しなければなりません(民事訴訟法第 5 条、第 241 条及び 242 条)。

中国に住所を有しない日本企業及び日本国民は、中国弁護士に訴訟手続を委任する場合、その授權委託書の認証手続を行わなければなりません。(第 I 章 8.「公的機関による認証手続はどのようなものですか」を参照)

著作権侵害に対する刑事責任及び民事責任を追及するほか、行政責任を追及することもできます(第 I 章 12.著作権の行政保護を参照)。

(ポイント)

- 著作権侵害行為に対しては、刑事責任の他にも、民事責任又は行政責任を追及することができる。

保全手続について教えてください。

現行の著作権法第 49 条第 1 項の規定によれば、著作権者又は著作隣接権者は、(1)他人がその権利の侵害行為を行っているか、又は行なおうとしていることを証明する証拠を有しており、(2)遅滞なく阻止しなければ、その合法的な権益が填補しがたい損害を被る恐れがあるときは、提訴する前に、人民法院に関連行為の停止命令（以下「差止命令」といいます。）及び財産保全措置（以下「仮差押」といいます。）を申し立てることができます。したがって、著作権侵害製品を製造している特定の侵害者に対し、提訴する前に、その製造販売の停止を命ずる差止命令を求めることができます。また、上記特定の侵害者に対する損害賠償請求を行っている場合、その保全措置として、当該侵害者が所有する運送交通器具を差押える命令を求めることができ、著作権者にとっては、この措置は、最も有力な手段だと思えます。

但し、ここで注意しなければならないこととしては、差止命令または仮差押を申し立てる場合には、必ず担保（例えば、保証金）を提供しなければならないことです。保証金を提供する場合、その金額は原則として、差押物の価値と同等であることが必要です。但し、差止命令を申し立てた場合、どの程度の担保を提供すべきかに対しては、中国法上明確な規定は設けられておらず、これは人民法院の裁量によるものであると考えます。

また、保証金は差止命令又は差押命令を申し立てた人民法院に供託し、著作権者又は著作隣接権者が勝訴した場合は全額返還されることになり、著作権者又は著作隣接権者が敗訴した場合は、当該保証金により、差止命令又は差押命令を受けたものが当該命令によって被った損失を賠償することになります。

なお、現行の著作権法第 50 条第 1 項の規定によれば、権利侵害行為を阻止するため、証拠が滅失する恐れがある又は後でこれを取得することが困難な場合、著作権者又は著作隣接権者は提訴する前に、人民法院に証拠保全措置を申し立てることができます。

旧著作権法（1991 年 6 月 1 日施行）には、上記差止命令、仮差押及び証拠保全措置に関する規定は設けられておらず、差止命令、仮差押及び証拠保全措置を申し立てるためには、民事訴訟法の関連規定に従って手続をするしかありませんでした。

現行の著作権法では、直接差止命令、仮差押及び証拠保全措置に関する規定を新規に設けることによって、著作権者又は著作隣接権者の権利保護の強化を図っています。

著作権法及び民事訴訟法の規定により、著作権者又は著作隣接権者が人民法院に対して差止命令、仮差押又は証拠保全の申立てをした場合、人民法院は、48 時間内に裁定を下し、上記の措置を採ることを決定した場合は、直ちに執行しなければなりません。

(ポイント)

- 著作権侵害事件における保全措置には、差止命令、仮差押及び証拠保全措置がある。
- 差止命令、仮差押及び証拠保全の申立があった場合、人民法院は 48 時間内に裁定を下さなければならない。

差止命令の手続の具体的な内容について教えてください。

概要：

著作権法第 49 条第 2 項の規定によれば、人民法院は、差止命令の申立を受けた場合、民事訴訟法第 93 条から第 96 条及び第 99 条（以下「民事訴訟法関連条項」と総称します。）の規定を適用することになりますが、民事訴訟法には、差止命令に関する規定は定められておらず、民事訴訟法の上記条項は、仮差押手続に関する規定です。従いまして、著作権法第 49 条所定の差止命令に関する規定は、仮差押手続の規定を差止命令手続にも適用することによって、民事訴訟法の関連条項の適用範囲を拡大したことになります。即ち、民事訴訟法関連条項は、仮差押手続のみではなく、差止命令手続にも適用されます。

実質上、著作権法第 49 条の差止命令に関する規定は、民事訴訟法の適用範囲を超えた強制措置であり、知的財産権保護に適用される特殊な司法手続であるといえます。当該規定は、TRIPS 第 50 条の要求に応じて追加されたものです。

要件：

- (1) 他人が著作権侵害行為を行っているか、又は行なおうとしていることを証明する証拠を有すること。
- (2) 遅滞なく阻止しなければ、申立人の合法的な権益が填補しがたい損害を被る恐れがあること。
- (3) 著作権又は著作隣接権者であること。
- (4) 申立人が担保を提供すること。

管轄人民法院：

訴訟提起前の差止命令の申立は、権利侵害行為地又は被申立人の住所地を管轄する人民法

院に対して行う。

その他

- (1) 差止命令の申立は、書面にてしなければなりません。
- (2) 差止命令の申立に際し、所定の証拠を提出しなければなりません。
- (3) 差止命令の申立に際し、相応の担保を提供する必要がある、かかる担保を提供しなかった場合、上記申立は却下されます。
- (4) 人民法院が差止命令を執行してから 15 日以内に申立人が提訴しない場合、人民法院は、その差止命令を解除しなければなりません。
- (5) 当事者が差止命令に関する人民法院の裁定に対して不服である場合は、異議を一回申し立てることができますが、異議申立に対する決定が出るまでの間、上記裁定の執行は中止されません。
- (6) 差止命令の効力は終審判決が発効するまで有効です。

(ポイント)

- 著作権侵害事件における差止命令は中国の民事訴訟法にもない新しい規定である。
- 差止命令を申し立てる場合は、相応の担保を提供しなければならない。

仮差押の手續の具体的な内容について教えてください。

概要：

著作権法第 49 条第 1 項及び民事訴訟法第 92 条、第 93 条の規定により、著作権者及び著作権に関連する権利者は、人民法院に対して、提訴前の仮差押又は訴訟中の仮差押を申し立てることができます。

要件：

- (1) 他人が著作権侵害行為を行っているか、又は行なおうとしていることを証明する証拠を有すること。
- (2) 遅滞なく阻止しなければ、その合法的な権益が填補しがたい損害を被る恐れがあること。

- (3) 著作権又は著作権に関連する権利者であること。
- (4) 申立人が担保を提供すること。

仮差押できる範囲：

仮差押は、申立人が請求する範囲又は当該侵害行為に関する財物に限ります。即ち、仮差押措置が講じられる財産の価値は、訴訟請求の範囲を超えてはならず、ほぼ同額でなければなりません。

管轄人民法院：

仮差押の管轄人民法院は、訴訟提起前の仮差押か、それとも訴訟中の仮差押かによって異なります。訴訟提起前の仮差押は、仮差押の目的物となる財産の所在地の管轄人民法院に申し立てる必要があります、訴訟中の仮差押は、当該事件を受理した人民法院に申し立てる必要があります。

その他

- (1) 被申立人が担保を提供した場合、人民法院は仮差押を解除しなければなりません。
- (2) 人民法院が仮差押措置を講じた後 15 日以内に、申立人が提訴しなかった場合、人民法院は仮差押を解除しなければなりません。
- (3) 申立に誤りがあった場合、申立人は被申立人が仮差押によって被った損害を賠償しなければなりません。
- (4) 当事者は、仮差押に関する人民法院の裁定に不服である場合は、異議を申し立てることができますが、異議申立に対する決定が出るまでの間、裁定の執行は中止されません。
- (5) 仮差押を申し立てる場合、申立人は、仮差押措置が講じられる財産と同額の担保を提供する必要がありますが、担保を提供できなかった場合、仮差押の申立は却下されます。上記担保の方式として、申立人はその所有する財産（例えば、現金、不動産又は人民法院が認可するその他の資産）に抵当権若しくは質権を設けるか、又は、人民法院が認可する第三者をして、保証を提供させることができます。また、申立人が財務状況の悪化により上記いずれの担保方式も利用できない場合は、中国の一定の地域において担保会社による担保の提供を依頼することも可能です。但し、かかる場合、申立人は担保会社に一定金額の手数料を支払う必要があります。手数料の金額は、担保金額、リスク度等によって異なります。

(ポイント)

- 著作権侵害事件において、提訴前の仮差押又は訴訟中の仮差押を申し立てることができる。
- 仮差押を申し立てる場合は、相応の担保を提供しなければならない。

証拠保全の手続の具体的な内容について教えてください。

訴訟中の証拠保全について、民事訴訟法第74条には、「証拠が滅失し、あるいは後において取得するのが困難となるおそれのある場合は、訴訟参加人は、人民法院に証拠の保全を申し立てることができ、人民法院も、自ら保全措置をとることができます。

また、「民事訴訟証拠に関する最高人民法院の若干の規定」(最高人民法院、2002年4月1日施行)第23条には、「当事者が民事訴訟法第74条の規定に従って人民法院に証拠保全を申し立てる場合は、立証期間満了の7日前までに提出しなければなりません。かつ当事者が証拠保全を申し立てる場合、人民法院は、担保の提供を要求することができます。

訴訟中の証拠保全の申し立てについて、人民法院が証拠保全の申立人に対して、担保の提供を要求するか否かについては、人民法院の裁量によります。しかし、訴訟実務上において、ほとんどの場合には、証拠保全及び財産保全担保の申立に対し、申立人に対し担保の提供を求められます。当事者の申立がないにも拘わらず、人民法院が自ら証拠保全措置をとる場合、当事者は担保を提供する必要はありませんが、人民法院が職権主義を採用して、自ら証拠保全措置を講じるケースは少ないです。人民法院が担保の提供を要求したにも拘わらず、申立人が担保を提供しなかった場合、証拠保全の申立は却下されます。具体的な担保金額は、人民法院の裁量によりますが、訴訟実務では、目的額と同額の担保を要求されることが多いです。

証拠保全の手続として、案件の受理法院に証拠保全申請書を書面で提出しなければなりません。その内容は、以下のとおりです。

証拠保全申立書

一、はじめに

1、申立人の基本情況。2、案件の基本情況

二、正文

1、請求事項。2、事実および理由

三、終わりに

1、管轄人民法院。2、申立人署名捺印。3、日付。4、その他の事項。

5、添付資料

証拠保全の手段として、差押、封印、撮影、録音、録画、複写、鑑定、検証、供述書などの方式が挙げられます。海賊版の著作権侵害製品の販売行為に対し、差押、押収などの手段がよく用いられ、海賊版の著作権侵害製品の製造行為に対し、差押、押収のほか、撮影、録音、録画などの手段もよく用いられます。

(ポイント)

- 証拠保全の申立は、立証期間満了の7日前までに人民法院に提出しなければならない。
- 証拠保全の申立においては相応の担保を提供する必要があるが、人民法院が自ら証拠保全を行う場合は、申立人が担保を提供する必要はない。

提訴する前の証拠保全の手続の具体的な内容について教えてください。

概要：

現行の著作権法第50条第1項の規定に従い、権利侵害行為を阻止するため、証拠が滅失する恐れがあり又は後でこれを取得しがたい場合、著作権者又は著作権に関連する権利者は提訴する前に、人民法院に証拠保全措置を申し立てることができます。

要件：

- (1) 証拠が滅失する恐れがあり又は後でこれを取得しがたいこと。

- (2) 権利侵害行為を阻止するための目的で行なうこと。
- (3) 著作権又は著作権に関連する権利者であること。

管轄人民法院：

提訴前の証拠保全の申立は、権利侵害行為地又は被申立人の住所地を管轄する人民法院に対して行うことになっています。

その他：

- (1) 証拠保全の申立は、書面にてしなければなりません。
- (2) 人民法院は、申立を受けた後 48 時間内に裁定しなければなりません。
- (3) 既述のように中国では証拠保全手段として、差押、封印等が利用されますので、保全される証拠が商品等であり、これに対する差押、封印等により証拠保全の被申立人に損害が生じるおそれがある場合、人民法院は証拠保全の申立人に対して担保の提供を要求することができます。人民法院が申立人に対して担保の提供を要求するか否かは、人民法院の裁量によりますが、人民法院が担保の提供を要求したにも拘わらず、申立人が担保を提供しなかった場合、証拠保全の申立は却下されます。申立人が提供すべき担保金額は、訴訟中の証拠保全の場合と同じ考え方です。
- (4) 当該証拠保全の誤りによって被申立人が損害を被った場合、申立人は、これを補償する必要があります。

(ポイント)

- 提訴前の証拠保全の申立は、権利侵害行為地又は被申立人の住所地を管轄する人民法院に対して行うことができる。

中国における、著作権侵害における損害賠償請求の原則、方法、算定方法について教えてください。

1. 著作権又は著作隣接権の侵害における損害賠償請求の原則

損害賠償は、権利侵害者が侵害行為によって権利者に与えた損害を自分の財産をもって填補することです。権利者即ち著作権者が侵害行為によって実際に経済的な損失損害を被った

ことが、その前提となっています。したがって、実際的な経済的損害が生じていない場合、権利侵害者は損害賠償責任を負いません。

著作権法第 48 条の規定によれば、著作権又は著作隣接権を侵害した場合は、権利侵害者は権利者の実際の損害に基づいて賠償しなければなりません。また、実際損害額（直接的損失と間接的損失を指します）の計算が困難な場合は、権利侵害者の違法所得に基づいて賠償させることができます。

また、権利者の実際損害額又は権利侵害者の違法所得額を確定できない場合、人民法院が権利侵害行為の情状に基づき、50 万人民币以下の賠償額（以下「法定損害額」といいます）を支払わせる旨の判決を言い渡すことになります。

訴訟実務上における損害賠償の認定は、実際の損害の全額賠償及び誠実公平の原則に基づいて行なわれています。著作権を含む知的財産権のような無体財産については、現実には、その実際的な損害額の認定が困難な場合が多いため、法定損害額の方法も明確に規定することにより、著作権侵害行為に対する救済の強化が図られています。しかし、50 万人民币以下という金額は、場合によっては、侵害行為によって得られる利益とは比べ物にならないほど低額に留まっていると言わざるを得ません。

2. 損害額の具体的な算定方法

(1) 実際損害額の算定方法

実際損害とは、侵害行為によって権利者が実際に被った財産上の損害をいいます。実務上における実際損害の立証は、侵害行為の存在の立証より比較的困難である結果、その緩和策として権利侵害者の違法所得額に基づき、実際損害が推定されるケースが多いです。

その具体的な計算方法として、実務上において、純利益で認定する判例もあり、粗利益で認定する判例もありますが、極端な場合には、著作権の海賊版の販売者に対し、その販売による売上高をもって損害賠償額を認定する判例¹³も存在します。

権利者の実際の損害の算定については、「著作権民事紛争事件審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈」においては、権利者が権利侵害により複製品発行が減少した数量、または権利侵害した複製品の販売量に権利者の当該複製品発行の単位数量当たり

¹³ 上訴審である山西省高级人民法院の 1994 年[磁鏡式直流弧炉事件](中国專利与商標 1994 年第 4 期)の判決は、間接侵害を認めた上で、被告に対し売上高の全額を損害賠償額として認めた。また、1995 年 12 月 19 日に北京市中級人民法院が判決を下した中米著作権事件（最高人民法院公報 1996 年第 4 期）では、侵害者である中国の出版社の実務欠損である事実にもかかわらず、権利者(米国ウォルトディズニー社)に出版部数に小売単価を乗じたものにほぼ匹敵する多額賠償額を命じた。上訴審である北京市高級人民法院も一審を支持した。

の利益の額を乗じて得た額とされています。また、発行減少数量を確定することができない場合、権利侵害した複製品の市場販売量に従って確定するとされています。

上記の司法解釈によれば、権利者の実際の損害または権利侵害者の違法所得を確定することができない場合、人民法院は当事者の請求またはその職権に基づいて、著作権法第 48 条 2 項の規定により、賠償額を確定します。

賠償額を確定する場合には、原則として、人民法院は、著作物の類型、合理的使用料、権利侵害の性質、結果などの情状を考慮して、総合的に確定しなければならないとされています。

当事者が賠償額について合意に達した場合、人民法院は、これを認めなければなりません。

また、著作権法第 48 条の規定によれば、権利者は侵害行為を阻止するために支払った合理的な支出も、侵害者に対して請求することができます。この点について、上記の司法解釈は、著作権法第 48 条 1 項に規定する権利侵害行為の差止に支払った合理的支出は、権利者または代理人に委託して権利侵害行為について調査、証拠収集する合理的な費用を含むと規定しています。また、人民法院は当事者の訴訟請求及び具体的な事件の状況に基づいて、国家関係部門が規定した弁護士の費用を賠償額に算入することができるとされています。

ここでいう合理的な支出とは、著作権又は著作隣接権侵害事件において、権利侵害についての調査・立証費、交通費、宿泊費、代理費、侵害影響の除去費用などを指しますが、かかる費用の合理性については人民法院の認定を受ける必要があります。例えば、実務上において、侵害行為の立証に関する公証認証費用、侵害製品の購入代金などが認められますが、多額の弁護士費用が認められるのは難しくなっております。

(2) 法定損害額の算定方法

法定損害額の算定においては、侵害行為の状況（手段、範囲、実施時間、侵害結果及び実施状況）、侵害者の故意・過失の程度のほか、現地の経済発展水準、権利者の社会的地位、作品の影響力等の要素も考慮されます。

(ポイント)

- 実際損害額の証明は比較的困難であるので、権利侵害者の違法所得額に基づき、実際損害額が確定されるケースが多い。
- 権利者は侵害行為を阻止するために支払った合理的な支出も、侵害者に対して請求することができる。

海賊版の製造及び頒布に対する損害賠償はどのように求めたらよいのでしょうか。

損害賠償は、民事訴訟によって実現されます。

海賊版の製造及び頒布に対する損害賠償は、侵害行為の発見から始まります。侵害行為を発見したと同時にその証拠を立証できるように保存しなければなりません。例えば、海賊製品を購入した際にきちんと領収書を請求し、かつ領収書にはっきりと購入した製品の名称、部数などを明確に記入してもらいます。司法手続に入ると、証拠が決め手となり、立証できなければ、勝訴することはできません。

民事訴訟の手続は、人民法院の提訴受理から始まります。海賊版の製造及び頒布に対する損害賠償請求における中国の管轄人民法院は、侵害行為地または被告の住所地に所在する中級人民法院となっております。即ち、海賊版の製造及び頒布行為地または海賊版の製造及び頒布行為の実施者の住所に所在する中級人民法院に提訴を行なうべきとなっております。

海賊版の製造及び頒布に対する損害賠償を認定する方法は、以下の三つがあります。

- ① 海賊版の製造及び頒布行為によって権利者が実際に被った財産上の損害額。
- ② 海賊版の製造及び頒布行為によって実際の損害の計算が困難な場合は、権利侵害者の違法所得額。
- ③ 権利者の実際の損害又は権利侵害者の違法所得を確定することができない場合、人民法院が権利侵害行為の情状に基づき算定する、50 万元以下の賠償額。

このように、権利者としては上記①又は②により算定することができ、具体的にはそのうち、比較的に明確に算定することが可能で、かつこれを証明する証拠を有するいずれかを選択して、海賊版の製造及び頒布に対する損害賠償を求めることをお勧めします。ただし、かかる算定及び立証について、証拠が足りないと人民法院が判断した場合は、上記③の方法により賠償額が算定されることになります。

なお、中国では民事手続より刑事手続を優先させますので、著作権侵害事件が刑事事件として取り扱われた場合は、刑事事件が起訴された後、刑事に付帯する民事訴訟の形で民事手続をとることができます。

著作権侵害事件に対する訴訟時効は2年であり、著作権者が権利侵害行為を知ったか又は知ったはずである日¹⁴から起算します。権利者が2年を超えて起訴するときに、権利侵害行為がなお継続している場合は、当該著作権保護期間内において、人民法院は被告人に対して侵害行為の停止を命じる判決を下します。かかる場合、損害賠償額は、権利者が人民法院に

¹⁴ 「知ったはずである」とは、一種の客観的推定です。つまり、当事者が実際に権利が侵害されたことを知ったか否かにかかわらず、客観的に知った可能性があれば、当事者は知ったはずであり、権利が侵害されたことを知らなくても、人民法院は訴訟時効期間を起算しなければなりません。

提訴した日から 2 年間遡って計算します。

(ポイント)

- 著作権侵害事件が刑事事件として取り扱われた場合、損害賠償に関する民事訴訟は刑事訴訟に付帯する形で行われる。
- 著作権侵害事件における民事訴訟の時効は 2 年である。

12. 著作権の行政保護

行政処罰の執行主体は何ですか。中国で著作権侵害に対し行政保護を求める場合、どこどの部門に求めればよいでしょうか。

1. 根拠法及び行政管轄機関

著作権又は著作隣接権侵害行為に対する行政処罰の主な根拠法は、「著作権法」、「著作権法实施条例」、「コンピュータソフトウェア保護条例」及び「著作権行政処罰実施弁法」です。

国務院著作権行政部門は、全国及び各地域の著作権行政管理業務を主管するとされており、即ち国家版權局及び新聞出版総署がその主管機関となっている。国家版權局は、中国最高の著作権行政機関であり、1985年に設立され、国務院の直接管理を受けている。国家版權局と新聞出版総署は同一の機構であり、対外的にかかる二つの名称を使用し、国家版權局の局長は、新聞出版総署の署長を兼任している。

具体的な著作権行政業務の主管は、国家版權局と地方版權局となっています。国家版權局は、北京市に所在し、地方版權局は、各地方に所在しています。全国的に重大な影響のある著作権侵害行為及び国家版權局が調査すべきであると認めるその他の違法行為については、国家版權局の職権範囲となっており、上記以外の社会公共利益を害する著作権侵害行為については、地方版權局の職権範囲となります。日本の著作権者の権利が侵害された事件にも、上記管轄に従い行政処理を求めることができます。具体的な行政管轄について、侵害行為実施地、侵害結果発生地、侵害複製商品の貯蔵地又は法律に基づく押収、差押地の管轄となります。

なお、「著作権行政処罰実施弁法」第11条には、著作権及び著作隣接権の侵害行為に対して、国家版權局及び地方版權局は自ら立件して調査処分を行うことができるという規定が設けられているものの、海賊版の取締キャンペーンが行われない限り、実務上、権利者等の申立なしに、国家版權局及び地方版權局が自ら立件し、調査処分を行うケースはほとんどないとの指摘もある。

国家版權局の住所、電話番号等は下記のとおりです。

国家版權局住所：中国北京東西南大街85号 郵便番号：100703

国家版權局 Tel：+86-10-6512-7869 Fax：+86-10-6512-7875

国家版權局ホームページ：<http://www.ncac.gov.cn/>

地方版權局の一覧については以下のURLを参照：

<http://www.ncac.gov.cn/servlet/servlet.info.RegionServlet?action=list>

2. 工商行政管理局への協力要請

著作権及び著作隣接権の侵害事件について、工商行政管理局の助力を得られることもあります。工商行政管理局は、商標の管轄官庁であるのみならず、産業の振興・育成を担当し、多数の商工業に対して許認可の権限を持っています。

海賊版の製造及び販売を含む著作権侵害行為が同時に商標権侵害である場合にはもちろん、そうでない場合も、海賊版の被害を受けた権利者が工商行政管理局へも相談することがあります。海賊版による被害を受けるということは、その産業の振興が妨げられるということです。また、海賊版を製造・販売している業者が工商行政管理局から営業許可証をもらっている場合は、工商行政管理局による営業許可証の取消しも期待できるからです。

3. その他の行政機関

既述のように、文化部、税関等の行政機関も著作権侵害行為に対して一定の管轄権を有します。中国では、著作権侵害行為に対する行政機関の管轄権が錯綜していますので、海賊版商品の取締キャンペーン等においては、常に、国家版權局及び地方版權局、公安局、文化部、税関等の行政機関が連合して法執行を行います。

(ポイント)

- 著作権侵害行為に対する行政処罰は、主に国家版權局及び地方版權局が行う。
- 著作権侵害行為に対しては、工商行政管理局、税関、文化部等の政府部門も一定の管轄権を有する。

行政処罰の申立ての権限は、誰にあるのでしょうか。

「著作権行政処罰実施弁法」第 11 条には、著作権及び著作隣接権の侵害行為に対して、国家版權局及び地方版權局は自ら立件して調査処分を行うこと、関連政府部門が移送した資料に基づき立件して調査処分すること、又は被権利侵害者、利害関係者もしくはその他事情を知る者の通報等に基づき立件して調査処分することができる旨の規定が設けられています。

上記規定によれば、著作権及び著作隣接権の侵害行為により直接権利侵害を受けた者、対象著作権及び著作隣接権と何らかの利害関係がある者、侵害行為の事実を知っているその他の者は、いずれも国家版權局及び地方版權局に違法行為を通報し、行政処罰を申し立てる権

限を有します。中国国内の独占的ライセンシー及び現地のサブライセンシーも上記利害関係人の範囲に属しますので、行政処罰の申立を行う権限を有します。

(ポイント)

- 被権利侵害者、利害関係者もしくはその他事情を知る者は、いずれも国家版權局及び地方版權局に対して著作権侵害行為を通報することができる。

行政処罰には、時効があるでしょうか。あるならば、どのぐらいでしょうか。

国家版權局及び地方版權局による違法行為に対する行政処分の時効は2年であり、違法行為の発生日から起算します。違法行為が連続し、又は継続している状態である場合は、行為の終了日から起算します。海賊版がなおも発行されている場合は、違法行為が継続しているものとみなします。例えば、ある販売者が連続的に数回にわたり侵害製品を販売した場合、その販売者に対する行政処分の時効は、最後に販売したときから起算されます。

違法行為が2年以内に発見されない場合は、改めて行政処分は課しません。但し、法律に別段の規定がある場合は、この限りではありません。

(ポイント)

- 国家版權局及び地方版權局による著作権侵害行為に対する行政処分の時効は2年である。

著作権侵害行為に対する行政処罰を求める場合の手続について、教えてください。

1. 行政処罰の対象となる違法行為

「著作権行政処罰実施弁法」第3条の規定によれば、行政処罰の対象となる著作権又は著作隣接権侵害行為は以下の行為のうち、公共の利益を損なうものを指します¹⁵。中国法には、「公共利益」に対する定義はありませんが、ここでいう「公共の利益を損なうもの」とは、著作権侵害行為の結果が権利者の利益を侵害しただけではなく、書籍、録音・録画製品、上演、テレビ・ラジオ等の事業に対する国の行政管理を妨げ、上記市場の秩序を乱す行為を指します。例えば、海賊版を販売する行為は、上記公共の利益を損なう行為に該当します。

- ① 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を複製、頒布、上演、上映、放送、編集し、情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合。但し、著作権法に別途規定がある場合はこの限りではない。
- ② 他人が専用出版権を有する図書を出版した場合。
- ③ 実演家の許諾を得ずに、その実演が収録された録音・録画製品を複製・頒布し、又は情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合。但し、著作権法に別途規定がある場合を除く。
- ④ 録音録画製作者の許諾を得ずに、その製作した録音・録画製品を複製・頒布し、あるいは情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合。但し、著作権法に別途規定がある場合を除く。
- ⑤ 許諾を得ずにラジオ・テレビ番組を放送又は複製した場合。但し、著作権法に別途規定がある場合を除く。
- ⑥ 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、権利者がその著作物や録音・録画製品等に採用している著作権又は著作隣接権を保護するための技術的措置を故意に回避し、あるいは破壊した場合。但し、法律・行政法規に別段の定めがある場合を除く。
- ⑦ 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、著作物や録音・録画製品等の権利を管理するための電子情報を故意に削除改変した場合。但し、法律・行政法規に別段の定めがある場合を除く。
- ⑧ 他人の氏名表示を詐称した著作物を製作、販売した場合。

なお、権利侵害者の資力が十分でない場合には、民事訴訟において勝訴したとしても、その効果は非常に小さいです。そうすると、やはり行政処罰に大きな期待を寄せざるを得ませ

¹⁵ 行政処罰の対象となるコンピュータソフトウェア著作権侵害行為は本書第Ⅲ章の2-8の内容をご参照下さい。

ん。もっとも行政処罰を求めるにも、一定の証拠を提出する必要があり、権利者自らが証拠を収集しなければならないため、調査費用の支出はある程度やむを得ません。

ちなみに、全国の国家著作権局及び地方著作権局が 2004 年度に調査処分した著作権及び著作隣接権侵害事件の統計については本書の末尾をご参照ください。

2. 著作権侵害事件の管轄

(1) 審級管轄

国家著作権局は、全国に重大な影響をもたらす違法行為及び同局が調査すべきであると認めるその他の違法行為を調査処分することができ、地方著作権局は、その管轄区内で発生する違法行為の調査処分を行うことができます。¹⁶

(2) 地域管轄

著作権又は著作隣接権侵害行為に対しては、権利侵害行為の実施地、権利侵害結果の発生地、海賊版の保管地又は法に基づいて押収、差押えられた場所の国家著作権局及び地方著作権局が調査処分を行います。但し、法律・行政法規に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

ある地方著作権局の担当者意見としては、著作権又は著作隣接権侵害事件に対しては、海賊版の製造元の所在地の地方著作権局に申し立てるのが効果的とのことでした。その理由は、海賊版の製造元所在地以外の地方著作権局が著作権又は著作隣接権侵害事件を受理したとしても、他の地域、特に異なる省・直轄市・自治区にある権利侵害者に対する調査は、通常の場合、現地の地方著作権局に依頼することとなり、自らは直接調査しないためです。

(3) 管轄異議及び指定管轄・移送管轄

2つ以上の地方著作権局が同一の違法行為に対していずれも管轄権を有す場合は、先に立件した地方著作権局が当該違法行為の調査処分を行います。

地方著作権局は、管轄権に争いが生じた場合又は管轄が不明である場合、紛争当事者双方により協議によって解決させます。協議が不調の場合は、共通の1級上の著作権局に指定管轄を求め、又は、その共同の1級上の著作権局が直接管轄を指定することもできます。

上級著作権局は、必要に応じて、下級著作権局が管轄する重大な影響をもたらす案件を処理することができ、自ら管轄する案件を下級著作権局に処理させることもできます。下級著作権局は、その管轄する案件の内容が重大かつ複雑で、上級著作権局が処理する必要があると判断する場合、1級上の著作権局に処理を求めることもできます。

¹⁶ 著作権局の体制については、第Ⅲ章「4-1 著作権法を所掌する機関」を参照してください。

著作権局が発見し、調査処分する違法行為について、刑法の規定により犯罪を構成する疑いがある場合は、当該著作権局が国务院の「行政法律執行機関の犯罪被疑案件移送に関する規定」に基づき、案件を司法部門に移送して処理させなければなりません。

3. 著作権局への申立手続

(1) 申立書式等

国家著作権局及び地方著作権局に著作権侵害行為に対する立件調査処分を申し立てる場合は、申立書を提出する必要があります。申立書には決められた所定の書式は、特にありませんが、中国語で記載しなければなりません。申立書においては、当事者の氏名（又は名称）、住所及び調査処分の申立の根拠となる主たる事実及び理由を説明しなければなりません。なお、通報者が代理人に委託して代理で申立てさせる場合、代理人は委任状を提示しなければなりません。

(2) 権利者であることの証明

被権利侵害者が国家著作権局及び地方著作権局に申立を行うには、自らが権利者であることを明らかにしなければなりません。その際に、中国において著作権登録をしていることは必要となりませんが、「著作権行政処罰実施弁法」第 12 条の規定によれば、著作権侵害行為について立件調査処分を申し立てる場合は、権利証明書を提供しなければなりません。

もちろん中国はベルヌ条約同盟国であり、かつ TRIPS 協定も同国において発効しているため、ベルヌ条約第 15 条を援用して、権利者は、その名が通常の方法により当該著作物に表示されていることによって反証のない限り著作者と認められ、また映画の著作物に通常の方法によりその名が表示されていることによって映画の著作物の製作者と推定されます。

このことを主張して、公的な証明書なしに著作権者と認定されるべきであると主張してみることも考えられますが、上記「著作権行政処罰実施弁法」に、著作権侵害行為について立件調査処分を申し立てるには、権利証明書が必要であるという規定が設けられている以上、実務上、かかる権利証明書を提供しなければならないと考えられます。

そこで、一つの便法として、日本における第一発行年月日等（創作年月日）の登録を行い、その登録事項証明書を添付して、権利の帰属の立証に代えることが考えられます。日本の登録制度において、第一発行年月日等の登録は誰が権利者であるかを公示する制度ではありませんが、何らかの公的な書類があれば、中国における行政処罰を申し立てる際に役立つようです。

なお、日本の官公署及び公証人発行の書類を中国で証拠書類とするには、官公署の印（公

証人については（地方）法務局長印）について、外務省領事部で「公印確認」を得るのが適切です。

もう一つの手段は、中国において登録を受けることです。旧ソフトウェア保護条例のもとでは内国人が保護を受けるための要件とされていたコンピュータソフトウェアの登録のみならず、それ以外の著作物についても、国家版權局において著作権登録が行われてきました。この著作権登録があれば、公的書類によって自らが権利者であることを立証することが容易です。

ちなみに、アメリカ合衆国の権利者団体である MPA（アメリカ映画協会）等は、版權局との間で協定を締結しており、この協定に基づき、権利者団体が発行した権利帰属の証明書が版權局において公的な権利の証明書として扱われることになっているようです。IFPI（国際レコード産業連盟）発行の証明書も、公的な証明書として受け入れられます。日本の権利者団体は、そのような協定を版權局と締結していないので、上記のような証明書を発行することはできません。

(3) 受理期間

著作権行政機関は、行政処罰の申立資料を受け取ってから 15 日以内に、受理するかどうかについて、決定しなければなりません。受理しない決定が出された場合には、書面で申立人にその理由を通知しなければなりません。

4. 行政処罰の実情

国家版權局及び地方版權局の行政処罰では、権利侵害行為の停止命令、違法所得の没収、海賊版の没収、過料、海賊版の製作に使われた材料・道具・設備等の没収が迅速に行われますが、国家版權局及び地方版權局には、権利侵害者に対して被権利侵害者への損害賠償を命じる権限はありません。

実務上、国家版權局及び地方版權局が調停の方式を利用して、権利侵害者と被権利侵害者間の損害賠償問題を解決させるケースはよく見られますが、かかる調停は法的効力を有しませんので、国家版權局及び地方版權局の調停による損害賠償問題の解決には限界があります。従いまして、損害賠償については人民法院に提訴して解決しなければならないケースも多く存在しています。

行政処罰により、権利侵害によってもたらされた全ての問題を解決することは不可能ですが、中国における著作権及び著作隣接権の侵害事件では刑罰があまり機能しておらず、多数の侵害事件に対して民事訴訟を行うことも、弁護士費用の点では採算が合わないという指摘もあります。従いまして、著作権侵害事件の処理において、権利者は行政処罰の手段をよく

利用するようです。

(ポイント)

- 著作権侵害行為を迅速に取り締るには、国家著作権局及び地方著作権局の行政処罰が効果的である場合が多い。
- 権利者が国家著作権局及び地方著作権局に著作権侵害行為に対する行政処罰を申し立てる場合は、自らが権利者であることを証明しなければならない。

著作権者が行政処罰を求めるとき、準備すべき資料、証拠は何ですか。

「著作権行政処罰実施弁法」第 12 条の規定によれば、権利者が著作権及び著作隣接権侵害行為に対して行政処罰を求める場合は、申立書、権利証明書、権利を侵害された著作物（又は製作物）及びその他の証拠を提出しなければなりません。申立書においては、当事者の氏名（又は名称）、住所及び調査処分^①の申立の根拠となる主たる事実及び理由を説明しなければなりません。権利者が代理人に委託して代理で申立させる場合、代理人は委任状を呈示しなければなりません。

なお、「著作権行政処罰実施弁法」第 19 条の規定によれば、権利者が提供する著作権に関わる原稿、原本、合法的出版物、著作権登録証書、認証機構の発行する証明書、権利取得の契約、及び当事者が自ら又は他人に委託して、注文又は現場取引等の方式で海賊版を購入することにより取得する実物、インボイス等は証拠として利用することができます。

日本の権利者が中国において著作権登録を行っている場合は、著作権登録証書を提出することで、簡単に権利者としての地位を証明できると考えます。但し、日本の権利者が中国において上記著作権登録を行っていない場合は、権利者としての地位を証明するため日本における登録証を提出することも可能です。

(ポイント)

- 著作権行政処罰を求めるときは、申立書、権利証明書を提出する必要があるが、所定の形式はない。
- 権利証明を簡単に行うためには、中国において著作権登録を行うのが望ましい。

行政処罰の範囲、種類はどうなっていますか。

「著作権行政処罰実施弁法」第4条の規定によれば、国家著作権局及び地方著作権局は著作権又は著作隣接権侵害行為に対して以下の種類の行政処分を行うことができます。すなわち、(1) 権利侵害行為の停止命令、(2) 違法所得の没収、(3) 海賊版の没収、(4) 過料、(5) 主に海賊版の製作に使われた材料、道具、設備等の没収などが挙げられます。具体的には、下記とおりです。

(1) 権利侵害行為の停止命令

権利侵害行為の停止命令の発令は、以下の状況に応じ行われます。①侵害者が侵害行為の準備中である場合、又は、侵害品を部分的に完成している場合には、その販売の停止または貸出不能とすることができます。②侵害品の生産を完了したが、発行しておらず、または発行している最中である場合には、その発行の中止を命じることができ、既に販売された侵害品について、回収命令を発することもできます。

(2) 違法所得の没収

違法所得の没収とは、著作権行政管理機関が、侵害者が侵害行為によって所得した違法収益を没収する方式で行政処罰を科すことです。違法所得には、侵害者が侵害行為によって得られた利潤にとどまらず、複製、発行、出版、販売などによる全部の収入、即ち原価も含まれると解されています。侵害行為による利益がない場合であっても、その販売売上高を違法所得と見なすことができます。

(3) 海賊版の没収

海賊版の没収とは、著作権行政管理機関が侵害品の没収によって侵害行為を阻止する、一種の行政処罰です。店頭で販売されている侵害品のみならず、未販売かつ在庫となっている侵害品も含まれます。

(4) 過料

過料は、広く利用される行政罰の一種であり、侵害者に一定期限内に一定額の金銭を国家に納入させる方式の行政罰です。ここで注意しなければならないのは、過料は、著作権者の損害を填補するものではなく、国家に納入するものですので、著作権者に対する補償にはならないことです。

また、「著作権法実施条例」第36条の規定によれば、国家著作権局及び地方著作権局は行政処

分を行うべき著作権又は著作隣接権侵害行為に対して、違法売上金額の3倍以下の過料処分を課すことができます。違法売上金額を計算することが難しい場合は、10万人民元以下の過料処分を課すことができます。

著作権侵害違法行為の情状が重大である場合にのみ、国家版權局及び地方版權局は、主に海賊版の製作に使われた材料、道具、設備等を没収することができます。ここでいう「情状が重大である場合」とは、次の各号に掲げる内容をいいます。

- ① 個人の違法所得額（利益取得額）が5,000人民元以上、単位の違法所得額が3万人民元以上であるとき。
- ② 個人の不法経営額が3万人民元以上、単位の不法経営額が10万人民元以上であるとき。
- ③ 個人の扱う海賊版が2,000冊（枚又は本）以上、単位の扱う海賊版が5,000冊（枚又は本）以上であるとき。
- ④ 著作権を侵害したことにより、過去に法的責任を追及されたことがあり、再び著作権を侵害したとき。
- ⑤ その他重大な影響又は深刻な結果をもたらしたとき。

(5) 主に海賊版の製作に使われた材料、道具、設備等の没収

主に海賊版の製作に使われた材料、道具、設備等の没収とは、著作権行政管理機関が侵害行為の情状が重い場合において、侵害品の製造に用いられる材料、設備を没収することによって、著作権者の保護を図る一種の行政処罰です。侵害品の製造に用いられる設備で没収対象となるものは、侵害者の生産設備、例えば、印刷機、録画機械など比較的に価値が高いものです。

国家版權局及び地方版權局は、没収した海賊版を廃棄し、又は権利侵害を受けた者の同意を得た後、他の適当な方式により処理しなければなりません。没収した主に海賊版の製作に使われた材料、道具、設備等について、国家版權局及び地方版權局は、法に従い公開で競売を行い、又は関連規定に従って処理しなければなりません。

なお、権利者の通報による著作権侵害事件調査中、権利者の著作権侵害物以外で明らかに海賊版である認識できるものに対しても、行政機関はこれを没収します。

その他、著作権侵害事件に対する調査において、公安局は犯罪容疑者の身柄を拘束することができます。但し、犯罪容疑者が有期懲役以下の刑罰に処せられるか、又は有期懲役以上の刑罰に処せられるとしても社会的危険性がない場合は、保釈することができます。著作権侵害事件における保釈の運用に対しては特別な規定はありません。

(ポイント)

- 著作権侵害行為に対する国家著作権局及び地方著作権局の過料処罰はかなり厳しい処罰であるので、著作権侵害行為の取締りにおいて重要な役割を果たしている。

行政処罰に不服ある場合の不服審査及び行政訴訟の手続について教えてください。

当事者が国家著作権局の行政処分に不服がある場合は、国家著作権局に対して行政不服審査を申し立てることができます。当事者が地方著作権局の行政処分に不服がある場合は、当該著作権局の同級の人民政府又はその1級上の著作権局に対して行政不服審査を申し立てることができます。上記不服審査の申立期限は、いずれも行政処罰決定書の受領日から60日以内となります。

当事者が行政不服審査の決定に不服がある場合は、国家著作権局及び地方著作権局の決定書を受け取った日から3ヶ月以内に人民法院に提訴することができます。期限が過ぎて提訴せず、履行もしない場合、国家著作権局及び地方著作権局は人民法院に執行を申し立てることができます。

なお、当事者は、国家著作権局及び地方著作権局の処分に対して不服がある場合、行政機関に対して行政不服審査を申立てず行政処罰決定書の受領日から3ヶ月以内に直接人民法院に提訴することも可能です。

(ポイント)

- 国家著作権局及び地方著作権局の処分に対して不服である場合は、行政不服審査を申し立てることも可能であり、直接人民法院に行政訴訟を提起することも可能である。
- 上記行政不服審査又は行政訴訟の提起は、期限を遵守しなければならない。

当事者が同時に行政処罰の申立及び民事提訴を行なった場合は、どちらが優先されるのでしょうか。

著作権及び著作隣接権の侵害事件において、行政処罰は、主に権利侵害者の違法行為（著作権第 47 条）に対する行政法上の責任を追及するために設けられた制度であり、民事提訴は、主に権利者が違法行為（著作権第 46 条及び第 47 条）によって被った損害を補償するために設けられた制度です。

従いまして、著作権及び著作隣接権の侵害事件において、当事者が同時に行政処罰の申立及び民事提訴を行ったとしても、どちらが優先する問題は存在せず、両手続は並行することになると考えられます。

行政処罰及び民事提訴の選択として、侵害行為を迅速に停止させたいとき、行政処罰を利用することをお勧めします。損害賠償を求める場合、民事提訴に頼るしかありません。また、コストの面から見れば、民事提訴の場合、訴訟費用及び弁護士費用がかかることから、低コストで侵害行為を阻止するには行政処罰のほうが有効となっています。

例外として、「最高人民法院の著作権民事紛争事件の審理における法律の適用についての若干の問題に関する解釈」第 29 条第 1 項の規定によれば、著作権法第 47 条に規定されている権利侵害行為に対して、人民法院は、当事者の請求により、権利侵害者の民事責任を追及できるほか、「民法通則」（全国人民代表大会、1987 年 1 月 1 日施行）第 134 条第 3 項の規定に従って、権利侵害者に対して不法所得の没収、過料等の民事制裁を与えることもできます。かかる場合、民事提訴による制裁と行政処理が一部重なる恐れがありますが、これを回避するため、上記解釈第 29 条第 2 項には、国家版權局及び地方版權局が同一の権利侵害行為に対して既に行政処罰を与えた場合、人民法院は再び民事制裁を与えない旨の規定が設けられています。

（ポイント）

- 著作権侵害事件において、権利者が同時に行政処罰及び民事提訴を行ったとしても、どちらかが優先されるということはなく、両手続は並行されることになる。
- 国家版權局及び地方版權局が同一の著作権侵害行為に対して既に行政処罰を与えた場合、人民法院は再び民事制裁を与えない。

13. 著作権審議及び調停委員会による調停

中国における著作権紛争における調停というのは、海賊版の摘発及び権利保護に役立つのでしょうか。

著作権法は、「著作権紛争は調停を行うことができ、当事者間で締結した書面による仲裁合意又は著作権契約中の仲裁条項に基づき仲裁機構に仲裁を申し立てることもできる。」と定めています（著作権法 54 条）。また、コンピュータソフトウェア著作権保護条例にも同旨の規定があります（同条例 31 条）。

中国の著作権紛争に関する調停制度は、主に訴訟及び仲裁調停、行政調停及び民間調停に分けることができます。いずれの調停も、当事者の自由意思によるものでなければなりません。

訴訟及び仲裁調停の場合、調停書は当事者に交付された後、直ちに法的効力を有するため、当事者は調停書をもって裁判所に対し強制執行を求めることができます。

行政調停及び民間調停の場合、調停書は、契約法上、契約の効力を有しますが、強制執行の効力はありません。

著作権紛争について、当事者間の合意に基づいて行われた調停が不成立となった場合、訴訟及び仲裁調停のときには、強制裁判又は仲裁を受け、その結果として、判決又は仲裁裁定が下されることになります。また、行政調停及び民間調停のときには、当事者は、直ちに訴訟を提起し、または仲裁を申し立てることにより解決を求めることができます。

中国では、実務上、著作権紛争の解決において、行政調停は大きな役割を果たしています。

各地方の著作権行政主管機関は、著作権紛争処理部門を設置し、著作権侵害行為の取締り及び紛争の調停などを取り扱っています。

2005 年 3 月 17 日の国家版權局の発表によると、2004 年、各地の著作権行政主管機関は、9691 件の著作権侵害事件を受理し、そのうちの 1363 件を調停により解決しています。

また、国家版權局に属する中国版權保護センター、また、全国各地の版權保護協会、版權代理機構などの民間組織は、調停機構としても機能しています。

なお、1993 年から多くの裁判所には、試験的に設立された「経済紛争調停センター」（経済糾紛調停中心）があり、当該調停センターによる調停は日本の簡易裁判所における民事調停に相当します。但し、現在、経済紛争調停センターによる調停は、訴訟法上明確に確立されていないため、著作権紛争事件の解決においては、多くは利用されていません。

(ポイント)

- 訴訟及び仲裁調停の場合、調停書は当事者に交付された後、直ちに法的効力を有するため、当事者は調停書をもって裁判所に対し強制執行を求めることができます。
- 行政調停及び民間調停の場合、調停書は、契約法上、契約の効力を有しますが、強制執行の効力はありません。
- 著作権紛争について、当事者間の合意に基づいて行われた調停が不成立となった場合、訴訟及び仲裁調停のときには、強制裁判又は仲裁を受け、その結果として、判決又は仲裁裁定が下されることになります。また、行政調停及び民間調停のときには、当事者は、直ちに訴訟を提起し、または仲裁を申し立てることにより解決を求めることができます。
- 中国では、著作権紛争の解決において、行政調停は大きな役割を果たしています。

14. 税関における措置

海賊版の摘発に税関は役立つのでしょうか。

中国は 1994 年 9 月に知的財産権保護の水際措置を開始してから、1995 年 10 月に初めて「知的財産権海関保護条例」を発表、実施し、世界貿易機関の規則に合う知的財産権の税関保護制度を確立し始め、2000 年に全国人民代表大会常務委員会は「中華人民共和国海関法」を改正、法的な側面から税関の知的財産権保護分野における職能を確定しました。中国政府は 2003 年 12 月に「知的財産権海関保護条例」を改正し、税関が権利侵害貨物を調査処理する際の権限を強化し、知的財産権の権利者が税関保護を求める際の負担を軽減、税関と司法機関、その他の行政機関の職責を明確にしました。その後、国家税関総署は新条例の「実施弁法」を制定し、営業秘密の保守問題や国際登録商標の案件受理問題、担保金の受領と返還の問題、権利者の関連費用の負担問題などについて明確に規定しました。

中国政府は 2004 年 9 月には「海関行政処罰実施条例」を発表、知的財産権侵害の輸出入行為に対する行政処罰を明確に規定しました。最高人民法院と最高人民検察院が 2004 年 12 月に発表、実施した「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」では、権利侵害貨物の輸出入代理における刑事責任をより明確にしました。

目下、海賊版のような著作権侵害について、税関が直接実施する知的財産権保護の水際措置は、主に税関法、知的財産権税関保護条例及びその実施細則に基づく権利侵害貨物の差押えという方法があります。海賊版に対する税関による差押えは、(1)著作権者の申請による差押え及び(2)税関の職権による差押えの 2 つに分けられています。

(1) 申請による差押え：著作権者は、海賊版の嫌疑がある貨物が輸出入されようとしていることを発見した場合、税関に申請書及び自己が著作権者であることの証明書などを提出し、著作権侵害嫌疑貨物の差押えを申請することができます。この場合、著作権者は権利侵害であることを立証する義務があります。その後、著作権者は、人民法院に権利侵害行為の差止め又は財産保全措置を採るよう申し立てることができます。税関は、権利侵害嫌疑貨物を差押えた日より 20 業務日内に、人民法院による関連裁定の執行協力の書面通知を受けた場合には、これに協力しなければなりません。通知を受けなかった場合には、税関は貨物を通過させなければなりません。即ち、著作権者が、海賊版の嫌疑がある貨物について、まず、税関に差押えを申請し、そのあと、速やかに人民法院に差止め又は財産保全措置を申立て、それに基づき、20 日業務日以内に、人民法院から税関に協力通知が到達しなければ、税関は差押えを解除することになります。

(2) 税関の職権による差押えにおいては、税関に知的財産権税関保護届出を申請した著作権者に対し、税関は、輸出入貨物に対して監督管理を行い、税関総署に届出された著作権を侵害する疑いのある輸出入貨物例えば海賊版と思われる製品を発見した場合には、直ちに著作権者に書面で通知し、かつ職権に基づいて能動的に権利侵害貨物の違法行為を調査処分することができます。著作権者は、税関の通知を受けてから 3 日以内に権利侵害と考えた場合、税関に対し書面による差押申請を提出する必要があります。この場合、著作権者には、税関に対する権利侵害の立証義務がありませんが、権利侵害と考えるか否かについて独自に判断する必要はあります（「実施弁法」第 3 章及び第 4 章）。また、権利侵害の立証又は権利侵害の判断のいずれにしても、中国の知的財産権法に基づき行わなければなりません。税関は、著作権者の申請に基づいて調査を行い、著作権侵害を認める場合には、当該貨物を没収するという決定をすることができます。

また、海賊版のような知的財産権侵害貨物を輸入又は輸出したことにより、犯罪を構成した場合には、法により刑事責任を追及しなければなりません。税関は、知的財産権保護の実施において犯罪事件に係わるおそれがあることを発見した場合、これを法により公安機関に移送し処理します。

なお、税関が差押えられた権利侵害疑義貨物の調査に知的財産権主管部門の協力を要請した場合、関連する知的財産権主管部門¹⁷はこれに協力しなければならず、また、知的財産権主管部門が輸出入貨物に係る権利侵害事件の処理に税関の協力を要請した場合、税関は、これに協力しなければなりません。

2004 年末までに税関総署が審査許可した知的財産権の税関保護の報告は合計 6257 件になり、1996 年から 2004 年まで全国で取り締まられた各種輸出入権利侵害案件は 4361 件、案件金額は 6.3 億人民元にのびります。2000 年以降、税関で取り締まられる案件は毎年 30%前後の伸び幅で増加しており、権利侵害貨物輸出入の違法行為の取り締まりを強化し、整備し、権利者の利益を積極的に保護しています。

税関は、知的財産権保護の水際措置の過程において、その他知的財産権主管部門、権利者及び関連の権利者団体との連絡、協力を十分に重視し、知的財産権主管部門との意見交換と協力を強化すると同時に、他国の税関との協力、交流を拡大しています。中国の税関は現在、米国映画協会などの権利者団体と知的財産権保護協力覚書を結び、効果的な協力を行っています。

¹⁷ 「知的財産権主管部門」は、中国特許局、商標局、著作権局その他知的財産管轄行政理部門をいいます。これに対して、「著作権行政管理部门」は、主に著作権局、新聞出版総署などの著作権の管轄行政管理部门をいいます。

ます。また、知的財産権管理部門や公安部門などの知的財産権の行政、刑事法執行部門と、法執行における協力を何度も展開し、権利侵害の違法犯罪行為を有効に取り締まっています。EU や米国などの税関と、知的財産権税関保護実施の内容を含む行政法執行の相互協力協定を結んでおり、その他の国家の税関と知的財産権保護の情報交換と法執行における協力を積極的に行っています。

実務上、税関の海賊版の摘発と押収などを最も有効に機能させるには刑事告訴や、国家著作権局又は地方著作権局、裁判所による強制措置（差押え等）と合わせて運用することが必要となります。

（ポイント）

- 実務上、税関の海賊版の摘発と押収などを最も有効に機能させるには刑事告訴や、国家著作権局又は地方著作権局裁判所による強制措置（差押え等）と合わせて運用することが必要となります。

15. 著作物を保護するその他の制度を利用した手続

著作物を保護するその他の制度としては、①音像製品管理条例や出版法に基づく手続、②商標権に基づく手続、③原産地証明に基づく手続などがあると聞いていますが、どのような制度なのでしょうか。また、実効性はあるのでしょうか。

1. 音像製品管理条例や著作物出版法に基づく手続

中国では、録音・録画製品及びその他出版物の出版、製造、複製、輸入、販売及び貸与は、許可制を実施しており、許可なしで著作物の出版、製造、複製、輸入、販売及びその他関連活動を行うことは、違法行為として、取締対象となります。規制に違反した場合には、行政処罰を受けることとなりますが、場合により、民事責任、刑事責任を負うことにもなります。

特に、1994年8月に「音像製品管理条例」を公布し、2001年12月に改正したことにより、中国は一連の録音・録画製品の管理制度を徐々に構築してきており、主なものには、知的財産権保護制度、録音・録画製品経営許可証制度、出版権専有制度、複製委託書制度、光ディスク出所識別コード（SIDコード）制度、輸入録音・録画製品の内容審査制度、通報者奨励制度、録音・録画製品に対する統一の偽造防止標識添付制度、不法録音・録画製品の監督・通報・公示制度などが含まれます。また、「民法通則」や「刑法」、「著作権法」、「音像製品管理条例」などの関連法律法規の規定に照らして、新聞出版総署、文化部、税関総署、商務部などの政府部門はそれぞれ、又は共同で「音像製品出版管理規定」、「音像製品の卸売、小売、リース管理弁法」、「音像製品輸入管理弁法」と「中外合作音像製品リセール企業管理弁法」など一連の行政規則を発表し、録音・録画製品の製造、出版、販売、輸入等と、その保護を法的な根拠をもつものとししました。

1990年代以降、政府の出版物市場管理監督部門や文化行政管理部門は関連部門と緊密に協力し、持続的な録音・録画製品市場の集中整備を展開し、海賊版録音・録画製品に対する撲滅行動をしており、録音・録画製品市場の秩序は徐々に好転しています。おおまかな統計によると、1994年から2004年までに全国で複製経営許可証を没収され処罰を受けた光ディスク複製企業は9社、押収された不法光ディスク生産ラインは200にのぼり、2004年8月には文化部が録音・録画製品分野の権利侵害行為の集中取締業務を全面的に行い、重点都市や重点地区での法執行業務の拡大を監督指導、調整し、多くの不法録音・録画製品の地下倉庫や違法発行ネットワークを検挙しました。2004年には、全国の文化市場検査管理部門が録音・録画製品経営組織をのべ55万5368回検査し、各種の違法録音・録画製品1.54億枚を押収しました。2005年1月12日、文化部と国家知的財産権保護業務グループ弁公室は全国で違法録音・録画製品の統一廃棄活動を行い、6335万枚以上の各種違法録音・録

画製品を集中的に廃棄しました。

2. 商標権に基づく手続

中国では、最近、一般に、著作物に関する権利執行を、著作権に基づいて実施するのは困難であるため、多くの著作権者は、著作物に関する権利の保護を図るため、著作権法及び商標法に基づく総合的な保護方法を利用しはじめています。

商標登録による保護は、著作権による保護に比べ、以下の利点を有するといえます。

- ① 商標登録を経ると、保護を受ける権利の内容・範囲はよりいっそう明確に特定できます。
- ② 著作権に基づく権利は基本的に保護期限を有するのに対し、商標権は、期間を更新することにより、保護期間を無期限に延長することができます。
- ③ 他人の不正使用を排除することが容易であることです。
- ④ 著作物を商品化して発売する場合（いわゆるキャラクター商品など）、商標登録により、商品化著作物の商標を保護することができるので、その保護範囲の拡大を実現することができます。

著作物の商標登録手続は一般の商標登録手続と同様ですが、通常、著作権者の授權証明を提出する必要があります。また、著作物の商標登録は、商標を構成することができる著作物に限定されます。

3. 原産地証明に基づく手続

中国では、原産地証明（原産地名称標記または地理標識）に関する保護制度が実施されています。

原産地名称または地理標識は、中国の国家品質監督検疫総局（旧称：国家品質技術監督局）における登録認証により、原産地専用標記または地理標識を取得し、法により保護を受けます。

原産地専用標記または地理標識の登録認証の対象は、基本的に中国において設立・登記した中国企業および個人に限定され、外国の企業および個人による申請に関しては、法律上明確な規定がありません。

地理標識は、商標（団体商標、証明商標）として、商標登録により、保護を受けることができます。

外国企業及び自然人は、商標登録申請と同様、中国の工商行政管理局に対し、地理標識の商標登録を申請することができます。外国企業又は外国人が地理的表示をもって団体商標、証明商標を登録出願する場合、出願人はその名義で当該地理的表示が所属国で法的に保護さ

れていることの証明書を提出しなければなりません。

地理標識の商標登録手続は、以下のとおりです。

- ① 地理標識をもって団体商標登録出願する場合には、主体資格の証明書類を送付し、且つ所有する専門技術人員、専門検査設備などの状況又は委託する機構のその状況について詳細に説明し、当該地理標識の使用商品の特定品質を監督する能力を有することを表明しなければなりません。
- ② 地理標識をもって証明商標登録出願する場合、主体資格の証明書類を添付し、且つ所有する専門技術人員、専門検査設備などの状況又は委託する機構のその状況について詳細に説明し、当該証明商標により証明される特定の商品品質を監督する能力を有することを表明しなければなりません。

上記原産地名称標記または地理標識の商標登録には、原産地名称または地理標識の不正使用を阻止する役割があります。

(ポイント)

- 中国では、録音・録画製品及びその他出版物の出版、発行、製造、輸入、販売及び貸与は、許可制を実施しています。著作権を侵害する著作物の出版、製造、輸入、販売及びその他関連行為は、違法行為として、取締対象となります。その法的責任は、刑事責任、民事責任及び行政処罰となります。
- 中国では、最近、一般に、著作物に関する権利執行を、著作権に基づいて実施するのは困難であるため、多くの著作権者は、著作物に関する権利の保護を図るため、著作権法及び商標法に基づく総合的な保護方法を利用しはじめています。
- 原産地名称標記または地理標識の商標登録には、原産地名称または地理標識の不正使用を阻止する役割があります。

16. その他の一般的な対策

これまで整理してきた対策のほかに、権利者側が権利侵害対策として実施しうる手段・活動としてはどのようなものがあるでしょうか。また、取締の過程全般での注意点があれば、教えてください。

消費者と流通業界に、真正品のよさを印象づけ、海賊版と真正品の品質、イメージなどにおける格差を訴えることで、市場における海賊版商品に対する需要を低下させることが、被害への防御策の一つになると考えられます。そのような観点から、具体的に下記のような取り組みが挙げられます。

(1) 情報発信（ニュースリリース）と記者会見

海賊版の市場流通が発覚した後、又は著作権侵害の事実が判明した時点で、新聞各紙やテレビ等の報道機関に情報発信をし、記者会見で状況及び自社の対応方針を公表します。

留意事項：当該著作物について自社が有する権利の存在やその期限について、十分に説明すること。また、特定の容疑者の名を挙げる場合、完全な立証確信を持って初めて発表すること。容疑者の特定などができない場合、通常は、自社商品が真正品であることのみをアピールした方が無難です。

(2) 公的サイトにおける公告、声明文又は業界の連合声明

海賊版の市場流通が発覚した後、又は著作物侵害の事実が判明した時点で、公的サイト（国家版權局、中国掃黃打非ネット¹⁸などの公的サイト）において、海賊版に対する警戒を呼びかけ、公告、自社声明または業界の連合声明を出します。¹⁹

¹⁸ 中国掃黃打非ネット (<http://www.shdf.gov.cn/>) は、中国全国掃黃打非工作小組弁公室が主宰して開設されたサイトです。同弁公室は、1989年9月、中国の國務院の下に、文化部、税関総署、公安部、情報産業部、新聞出版署等15の國務院の部門により設置され、海賊版等の違法出版物の取締りにおける各関係部門の提携を総合的に調整し、機能させることを目的としています。その責任者は、新聞出版署署長が担任し、事務室も新聞出版署に設置されています。同弁公室の内部には、調査研究宣伝処及び事件処理調整・督促処が設置されています。また、中国の中央から地方に至るまで、類似の機構を設置することにより、出版物、特に録音・録画製品の出版、印刷、複製、輸入、発行など各生産・流通段階において、各部門間の協力及び調整を行い、定期的に共同取締キャンペーン等を総合的に行うことにより、海賊版の取締りに対し重要な役割を果たしています。国家版權局が新聞出版総署の中の一部門であることに対し、中国全国掃黃打非工作小組弁公室は、新聞出版総署に設置されていますが、國務院に直属し、かつ、その職能も、版權局と異なっています。

¹⁹ 中国掃黃打非ネット (TEL: 86-10-65212830) に問い合わせた結果、公的サイトにおける公告、声明を掲載するための要件ならびに手続きに関しては、明確な規定はないとのことですが、権利者は、同サイトと直接連絡し、著作権者の権利など事実関係を証明できれば、同サイトに公告を出すことができます。なお、公的サイトであるため、公告の掲載費用はかかりません。

(3) 説明会

海賊版の流出と関係なく、自社の真正品の内容と流通経路を流通業界や消費者に対して情報提供する催しを開催し、流通業界や消費者の真正品に対する印象を高め、海賊版の流出を事前に予防することができます。商品発表会に近いといえます。

(4) 展示会

展示会は、新規独自商品を次々登場させる真正品の製造業者の実力と存在感をアピールすることにより、真正品の商品価値を向上させることができます。消費者の注目を集めることを目指す広報活動も重要です。

(5) 広報宣伝活動

日ごろの広告、宣伝などの広報活動が消費者に真正品の不動の位置を植え付けます。消費者と流通業者ばかりではなく、文化庁、新聞出版総署、工商行政管理局、税関総署など海賊版の取締活動にかかわる政府機関各位に自社商品の存在感及び価値観を正確に印象付けることによって、政府機関側の自発的摘発活動を誘致する効果を図れます。有名ブランドの商品の海賊版は常に優先的に取締り対象になると考えられます。

(6) 現地代理人や権利者自身からなる海賊版摘発のホットラインを設ける

取締りの過程全般での注意点として以下のいくつかがあります。

- (a) 消費者や流通業者又は民間団体、政府機関から、随時市場における海賊版の動向に関する情報を受ける体制を整え、市場を監視する能力を強化します。特に政府機関が自発的に手がけた取締り事件に迅速に対応すれば、協力体制が更に円滑になり、情報のやり取りの円滑化が期待できると共に、取締実績を挙げる結果に繋がります。
- (b) 政府機関による取締りに当たり、今後侵害者に対し民事賠償を求めることを可能にするため、権利侵害に関する証拠若しくは他の関連資料を収集しておき、また、自社の営業秘密を漏洩しない範囲内で関係機関に情報を提供してその調査処理に積極的に協力するように配慮する必要があります。
- (c) 関係行政諸機関、司法機関に取締りや保護などを適時、適正に求めることができるようにその取締体制や仕組、規定等の内容を正確に把握し、特にその煩雑な取締りや保護に関する諸請求手続等を正しく理解する工夫をすることが望ましいです。
- (d) 上記の手段を実行するにあたっては、感情的にならず、情報を十分収集し、事実を把握した上、かかる事実に基づき、適切な手段を選ぶことが大切です。また、事後処理に対応するため、関連資料の保管などに留意する必要があります。

(ポイント)

- 消費者と流通業界に、真正品のよさを印象づけ、海賊版と真正品の品質、イメージなどにおける格差を訴えることで、市場における海賊版商品に対する需要を低下させることが、被害への防衛対策になる
- 具体的には、情報発信（ニュースリリース）と記者会見、公的サイトにおける公告、声明文又は業界の連合声明などが挙げられます。
- 消費者や流通業者又は政府機関から、随時市場における海賊版の動向に関する情報を受けける体制を整え、市場を監視する能力を強化します。特に政府機関が自発的に手がけた取締り事件に迅速に対応すれば、協力体制が更に円滑になり、情報のやり取りの円滑化が期待できると共に、取締実績を挙げるきっかけに繋がります。
- 政府機関による取締りに当たり、今後侵害者に対し民事賠償を求めることを可能にするため、権利侵害に関する証拠若しくは他の関連資料を収集しておき、また、自社の営業秘密を漏洩しない範囲内で関係機関に情報を提供してその調査処理に積極的に協力するように配慮する必要があります。
- 関係行政諸機関、司法機関に取締りや保護などを適時、適正に求めることができるようにその取締体制や仕組、規定等の内容を正確に把握し、特にその煩雑な取締りや保護に関する諸請求手続等を正しく理解する工夫をすることが望ましいです。
- 上記の手段を実行するにあたっては、感情的にならず、情報を十分収集し、事実を把握した上、かかる事実に基づき、適切な手段を選ぶことが大切です。また、事後処理に対応するため、関連資料の保管などに留意する必要があります。

第Ⅱ章 中国におけるインターネットに関連する著作権の保護

1. 法制度や定型的な対処方法の整備状況について

① インターネットに関連する著作権保護の法制度について

中国では、2001 年現行著作権法の改正まで、インターネットに関連する著作権に対しては、改正前の旧著作権法第 10 条第 1 項第 5 号の包括的な規定により、保護していました。実務上も、中国の人民法院は当該規定に基づき情報ネットワーク伝送権を保護してきました。インターネットに関連する著作権に関わる紛争の審理方法を明確にするため、2000 年 12 月 21 日に最高人民法院が「最高人民法院のコンピュータネットワーク上の著作権紛争事件の審理における法律の適用についての若干の問題に関する解釈」（以下「司法解釈」という）を公布しました。現行著作権法の施行を受けて、司法解釈は、2003 年 12 月 23 日に、若干の修正が行われました。

2001 年現行著作権法は、その第 10 条第 1 項第 12 号において、新たに情報ネットワーク伝送権を追加し、法律の形で、インターネットに関連する著作権に対する保護を規定しました。

2001 年現行著作権法第 58 条では、情報ネットワーク伝送権（即ち有線又は無線方式により公衆に著作物を提供し、公衆に自らが選定した時間、場所で著作物を入手させるようにする権利）の保護弁法は国務院が別途規定すると定めていますが、国務院から保護弁法がなかなか公布されませんでした。このような状況の下で、中国国家版權局及び情報産業部は 2005 年 4 月 30 日に「インターネット著作権行政保護弁法」（2005 年 5 月 30 日施行）を公布しました。

さらに、2005 年 10 月 13 日、国家版權局は、「情報ネットワーク伝送権保護条例」（草案）を公表し、その修正意見を求めて、情報ネットワーク伝送権保護に関する立法の準備を進めています。当該「情報ネットワーク伝送権保護条例」（草案）は、主に当該権利の内容及び権利制限、インターネット著作権侵害事件におけるインターネット接続サービス提供者（ISP）の行政責任、免責事項等を定めています。なお、同「情報ネットワーク伝送権保護条例」は、2006 年に公布される見込みであるようです。

A 最高人民法院の司法解釈の内容

(a) 管轄

権利侵害行為地または被告住所地に所在する人民法院が管轄権を有します。権利侵害行為地には、権利侵害と訴えられた行為を実施したネットワークサーバー及びコンピュータ端末

機等の設備の所在地を含みます。権利侵害地又は被告住所地の確定が困難な場合は、原告が権利を侵害する内容を発見したコンピュータ端末機等の設備の所在地を権利侵害行為地とみなすことができます。

(b) インターネットサービスプロバイダ (ISP) の責任 (第Ⅱ章 2 の①を参照)

イ 民法通則第 130 条所定の共同権利侵害責任 (第 4 条及び第 5 条)

ロ 民法通則第 106 条所定のその他法定民事権利侵害責任 (第 6 条)

ハ 著作権法第 47 条第 6 項所定の権利侵害行為による責任 (第 7 条)

(c) ISP の免責要件

著作権者は、権利侵害を発見し、ISP に警告書を提出し、又は権利侵害行為者のインターネット登録資料を請求する場合、著作権権利証明書及び権利侵害証明などを提出する必要があります。かかる証明書類を提出しなかった場合、ISP は、何等かの措置を取る責任を負いません。

(d) 損害賠償額の算定方法

以前は「司法解釈」に損害賠償額の算定に関する規定がありましたが、改正後の著作権法が著作権侵害の損害賠償額の算定方法について明確な規定を設けたため、上記司法解釈は、2003 年の修正のときに、原解釈の第 9 条及び第 10 条の損害賠償責任に関する規定を削除しました。従いまして、情報ネットワーク伝送権の侵害行為の民事損害賠償額の算定は、著作権法所定の基準 (第 48 条) に従うものとなりました。即ち、情報ネットワーク伝送権の侵害行為の民事賠償責任は、その著作権侵害による損害賠償責任と同様となります。その損害賠償額の算定は、以下のとおりです。

イ 実際損失賠償の方式

被害者が権利侵害された期間において権利侵害により蒙った実際の損失 (直接経済損失及び間接経済損失の合計) が賠償額になります。かかる損失には、被害者が権利侵害行為を阻止するために支払った合理的な費用が含まれます。

この場合、著作権者は実際の損害につき立証責任を負います。

ロ 権利侵害者の収益

実際損失の計算が困難である場合、権利侵害者が権利侵害となる行為を行っていた期間においてその行為により取得した利益が賠償額になります。

同様に、著作権者は立証責任を負います。

ハ 上記 2 つの方法で、権利侵害者が権利侵害により取得した利益又は被害者が権利侵害により蒙った損失を確定することができない場合、人民法院は、権利侵害行為の状況 (主観性、期間、性質等) に基づき、50 万人民币以下の賠償判決を下すことができます。

B 2005 年 4 月 30 日に中国国家版權局及び情報産業部が公布した「インターネット著作権行政保護弁法」の内容。

(a) 規範対象

インターネット情報サービス活動において、インターネットのコンテンツ提供者の指令に基づき、インターネットを通じて自動的に作品や録音・録画製品などの内容をアップロード、保存、リンク、検索するなどの機能を提供し、かつ保存または発信する内容にいかなる編集や修正、選択をも行わない行為が適用対象とされています。

但し、インターネット情報サービス活動において、インターネットのコンテンツを直接提供する行為には、著作権法を適用します。

また、実演者、録音・録画制作者等の著作隣接権者が、インターネットを通じて大衆に対して、その実演したもの、または録音・録画製品を発信する権利の行政保護に関しても、この行政保護弁法を適用します。

(b) 管轄

インターネット情報サービス活動における情報ネットワーク伝送権の侵害行為は、権利侵害行為の発生地 of 著作権行政管理部門が管轄します。権利侵害行為の発生地には、インターネット情報サービス活動のサーバー等の設備の所在地が含まれます。

(c) 通知

著作権者がインターネットで伝播された内容が自分の著作権を侵害しているのを発見し、ISP またはそれが委託したその他の機構に対して通知を送付した後、ISP は速やかに関連内容の削除措置を取り、かつ著作権者の通知を 6 ヶ月間保存しておかなければなりません。

(d) 逆通知

ISP が著作権者の通知に基づいて関連内容を削除した場合、インターネットのコンテンツ提供者は、ISP と著作権者に対して、削除された内容は著作権を侵害していないことを説明する逆通知を出すことができます。逆通知が出された後、ISP は削除された内容を復旧させることができ、またこの復旧行為に対して行政法律上の責任は負いません。

(e) 行政処罰

著作権行政管理部門は、インターネット情報サービス活動における情報ネットワーク伝送権の侵害行為に対して「著作権行政処罰実施弁法」を適用し、以下の行政処罰を行うことができます。

- イ 権利侵害行為の停止命令
- ロ 違法所得の没収
- ハ 権利侵害複製品の没収
- ニ 罰金

ホ 権利侵害複製品を製作するために主として用いた材料、道具及び設備等の没収
ヘ 法律、法規及び規章²⁰が規定したその他の行政処罰

また、ISP が、インターネットのコンテンツ提供者がインターネットを通じて他人の著作権を侵害すると知りながら、またはそれと知らずとも著作権者の通知を受け取った後に関連の内容を削除する措置を取らず、同時に社会公共の利益を損なった場合、著作権行政管理部門は「中華人民共和国著作権法」第 47 条の規定に基づいて、権利侵害行為の停止を命じ、また以下の行政処分を行うことができます。

イ 違法所得の没収。

ロ 不法経営金額の 3 倍以下の過料に処します。不法経営金額を計算し難い場合は、10 万元以下の過料に処することができます。

なお、不法経営金額とは、権利侵害行為者が知的財産権侵害行為において製造、貯蔵、運送または販売する権利侵害製品の価値を指します。既に販売した権利侵害製品の価値は、実際販売した価格に従い計算されます。製造、貯蔵、運送または未販売の権利侵害製品の価値は、表示価格または調べて明らかになった権利侵害製品の実際販売平均価格に従い計算され、表示価格がなく、または調べても実際販売価格を明らかにしない権利侵害製品については、権利侵害製品の市場中間価格に従い計算されます。（「最高人民法院及び最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」第 12 条）²¹

ISP が著作権者の通知を受領した場合には、その提供した情報の内容及びその発表時間、インターネットアドレスまたはドメインネームを記録し、インターネットのコンテンツ提供者の接続開始時間、ユーザーシリアルナンバー、インターネットアドレスまたはドメインネーム、ダイヤルアップ接続用電話番号等の情報も併せて記録しなければなりません。ISP は、これを 60 日間保存し、著作権行政管理部門の取調べがあった場合には提供しなければなりません。これを怠った場合、国務院情報産業主管部門または省、自治区、直轄市の電信管理機構が警告し、状況に応じて、3 万元以下の過料を併科することができます。

ISP の行為が犯罪を構成する疑いがあることを発見した場合、著作権行政管理部門は、国務院の「行政法執行機関の犯罪嫌疑事件移送の規定」に照らして事件を司法部門へ移送し、法に基づいて刑事責任を追及させなければなりません。

²⁰ 規章とは、国務院各部門、委員会、中国人民銀行、審計署及び各省、自治区、直轄市及び比較的大きい市等の地方政府が制定する法令をいいます。（中国「立法法」第 2 条第 2 項、第 71 条、第 73 条）

²¹ 同司法解釈の「不法経営金額」の計算方法は、人民法院が刑事事件を審理する際に適用する基準であり、人民法院の範囲内で法的拘束力を有します。実務上、行政機関はこのような最高人民法院の司法解釈を参考することはありますが、法律上、行政機関は最高人民法院の司法解釈に拘束されるわけではありません。

(f) 免責

ISP が権利侵害の事実が存在することを知っていたことを表明する証拠がないか、著作権者の通知を受けた後に、関連の内容を削除する措置をとった場合、行政法律上の責任は負わないものとされています。

(ポイント)

- 中国の特別法には、著作権法においてインターネット・サービス・プロバイダーに関する特別規定が設けられ、ISPは業務で提供するサービスや実際取り組む行為の内容によって著作権侵害の責任を負うことになる。
- 上記行政法規は 2005 年 5 月 30 日に施行されたところであり、今後の取り締まりの活用が期待される。
- 中国におけるインターネットに関連する著作権の保護制度は、整備している過程にある。著作権法では、具体的な保護弁法は国務院が別途制定すると定めているが、未だ当該保護弁法は制定されていない。

② インターネットに関連する著作権の保護対象について

インターネットに関連する著作権の保護対象には、著作権法第3条が規定する各種著作物及びそのデジタル化されたものが含まれます。また、ネットワーク環境下で著作権法第3条が列挙する作品の範囲に分類できないものでも、文学・芸術及び科学分野で独創性があり有形的な形で複製できるその他知的創作物については、著作権法により、保護を受けます。さらに、実演者、録音・録画制作者などの著作権と関連する権利者がインターネットを通じて大衆に対して、その実演したもの、または録音・録画製品を発信する権利も、インターネットに関連する著作権の保護対象となっています。

伝統的な作品のデジタル化は、実際に当該作品をデジタル形式によりフロッピーディスク、ハードディスク、CD、CD-ROM等媒体に固定させ、作品の表現及び固定形式のみを改変し、作品の「独創性」及び「複製可能性」に対し、何らの影響も及ぼしません。従って、作品の表現形式は、デジタル形式を含み、デジタル化された作品の著作権は、原著作権者に帰属すべきであり、著作物の保護内容も、当然デジタル化された作品の著作権に適用します。原作品の著作権者の同意を経ずに、又は報酬を支払わずに、インターネットで、その作品を登載、転送又は複製する行為は、いずれも著作権侵害行為であり、著作権者は、かかる侵害行為に対し、著作権行政保護を求めることができ、又は人民法院に対し、訴えを提起して、侵害行為の差止め、損害賠償を求めることができます。

(ポイント)

- インターネットに関連する著作権の保護対象は、著作権法第3条が規定する各種著作物及びそのデジタル化されたものが含まれる。
- 原作品の著作権者の同意を経ずに、又は報酬を支払わずに行った、ネット上登載、転送、複製などの行為はいずれも著作権侵害行為であり、著作権者は、かかる侵害行為に対し、行政保護を求めることができ、又は人民法院に対し、訴えを提起して、侵害行為の差止め、損害賠償を求めることができる。
- インターネットに関連する著作権は、インターネットを通じた表現を対象とする著作権のことをいい、インターネットにおける作品の頒布、伝播及び複製等を含む。
- 中国の著作権法は、情報ネットワーク伝送権を著作権の一つの権利として明確に列挙した。「インターネット著作権行政保護弁法」等の部門規章は、情報ネットワーク伝送権の保護弁法について明確な規定が置かれ、著作権者のインターネットに関連する著作権の保護を図っている。
- 中国の国務院が、インターネットに関連する著作権の保護に関する行政法規を作成して

いる最中であるが、それがインターネットに関連する著作権にさらなる有力な保護を与えられる。

2. 中国におけるインターネットサービスプロバイダ（ISP）の法的地位について

① 「最高人民法院のコンピュータネットワーク上の著作権紛争事件の審理における法律の適用についての若干の問題に関する解釈」における ISP の法的責任について

A 一般民事責任 1

接続サービスの提供のみを行う ISP は、インターネット上の情報に対する編集、改変又は選択能力を有しないため、インターネット情報の適法性に対し監督、コントロールする義務がありません。従って、他人によるインターネット上の著作権侵害行為に対し、故意又は過失がなければ、民法通則第 106 条に基づき、法的責任を負わず、権利侵害の法的責任は、当該行為者が自ら負わなければなりません。

B 一般民事責任 2

コンテンツ提供サービスを行う ISP は、著作権者が権利侵害者のインターネット登録情報を求める場合、かかる登録情報を提供する義務を有します。正当な理由がなく、かかる登録情報を提供しない場合、故意又は重過失による上記義務違反とみなされ、当該不作为に対して、民法通則第 106 条に基づき、相応する権利侵害責任を負います（司法解釈第 6 条）²²。

ISP の発信者情報の開示に応じる義務に関して、日本では、特別立法として「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（「プロバイダ責任制限法」）第 4 条が定められました。

中国では、日本のような特別規定がなく、また、「インターネット著作権行政保護弁法」においても規定がありません。但し、中国では、最高人民法院の司法解釈が法的効力を有するため、上記司法解釈第 6 条により認められている著作権者の ISP に対する情報開示請求権は、1 つの民事権利として解することができると思います。

なお、司法解釈第 6 条所定の開示請求を拒否した場合の ISP の民事責任は、民法通則第 106 条所定の故意又は重過失の不作为による民事権利侵害の一般民事責任と解釈されています。即ち、司法解釈第 6 条の趣旨から見れば、著作権者は、開示請求を拒否した ISP に対し、一般民事責任を追及することはできますが、民法通則第 118 条所定の著作権侵害責任を追及することはできないと考えられます。

また、開示請求に応じない場合は、事実上、著作権侵害の幫助となりますが、著作権侵害者と共同の故意又は過失で著作権侵害行為をしたことを証明できなければ、司法解釈第 4 条

²² 開示請求権は、司法解釈第 6 条においては民事権利として権利者に与えられており、また「インターネット著作権行政保護弁法」においては行政権利として著作権行政管理部門に与えられています。両規定は整合性がないものの、両立する規定であると考えられます。

及び第 5 条所定の著作権の共同侵害にはならないと考えられます。

なお、開示請求に関して、2005 年 10 月 13 日国家著作権局が公表した「情報ネットワーク伝送権保護条例」（草案）の第 17 条及び 18 条の規定は、権利者が訴訟又は仮処分の申立のため、裁判所に対し、必要なインターネット登録情報の開示を ISP に求めるよう要求することができ、また、著作権行政機関が著作権侵害事件の調査、処理のため、ISP に必要なインターネット登録情報を要求することができる旨を定めています。但し、ISP に対する直接開示請求権は権利者に与えられていません。

C 共同侵害責任 1

ISP が、インターネットを通じて他人の著作権に対する侵害行為に関与した場合、又は他人の著作権侵害行為の実施を教唆し、幫助した場合、民法通則第 130 条の規定に従い、当該 ISP 及び当該行為者は共同侵害責任を負わなければなりません（司法解釈第 4 条）。

D 共同侵害責任 2

コンテンツ提供サービスを行う ISP は、インターネット上の情報に対する編集、改変又は選択能力を有するため、当該サービスのユーザーがインターネットを通じて著作権侵害行為をしていることを知りながら、または著作権者から確かな証拠を持つ警告を受けたにも拘らず、権利侵害内容の除去などの措置を講じない場合、民法通則第 130 条に基づき、当該 ISP は当該ユーザー（行為者）と共同侵害責任を負わなければなりません（司法解釈第 5 条）。

E 著作権法に基づく一般民事責任

ISP は、第三者の著作権の技術的保護手段を故意に回避または破壊することに専ら使用される方法・設備または材料であることを知りながら、これを掲載し、伝播し、或いは提供した場合、著作権法第 47 条第（六）項の規定により、民事上の権利侵害責任を負わなければなりません。（司法解釈第 7 条）

F 行政責任

著作権行政管理部門は、インターネット情報サービス活動における情報ネットワーク伝送権の侵害行為に対して「著作権行政処罰実施弁法」を適用し、行政処罰を行うことができます。（詳細は、第 2 章の 1. を参照）

ISP は、他人の著作権を侵害し、かつ公共利益を侵害する場合、著作権行政管理部門から、権利侵害行為の停止、違法所得の没収、権利侵害複製品の没収、罰金、権利侵害複製品の製作に主として使用される材料、工具及び設備の没収等の処罰を科せられることになります。

(著作権行政処罰実施弁法第 4 条)

G 刑事責任

著作権行政管理部門がインターネット情報サービス活動において情報ネットワーク伝送権侵害の事件を調査、処理する過程で、ISP の行為が犯罪を構成する疑いがあることを発見した場合、国务院の「行政法執行機関の犯罪嫌疑事件移送の規定」に照らして事件を司法部門へ移送し、法に基づいて刑事責任を追及することになります。

刑事罰に関する条項は、著作権法には第 47 条に「犯罪を構成するときは刑事責任を追及する」とあるのみですが、刑法第 217 条及び第 218 条に具体的な処罰規定があります。

(ポイント)

- ISP は、情報ネットワーク伝送権の侵害を構成する場合、その法的責任は、事案により、民事、行政、及び刑事責任を負うこととなります。

② ISP の法的責任の例外について

ISP が著作権者から確実な証拠のある警告を受け、権利侵害と訴えられたコンテンツを削除する等の措置を講ずる場合、当該行為は、著作権者の適法な権益を保護・維持する適法な行為であるため、権利侵害と訴えられた者が当該 ISP の行為に対して違約責任を追及したとしても、人民法院はこれを認めないとされています。（司法解釈 9 条）

著作権者が訴えた権利侵害が事実でなく、権利侵害と訴えられた者が ISP に対して、ISP の講じた措置により蒙った損害の賠償を求めた場合には、ISP は当該権利侵害と訴えられた者に対し損害賠償責任はなく、警告を出した者がかかる賠償責任を負わなければなりません。（司法解釈 9 条）

（ポイント）

- ISP は、著作権の権利侵害行為を知りながら、当該権利侵害の内容を削除しない場合、或いは、著作権者から確かな証拠を有する警告が提出されたにも拘らず、当該権利侵害の内容を削除しない場合、権利侵害責任を負うことになる。
- ISP が、著作権者の確かな証拠を有する警告の提出を受けて、権利侵害と訴えられた内容を移動・削除する場合、権利侵害を訴えられた者が ISP に違約責任を負うように求めたとしても、人民法院はこれを支持しない。

3. ISP への「著作権侵害にかかる通知・発信者情報開示請求」の方法

A 適切な警告要件

著作権者が ISP に警告を発し、又は権利侵害者のネットワーク登録資料の提供を求める場合、一定の形式要件を満たしていなければなりません。

司法解釈第 8 条及び「インターネット著作権行政保護弁法」の第 8 条に基づき、著作権者が ISP に提出する「著作権侵害にかかる通知・発信者情報開示請求」には、以下の内容を記載する必要があります。

- イ 権利侵害の嫌疑のある内容が侵害している著作権の帰属証明。
- ロ 明確な身分証明、住所及び連絡方法。
- ハ 権利侵害の嫌疑のある内容の情報ネットワーク上の位置。
- ニ 著作権侵害の関連証拠。
- ホ 通知内容の真実性に関する声明。

著作権者が上記資料を提示できない場合、警告又は請求を提出していないものと看做されるため、ISP はなんらの措置も取る必要がなく、責任も負いません。

身分証明としては、日本の権利者の場合、戸籍謄本、登記簿謄本、特定機構が発行する資格証書、免許証などが有効になると考えます。なお、かかる身分証明書に公証証書の添付がある場合、より効果的であると考えます。

著作権の帰属証明としては、著作権登記証書、著作権認定機構が発行する著作権帰属証明証書、原産地証明書、出版物、権利を取得するための契約（著作権譲渡契約又は著作権使用許諾契約）、制作又は頒布にかかわるその他原始的証明資料などが考えられます。

また、反対証明がなければ、著作物又は製品に記載される自然人、法人は、著作権者と認められるため（中国の最高人民法院の「著作権民事案件の審理に係わる法律適用の若干の問題についての解釈」第 7 条）、真正品の図書、刊行物、CD、VCD、DVD 等の提出は、適法な出版物として、「著作権権利帰属証明」になると考えられます。

※ISP に対する「著作権侵害にかかる通知・発信者情報開示請求」文章の例（和訳文）

「
通知書

_____ (ISP) 御中

1. 通知事項：

撤去及び発信者情報開示を求めるファイル（以下、「本ファイル」といいます。）の名称：
本ファイルが蓄積されている URL：

2. 本ファイルにより侵害されている権利の概要：

添付する資料及び関係証明書のとおり、通知人は、本ファイル（著作物）に対し、著作権を有している。

貴社が X 年 Y 月 Z 日以降、WWW. ! @ # .com において無断に _____（著作権者）が有する著作物の内容を掲載して現在もなお継続していることは、著作権者の「複製権」「頒布権」及び「インターネット伝送権」等の権限の侵害にあたるので、この通知を受けた時点から速やかに不法の掲載を消去するよう要請する。なお、この要請状を受領してから _____ 日以内に、上記不法アップロードした者の資料（氏名、電話、住所など）を権利者に開示するよう要請する。権利者のかかる適法な要請に貴社が応じない場合、権利者は貴社に対し権利侵害の法的責任を法により追及する所存である。

通知人は、上記内容の真実性を保証する。」

通知人の名称：

通知人の担当者（法人・団体の場合）：

通知人の住所：

通知人の電話番号：

通知人の F A X 番号：

通知人の電子メールアドレス：

_____ 年 _____ 月 _____ 日

証明資料：

- ① 身分証明（身分証、営業許可証等の有効な身分証明書類）
- ② 著作権権利帰属証明（著作権登記証書、適法な出版物、創作原稿等の証明資料）
- ③ 権利侵害状況証明（権利侵害の内容、インターネット上の位置）

※ISP に対する「著作権侵害にかかる通知・発信者情報開示請求」文章の例（中国語）

“ 通 知 书

_____ (ISP)

1. 通知事项:

要求删除及公开发布人信息的文件（以下称“本文件”）名称:

保存本文件的 URL:

2. 受本文件侵害的权利的概况

如所附资料及有关证明书所示，通知人对本文件（著作物）拥有著作权。

自 X 年 Y 月 Z 日开始，直至现在，贵公司一直擅自在 WWW. !@#. com 上登载_____（著作权人）拥有的著作物内容，侵害了著作权人的“复制权”、“颁布权”及“网络传播权”等权利。故要求在收到此通知时起，立即将非法登载的内容删除。并要求在收到此通知书后____日以内，向权利人公开上述非法上传者的资料（姓名、电话、住址等）。如贵公司不接受权利人的该合法要求，权利人将依法追究贵公司侵害权利的法律責任。

通知人保证上述内容属实。”

通知人名称:

通知人的承办人（为法人、团体时）:

通知人住址:

通知人电话:

通知人传真:

通知人的电子邮箱:

____年____月____日

证明资料:

- ① 身分证明（身分证、营业执照等有效的身分证明书等）
- ② 著作权权利归属证明（著作权登记证书、合法出版物、创作草稿等证明资料）
- ③ 侵权情况证明（侵权内容、互联网上的位置）

なお、情報開示請求内容に関しては、削除要請の相手方となる者（コンテンツを蔵置しているプロバイダ等）は氏名・住所等の情報を持っていない場合が多いため、日本では、侵害情報が書き込まれた際に使用された IP アドレス及び書き込み年月日及び時刻の開示を求めることができるとされています。

中国最高人民法院の司法解释第 8 条の規定によれば、著作権者は ISP に対し、権利侵害行為者のネットワーク登録資料を請求することができます。また、「インターネット著作権行政保護弁法」第 6 条では、ISP の侵害情報が書き込まれた際に使用された IP アドレス及び書き込み年月日及び時刻の情報の記録及び保管義務を定めています。これらの規定により、中国でも、侵害情報が書き込まれた際に使用された IP アドレス及び書き込み年月日及び時刻の開示を求めることができると考えます。

B 問題となった ISP の特定方法

著作物の転送行為や受送信事実を証明するため、ウェブサイトを監視する専門家の協力が必要となります。これは、専門調査会社に依頼することができます。

調査会社は、過去の実績を把握した上で依頼するのが無難です。

C コンテンツ提供者の権利侵害通知に対する逆通知には、以下の内容が含まれなければなりません。

- イ 明確な身分証明、住所、連絡方法。
- ロ 削除された内容の合法性の証明。
- ハ 削除された内容のインターネット上の位置。
- ニ 逆通知内容の真実性に関する声明。

通知及び逆通知に関する規定は、日本のような特定の方式・書式はありませんが、内容上これに類似するものであると考えます。著作権者は、ISP に対し、基本的に以下のような書面を提出することができます。

D 送付時の注意事項

通知書を送った後、業者が防衛的になり、証拠収集に支障をきたすことがあります。従って、民事・刑事の手続への移行を検討している場合には、証拠収集をまず確実に行うべきです。

E 文書の準備と送付に要するコスト

文書の準備は、当事者自身でもある程度可能ですが、弁護士に起案してもらい、弁護士が当事者の告訴代理人の名義で署名して送付したほうが説得力が高い場合がよくあります。

弁護士に通知書や警告書の作成と送付を依頼する場合、平均1件 1,500 元から 3,000 元ほどかかります。

通知・発信者情報開示請求文書の準備・送付に当たっては特に関係機関と連携を取る必要はありませんが、民事、刑事手続への移行を検討している場合、証拠収集をまずしてから、証拠提供と共に通報して、その後のプロセスにおいて、行政側の協力を得やすくする効果が期待できます。なお、中国には、日本のような郵便物証明制度がないため、書類送付したことを証明するには、公証人を起用する必要があります。

(ポイント)

- 著作権者がインターネット情報サービスプロバイダに著作権侵害を通知し、発信者の情報開示を請求する場合、特定の様式は定められていないが、一定の形式要件を満たし、法が定める関係資料を添付することが必要である。(文書の例を参照)
- 通知・発信者情報開示請求文書の準備・送付に当たっては特に関係機関と連携を取る必要はありませんが民事、刑事手続への移行を検討している場合、証拠収集をまずしてから、証拠提供と共に通報して、その後のプロセスにおいて、行政側の協力を得やすくなる効果が期待できます。
- 民事、行政及び刑事手続きへの移行を検討する場合には、通知書の送付を含めて、関係事実の証拠収集を確実に行う必要がある。

4. 違法なアップロードなどを行った者（情報発信者）への「警告・差止請求」の方法

A 相手方の特定方法

違法なアップロードを行う主体が一般の個人の場合、権利者側がその追跡をすることは難しいので、ISP に対し、当該情報発信者についての情報を提供するように要求する必要があります。

また、著作物の転送行為や受送信事実を証明するために、ウェブサイトを監視する専門家の協力が必要となりますが、これは、専門調査会社に依頼することができます。調査会社については、会社の関係広報（実績の記載があるもの）、パンフレット等の宣伝資料を参考にし、信頼のある第三者の紹介を受ける、又は直接問い合わせるなどの方法により、過去の実績を把握した上で依頼するのが無難です。

B 警告・差止請求権に記載すべき事項

ウェブサイトにおける著作物の違法アップロードに関しては、当該情報発信者は「情報ネットワーク伝送権」を侵害していることになります。

そのほか、「複製権」、「頒布権」、「展示権」などを侵害している場合もあります。侵害されている可能性のある権利を列挙したほうが得策です。

※情報発信者に対する「警告・差止請求」文書の例（和訳文）

警告書

_____（情報発信者） 御中

通知人は、_____（著作物）に対し、著作権を有している。

貴殿が X 年 Y 月 Z 日以降、WWW. ! @ # .com において無断で通知人が所有する著作物の内容を発信して、膨大な著作物の情報を同サイトに掲載し、その状態が現在もなお継続していることは、著作権者の「複製権」、「頒布権」、「展示権」及び「インターネット伝送権」等の権利の重大な侵害になるので、この通知を受けた時点から速やかに不法な発信行為を停止するよう要請する。

なお、通知人のかかる適法な要請に貴殿が応じない場合、通知者は貴殿に対し権利侵害の法的責任を徹底的に追及する所存である。

通知人の名称：

通知人の担当者（法人・団体の場合）：

通知人の住所：

通知人の電話番号：

通知人の F A X 番号：

通知人の電子メールアドレス：

_____年____月____日

※情報発信者に対する「警告・差止請求」文書の例（中国語）

警 告 书

_____（信息发布人）

通知人对_____（著作物）拥有著作权。

贵方自X年Y月Z日开始，擅自在 WWW. ! @ #. com 上发布通知人拥有的著作物内容，在该网站上登载了庞大的著作物信息，这种状态至今仍在继续，构成了对著作权人的“复制权”、“颁布权”、“展示权”及“网络传播权”等权利的严重侵害。故要求在收到此通知时起，立即停止非法的发布行为。

如贵方不接受通知人的该合法要求，通知人将彻底追究贵方侵害权利的法律責任。

通知人名称：

通知人的承办人（为法人、团体时）：

通知人住址：

通知人电话：

通知人传真：

通知人的电子邮箱：

____年____月____日

C 送付時の注意事項

通知書を送った後、業者が防衛的になり、証拠収集に支障をきたすことがあります。従って、民事・刑事の手続への移行を検討している場合には、証拠収集をまず確実に行うべきです。

D 文書の準備と送付に要するコスト

文書の準備は、当事者自身でもある程度可能ですが、弁護士に起案してもらい、弁護士が当事者の告訴代理人の名義で署名して送付したほうが説得力が高い場合がよくあります。

弁護士に通知書や警告書の作成と送付を依頼する場合、平均1件 1,500 元から 3,000 万円ほどかかります。

(ポイント)

- 違法なアップロードを行う主体が一般の個人の場合、権利者側がその追跡をすることは難しいので、ISP に対し、当該情報発信者についての情報を提供するように要求する必要があります。
- 通知書を送った後、業者が防衛的になり、証拠収集に支障をきたすことがあります。従って、民事・刑事の手続への移行を検討している場合には、証拠収集をまず確実に行うべきです。

第三章 中国における著作権紛争に関連する法制度等の概要

1. 日本の著作物に対する中国の条約上の関係

日本と中国の条約上の関係を教えて下さい。特に、TRIPS 協定、ベルヌ条約、ローマ条約の規定は、日本と中国の関係においてどのように拘束力を持ちますか。

中国は、1992 年 10 月 15 日に「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約」に、同月 30 日に「万国著作権条約パリ改正条約」（中国語：世界版權公約）に調印しましたが、当時の中国の著作権法はこれらの条約の水準に達していませんでした。そこで中国は、外国著作物の保護については内国著作物の保護とは別の定めをすることによって条約の要請を満たすこととしました。この目的のため、1992 年 9 月 25 日に「国際著作権条約の実施に関する条例」が国务院令として定められ、同月 30 日から施行されました。なお著作隣接権に関しては、中国は、1993 年 4 月 30 日に「許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約」（レコード保護条約）に調印しました。

中国は、2001 年 11 月 11 日に WTO（世界貿易機関）への加盟が承認され、同年 12 月 11 日から加盟の効力が生じました。これに伴って、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」の附属書 1C である「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS 協定）が中国にも発効することになりました。

中国は、従来の内国著作物と外国著作物との間で保護水準の格差が生じているなどの問題を解消するため、1997 年から著作権法の全面改正の作業を行いました。また、WTO 加盟に合わせる必要から改正作業が急ピッチで行われるようになり、2001 年 10 月 27 日、9 期全国人民代表大会常務委員会第 24 回会議によって、『中華人民共和国著作権法』改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定が採択・公布され、かつ同日より施行されました（現在の中華人民共和国著作権法は、1991 年法が 2001 年 10 月 27 日に全面改正されたものであって、2001 年に新たな法律として制定されたものではありませんが、便宜上、改正後の著作権法を「改正著作権法」と呼ぶことにします。）。

改正著作権法は、外国人の著作権の保護につき、第 2 条 2 項で、「その著作者が属する国又は通常の居所国と中国との間に締結された協定によって、又は共に加盟している国際条約によって享有される著作権は、本法の保護を享受する。」と定めており、条約上中国が保護義務を負う著作物は、中国で保護を受けることになります。

外国人の著作隣接権についてその享有を認めた明文の規定が改正著作権法のなかには見当たりませんが、著作権と同じに理解してよいと考えます。中国は、「実演者、レコード製作者

及び放送機関の保護に関する国際条約」(ローマ条約)に加盟していないものの、既に TRIPS 協定が中国に発効しているため、日本の実演者、レコード製作者及び放送事業者の権利も中国で保護を受けます。

なお、TRIPS 協定の前に、1991 年の旧著作権実施条例第 46 条及び第 47 条では、外国人の実演及びレコード製作品を保護する規定があり、また、現行の実施条例では、更に、それを明確にした上、放送事業者の権利並びに外国人、無国籍者の中国が加盟した国際条約に基づきその実演、レコード製作品及び放送番組について享有する権利を著作権法により保護する旨の内容を追加しました。

2. 著作権制度

2-1 著作権法の保護対象物

中国の著作権法で保護される対象物にはどのようなものがありますか。特に、録音、実演、映像、音楽、ゲームは、どのように保護されますか。日本法と比較して説明してください。

中国著作権法第3条は中国著作権法が保護する著作物（作品）について定めています。中国著作権法が保護する著作物は、文字による著作物、口述による著作物、撮影による著作物、映画の著作物、コンピュータソフトウェアなど9種類です。

ここでいう著作物には、次に掲げる形式で創作される文学、美術及び自然科学・社会科学・産業技術等の著作物が含まれるとされています。産業技術等の著作物が含まれると明示している点が特徴的です。

- ① 文字による著作物（例えば小説、詩、論文等）
- ② 口述による著作物（即興的な講演、授業、法廷弁論等）
- ③ 音楽、演劇、演芸、舞踊、曲芸芸術による著作物
- ④ 美術、建築による著作物
- ⑤ 写真の著作物
- ⑥ 映画の著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物
- ⑦ 工事・建築設計図、製品設計図、地図、見取り図等の図形による著作物及び模型著作物
- ⑧ コンピュータソフトウェア
- ⑨ 法律、行政法規に規定されるその他の著作物

なお、⑨の法律及び行政法規に規定されるその他の著作物とは、主として現代的な技術革新によって誕生するかもしれないと想定される新たな著作物を指すと言われています。

さらに中国著作権法においては、民間文学及び芸術の著作物（例えば伝説、編年史、神話、造形美術など）に係る著作権の具体的な保護規則については国務院が別途定めるとされています（第6条）。

上記に例示された著作物の内容は、国務院が2002年8月2日に公布した「中華人民共和国著作権法实施条例」（2002年9月15日より施行 国務院令（第359号））第4条の規定によれば、次のとおりそれぞれ分類されることになります。

著作権法第3条の分類項目	実施条例第4条の例示対象物
文字による著作物	小説、詩歌、散文、論文などの文字の形式で表現された著作物
口述による著作物	即興の演説、授業、法廷弁論などの口頭言語の形式で表現された著作物
音楽、演劇、演芸、舞踊、曲芸芸術による著作物	音楽著作物とは、歌曲、交響楽などの歌唱又は演奏できる歌詞が付き又は付いていない著作物。 演劇著作物とは、新劇、歌劇、地方劇などの舞台での実演に供する著作物。 演芸著作物とは、漫才、語り物、太鼓伴奏の伝統歌謡、講談などの口演を主要な形式として演じられる著作物。 舞踊著作物とは、連続した動作、姿勢、及び表情などで思想感情を表現する著作物。 雑技芸術著作物とは、雑技、手品、曲芸などの体の動作及び技巧で表現された著作物。
美術、建築による著作物	美術著作物とは、絵画、書道、彫塑などの線、色彩又はその他の方法で構成される審美的意義を有する平面的又は立体的な造形芸術著作物。 建築著作物とは、建築物又は構築物の形式で表現される審美的意義を有する著作物。
撮影による著作物	撮影著作物とは、器械を利用し、感光材料上に客観的物体の形象を記録する芸術著作物。
映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物	映画著作物及び映画撮影に類似した方法により創作された著作物とは、一定の物質上に製作したもので、音声を伴い又は音声を伴わない一連の画面で構成され、且つ、適当な装置を利用して上映又はその他の方式により伝達される著作物。
工事・建築設計図、製品設計図、地図、見取り図等の図形による著作物及び模型著作物	図形著作物とは、施工又は生産のために作成された工事設計図、製品設計図、及び地理的現象を表し、又は事物の原理若しくは構造を説明した地図又は見取り図などの著作物。 模型著作物とは、展示、実験又は観測などの用途のために、物体の形状及び構造のとおり、一定の比率によって作られた立体著作物。
コンピュータソフトウェア	(「コンピュータソフトウェア保護条例」所定のもの)
法律、行政法規に規定されるその他の著作物	

保護されない対象について教えてください。

著作権法第 4 条及び第 5 条は、著作物の権利対象から除外されるものを列挙しています。次の物に関しては、著作権を主張できないとされています。著作権財産権のほか、著作者人格権の存在も否定されています。

- (1) 法によりその出版及び伝達が禁止されている著作物
- (2) 法律、法規及び国家機関の決議、決定、命令、その他立法、行政、司法的性質を有する文書、並びにそれら公文書の正式訳文
- (3) 時事報道（新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどのメディアを通じて報道される単なる事実のニュース）（著作権法実施条例第 5 条の(1)）
- (4) 暦法、汎用的数表、汎用的表及び公式

2-2 著作権の主体

著作権者の定義について教えてください。

(1) 著作権帰属の原則（著作権法第 11 条）

著作権の帰属に関する原則は、次のとおりです。

(一) 著作権法に別段の定めがある場合を除き、著作物の著作権は、その著作者に帰属します。

(二) 著作物の著作者は、その著作物を創作した国民（公民）とします。

法人又は法人格を有しない団体の意図に従い、かつ、そのような法人又は団体の監督及び責任の下に著作物が創作される場合には、そのような法人又は法人格を有しない団体が、その著作物の著作者とみなされます。

著作物上に氏名が表示される国民（公民）、法人又は法人格を有しない団体は、反対の証拠がない限り、その著作物の著作者とされます。

(2) 二次的著作物の著作権の帰属（著作権法第 12 条）

二次的著作物の著作権の帰属につき、著作権法は、次のとおり定めています。

既存の著作物の翻案、翻訳、注釈又は整理により著作物が創作される場合には、このようにして創作された著作物の著作権は、翻案者、翻訳者、注釈者又は整理者が享有します。ただし、これら著作権の行使は、原著作物の著作権を害してはなりません。

(3) 外国人又は無国籍者の著作物の著作権の帰属（著作権法第 2 条）

外国人、無国籍者の著作物とその著作者が属する国又は通常の居住国と中国との間に締結された協定によって、又は共に加盟している国際条約によって享有する著作権は、中国著作権法により保護を受けます。

外国人、無国籍者の著作物であり中国国内で最初に出版されたものは、中国著作権法により著作権を受けます。

中国と協議が締結されておらず、又は共に国際条約に非加盟の国家の著作者及び無国籍者の著作物が、中国が加盟している国際条約の構成国において最初に出版されたとき、若しくは構成国と非構成国において同時に出版されたときは、中国著作権法により保護を受けます。

著作権法第 2 条の規定により、外国人、無国籍者の著作物は、中国国内の自然人、法人又はその他の組織の著作物と同様、中国の著作権法の規定に従い、著作権を享受することができます。著作権法による保護を受けることができます。

共同著作物、職務著作物、編集著作物、委託著作物の場合の権利の帰属について教えてください。

(1) 共同著作物の著作権の帰属（著作権法第 13 条）

共同著作物の著作権の帰属については、著作権法は、次のとおり定めています。

- ① 著作物が二人又は二人以上の共同著作者により共同で創作される場合には、その著作物の著作権は、それらの共同著作者が共有します。著作物の創作に参加しなかった者は、共同著作者になることができません。
- ② 共同著作物が独立した部分に分離して利用することができるときは、各共同著作者が、その者が創作した部分の独立した著作権を単独で享有します。ただし、そのような著作権の行使は、共同著作物全体の著作権を害してはなりません。

(2) 編集著作物の著作権の帰属（著作権法第 14 条）

編集著作物の著作権の帰属については、著作権法は、次のとおり定めています。

著作物、その一部又は著作物とはならないデータ若しくはその他の資料を編集し、その内容の選択と編成において独創性を有するものは、編集著作物として、編集者がその著作権を享有します。ただし、そのような著作権の行使は、その編集物に含まれる既存の著作物の著作権を害してはなりません。

(3) 映画等の著作物の著作権の帰属（著作権法第 15 条）

映画の著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物の著作権の帰属については、著作権法は、次のとおり定めています。

映画の著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物の著作権は製作者が単独で享有します。

但し、脚本、監督、撮影、作詞、作曲等の著作者は氏名表示権を享有し、併せて製作者と締結した契約によって報酬を取得する権利を有します。

(4) 職務上作成する著作物の著作権の帰属（著作権法第 16 条）

職務上作成される著作物の著作権の帰属については、著作権法は、次のとおり定めています。

- ア 法人又は法人格を有しない団体の業務上の任務を遂行するために創作された著作物は職務著作物とされますが、その著作権は著作者（個人）が享有します。ただし、法人又は法人格を有しない団体は、その業務の範囲内においてその著作物を利用する優先権

を有します。著作物の完成の後二年間は、著作者は、法人又は法人格を有しない団体の承諾を得なければ、法人又は法人格を有しない団体がその著作物を利用する方法と同一の方法によりその著作物を利用することを第三者に許諾してはなりません。

イ 次のような著作物の場合には、職務著作物の著作者は、氏名表示権を享有し、他方、法人又は法人格を有しない団体は、著作権に含まれるその他の権利を享有し、かつ、著作者に報酬を与えます。

- ① 法人又は法人格を有しない団体の物質的及び技術的資源を主として用い、かつ、その責任の下に、職務上創作された工学設計及び製品設計の図面並びにそれらの説明書、コンピュータソフトウェア、地図その他の著作物
- ② 職務上創作された著作物であって、法律、行政法規又は契約に従って、法人又は法人格を有しない団体がその著作権を享有するもの

なお、著作権法第 16 条の職務著作の規定と、著作権法第 11 条によって「法人又は法人格を有しない団体の意図に従い、かつ、そのような法人又は団体の監督及び責任の下に著作物が創作される場合には、そのような法人又は法人格を有しない団体が、その著作物の著作者とされる」こととの関係は難解ですが、次のように考えることができます。

即ち、第 16 条は個人が著作者であることを前提としているため、第 11 条によって著作者が法人等とされる場合には、もはや第 16 条を適用する余地がありません。従って、第 16 条は、第 11 条によって法人等が著作者とされる要件を満たさないけれども、職務著作物の要件である「法人等の業務上の任務を遂行するため」という要件は満たす場合に適用される規定ということになると考えられます。

(5) 委託著作物の著作権の帰属（著作権法第 17 条）

委託を受けて創作された著作物の著作権の帰属は、委託者及び受託者との間の契約において定めています。契約がなく、又は契約における明確な合意がない場合には、そのような著作物の著作権は、受託者に属します。

(6) その他（著作権法第 18 条）（著作権法第 19 条）

著作権の帰属に関して、著作権法は、次のような規定を設けています。

ア 美術の著作物その他の著作物の原作品の所有権の移転は、当該著作物の著作権の移転を含むものとはみなされません。ただし、美術の著作物の原作品を展示する権利は、原作品の所有者が享有します。

イ 著作物の著作権が国民に帰属する場合には、その著作物に関する利用権及び報酬請求権は、その者の死後は、この法律に規定する保護期間の間、相続法の規定に従って移転

されます（公表権、氏名表示権、変更権、同一性保持権は相続による移転の対象になりません。）。

ウ 著作物の著作権が法人又は法人格を有しない団体に帰属する場合には、その著作物に関する利用権及び報酬請求権は、当該法人等が消滅の後は、この法律に規定する著作権の保護期間の間、当該法人等の権利義務を継承する法人又は法人格を有しない団体が享有し、そのような継承団体がない場合には、国が享有します。

2-3 著作隣接権

著作隣接権の概念について教えてください。

「著作権に関連する権利」（著作隣接権）の保護

中国は、「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」（ローマ条約）に加盟していませんが、現在では TRIPS 協定に基づき、実演者、レコード製作者及び放送事業者の権利を保護する条約上の義務を負っています。

改正著作権法は、「著作権に関連する権利」として、出版者、実演者、録音・録画物製作者及び放送事業者の保護をはかっています。

すなわち著作権法は、第 29 条以下に「第四章 出版、実演、録音録画、放送」という章を設け、そのうち「第一節 出版」において出版者について、「第二節 実演」（第 36 条以下）において実演者について、「第三節 録音録画」（第 39 条以下）において録音録画物の製作者について、「第四節 放送局・テレビ局の放送」（第 42 条以下）において放送事業者について、それぞれ規定しています。

これらの規定により、著作権者との関係における出版者、実演者、録音録画物の製作者及び放送事業者の義務が定められるとともに、それぞれが保有する権利が定められており、著作隣接権に相当する権利の保護が図られています。

実演者の権利について教えてください。

著作権法における実演者とは、俳優、演出単位又はその他の文学、芸術著作物を実演するものをいいます。通常、演出に参加する自然人は実演者とされます。但し、演出が演出単位（法人）の意思により編成され、演出単位が主催又は監督、指導し、物質条件を提供し、かつ、責任を負う場合、当該演出単位は演出の実演者であると解されます。この場合、演出単位と演出に参加する自然人との権利関係は、通常演出契約に従うこととなります。

なお、実演者は、次の権利を保有します。（著作権法第 37 条）

- ① 氏名表示権
- ② 実演イメージが歪曲されないよう保護する権利（同一性保持権）
- ③ 他人が現場から生放送し、及びその現場からの実演を公開中継することを許諾し、かつ報酬を取得する権利

- ④ 他人に録音録画することを許諾し、かつ報酬を取得する権利
- ⑤ その実演が収録された録音・録画製品を複製、発行することを他人に許諾し、かつ報酬を取得する権利
- ⑥ 情報ネットワークを通じて他人がその実演を公衆に伝達することを許諾し、かつ報酬を取得する権利

これらの権利のうち、①及び②の権利は人格権であるので権利の保護期間は制限を受けません。財産権である③から⑥の権利は、当該実演が行われた日から起算して 50 年が経過した年の 12 月 31 日までとされています。

また、上記権利の③から⑥の方式で著作物を使用する場合、原著作権者の許可を取得し、かつ、報酬を支払わなければなりません。

録音・録画製品の製作者の権利について教えてください。

1. 録音物及び録画物の製作者の権利

録音物（レコード）の製作者及び録画物の製作者は、製作した録音物・録画物について、複製、頒布、貸与、情報ネットワークを通じた公衆への伝達を許諾し、かつ報酬を取得する権利を享有します。当該権利の保護期間は 50 年とされ、当該製品が最初に製作を完成した日から起算して 50 年を経過した年の 12 月 31 日までとされています。

録音物及び録画物の製作者の許諾を得てそれらの複製、頒布、情報ネットワークを通じた公衆への伝達を行うには、著作権者及び実演者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければなりません（著作権法第 41 条）。

なお、映画の著作物又は映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物は、その著作権が製作者に帰属するとされています（著作権法第 15 条）。著作隣接権者として保護される録画物の製作者とは、映画の著作物又はそれに類する方法により創作された著作物には当たらない録画物の製作者をいうものと理解できます。2001 年 10 月の改正前の著作権法では、「映画、テレビジョン及びビデオの著作物」が著作物として保護されるとともに（改正前の著作権法第 3 条（5））、外国の録画物は、国際著作権条約がそれらの録画物を映画の著作物として保護する限り、映画の著作物として扱われるとされていました（国際著作権条約実施条例第 9 条）。2001 年の著作権法改正により、「映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物」を映画の著作物と同等の扱いにしたことは、国際著作権条約が映画の著作物と

して保護しているものを、内国著作物についても、映画の著作物と同等に扱うという趣旨であるといえます。

2. 録音及び録画製品の管理

中国では、いわゆる検閲の観点から、「音像製品管理条例」（録音及び録画製品管理条例）が国務院令によって定められています。

旧音像製品管理条例は、1994年8月に公布されましたが、2001年12月12日に新しい音像製品管理条例が定められ、同月25日に公布、2002年2月1日から施行されています。この新しい音像製品管理条例により、旧音像製品管理条例は廃止されました。また、この条例に基づき、「音像製品輸入管理規則」、「音像製品管理条例複製管理条例」及び「音像製品出版管理条例」が制定されました。

音像製品管理条例等は、録画録音済録音テープ、ビデオテープ、レコード、コンパクトディスク及びレーザーディスク等の音響、映像製品の出版、制作、複製、輸入、卸売り、小売り及びレンタル等の活動に対して、行政庁の許可を必要とするものです。国務院新聞出版総署は、全国の音響、映像製品の出版、制作及び複製事業に対する監督管理業務を所轄します。また国務院文化部は、全国の音響、映像製品の輸入、卸売り、小売り及びレンタル事業に対する監督管理業務を所轄します。中国の会社と外国の会社とが合弁で音響・映像製品の販売業務を行うには、政府の許可が必要とされています。

上記音像製品管理条例等における「録音及び録画製品」とは、録画録音済録音テープ、ビデオテープ、レコード、コンパクトディスク及びレーザーディスク等の音響、映像製品を指し（第2条）、「録音及び録画製品」における音楽及び映像は共に上記音像製品管理条例等の保護対象となります。

これに対し、中国著作権法上、「録音製品」とは、実演の音声又はその他の音声に対するあらゆる記録品をいい（中国著作権法実施条例第5条の（2））、「録画製品」とは、映画著作物及び映画撮影に類似する方法により創作された著作物以外の、音声を伴い又は音声を伴わない連続し関連した形象、画像のあらゆる記録品をいいます（中国著作権法実施条例第5条の（3））。「録音製品」及び「録画製品」の製作者は、それぞれ著作隣接権（著作権法第41条）を有し、かかる権利は法によって保護されます。

放送事業者の権利について教えてください。

著作隣接権の主体である放送事業者は、法人格を有し、法により認可され、ラジオ、テレビ番組を放送及び製作業務に従事するラジオ放送局及びテレビジョン放送局と限定されています。ラジオ放送局及びテレビジョン放送局の著作隣接権は、専ら放送により生じたものとされています。ラジオ放送局及びテレビジョン放送局が放送した番組が独自で創作したものである場合は、ラジオ放送局及びテレビジョン放送局は、創作者としてかかる著作物に対し著作権を有するほか、著作物の放送により隣接権も有します。

ラジオ放送局及びテレビジョン放送局は、次の権利を保有します。

ラジオ放送局（放送事業者）及びテレビジョン放送局（放送事業者）は、その許諾を得ないで行われる次の行為を禁止する権利を有します（著作権法第 44 条）。

- ① その放送するラジオ及びテレビ番組を中継放送すること、
- ② その放送するラジオ及びテレビ番組を音・映像の媒体上に固定し、その録音・録画媒体を複製すること

これらの権利の保護期間は 50 年とされ、当該ラジオ・テレビ番組が最初に放送された日から起算して 50 年が経過した年の 12 月 31 日までとされています。

なお、ラジオ放送局及びテレビジョン放送局が他人の映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物、録画著作物を放送する場合は、製作者又は録画製作者の許諾を得なければならず、かつ、報酬を支払わなければなりません。また、他人の録画著作物を放送する場合は、著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければなりません。

出版者の権利について教えてください。

出版者は、次の権利を保有します

著作権者との間で排他的な出版権の設定が契約により約定されたときは、その出版権は法律上の保護を受け、他人が当該著作物を出版することはできません（著作権法第 30 条）。

出版者は、その出版した図書・定期刊行物の版面設計を使用することを他人に許諾し、又は禁止する権利を有します。この権利の保護期間は 10 年間とし、当該版面設計を使用する

図書・定期刊行物が最初に出版された日から起算して 10 年を経過した年の 12 月 31 日までとされています（著作権法第 35 条）。

日本では保護されていない出版者の「版面設計権」が中国では保護されています。

2-4 著作権保護の内容、取得、保護期間及び譲渡

著作権の内容（支分権）について教えてください。

中国著作権法が保護する著作権の内容は大きく分ければ人身権（著作者人格権）及び財産権（著作権）であり、この意味では多くの諸外国の著作権法のそれと類似しています。ただし、中国の著作権法は、この 2 つを別々に規定しているのではなく、「著作権」のなかに人身権（著作者人格権）と財産権とが包含されるという構成をとっています（著作権法第 10 条）。

著作権保護の内容として、以下の 17 の権利が規定されています。

① 公表権（第 10 条（一））

著作物を公衆に公表するかどうかを決定する権利

② 氏名表示権（第 10 条（二））

著作者の身分を表明し著作物に氏名を表示する権利

③ 変更権（第 10 条（三））

著作物を変更し又は変更を他人に許諾する権利

④ 同一性保持権（第 10 条（四））

著作物が歪曲され、又は改ざんされないように保護する権利

⑤ 複製権（第 10 条（五））

印刷、録画等により著作物を 1 部又は多数製作する権利

⑥ 発行権（頒布権）（第 10 条（六））

販売又は贈与の方式により原作品又は複製物を公衆に提供する権利

⑦ 貸与権（第 10 条（七））

映画の著作物または映画の撮影製作に類似する方式により創作された著作物、コンピュータソフトウェアの著作物の臨時的な使用を他人に許諾する権利。ただし、コンピュータソフトウェアについては、貸与を主たる目的としない場合を除く。

⑧ 展示権（第 10 条（八））

美術の著作物及び写真の著作物の原作品又は複製物により公開的に陳列する権利

⑨ 実演権（第 10 条（九））

著作物を公開的に実演し、及び各種の方法により公開的に著作物の実演を伝達する権利

⑩ 上映権（第 10 条（十））

上映機材、スライド映写機等の技術設備を利用して、美術、写真、映画及び映画の撮

影製作に類する方法により創作された著作物等を公開し再現する権利

⑪ 放送権（第 10 条（十一））

無線により著作物を公開放送又は伝達し、又は有線方式による伝達又は中継方法で公衆に対して著作物を伝達・放送し、及び拡声器又はその他の記号・音・影像を伝達する類似工具を通して公衆に作品を伝達・放送する権利

⑫ 情報ネットワーク伝送権（第 10 条（十二））

公衆が自ら選定した時間、場所で著作物を取得することのできるように、有線又は無線方式により公衆に著作物を提供する権利

情報ネットワーク伝送権には、公衆に対し、著作権者が自ら情報ネットワークを通じてその著作物を配信する権利及び情報ネットワークを通じたその著作物の配信を他人に授権する権利、並びに他人による情報ネットワークを通じたその著作物の配信を禁止する権利が含まれると解されている。

⑬ 映画等の撮影製作権（第 10 条（十三））

映画の著作物の撮影製作又は映画の撮影製作に類する方法により、著作物を媒体上に固定させる権利

⑭ 翻案権（第 10 条（十四））

著作物を改変し、独創性を有する新たな著作物を作り出す権利

⑮ 翻訳権（第 10 条（十五））

著作物のある言語から別の言語に変換する権利

⑯ 編集権（第 10 条（十六））

著作物又は著作物の一部分を選択又は編成し、新たな著作物として編集する権利

⑰ 著作権者が享有すべきその他の権利（第 10 条（十七））

著作権者は、このうち財産権（すなわち第 10 条（五）項から（十七）項に規定する権利）については、その権利の行使を他人に許諾することができ、かつ、契約又は著作権法の関連規定により報酬を得ることができます。

著作権者は、財産権の全部又は一部を譲渡でき、かつ、契約又は本法の関連規定により報酬を得ることができます。

著作権の保護期間について教えてください。

著作権の保護期間について、著作権法は、次のとおり定めています（第 20 条）。

- (1) 氏名表示権、変更権及び同一性保持権の保護期間は、無期限とされています。
- (2) 国民（個人）の著作物に関しては、改正著作権第 10 条第 1 項第 1 号の公表権、及び第 5 号から第 17 号に定める権利（複製権、発行権（頒布権）、貸与権、展示権、実演権、上映権、放送権、情報ネットワーク伝送権、映画等の撮影製作権、翻案権、翻訳権、編集権）の保護期間は、作者の生存中及びその死後 50 年間とし、その死後 50 年目の年の 12 月 31 日に満了します。共同著作物の場合には、保護期間は、最後の生存作者の死後 50 年目の年の 12 月 31 日に満了します。
- (3) 著作権が法人若しくは法人格を有しない団体に帰属する著作物、又は職務上創作された著作物であって法人若しくは法人格を有しない団体がその著作権（氏名表示権を除く。）を享有するものに関しては、公表権、改正著作権第 10 条第 1 項第 1 号の公表権、及び第 5 号から第 17 号に定める権利（複製権、発行権（頒布権）、貸与権、展示権、実演権、上映権、放送権、情報ネットワーク伝送権、映画等の撮影製作権、翻案権、翻訳権、編集権）の保護期間は 50 年間とし、そのような著作物の最初の公表後 50 年目の年の 12 月 31 日に満了します。ただし、その創作の完了後 50 年以内に公表されなかった場合には、この法律に基づいて保護されません。
- (4) 映画の著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物並びに写真の著作物に関しては、公表権、改正著作権第 10 条第 1 項第 1 号の公表権、及び第 5 号から第 17 号に定める権利（複製権、発行権（頒布権）、貸与権、展示権、実演権、上映権、放送権、情報ネットワーク伝送権、映画等の撮影製作権、翻案権、翻訳権、編集権）に関しては 50 年間とし、そのような著作物の最初の公表後 50 年目の年の 12 月 31 日に満了します。ただし、その創作の完了後 50 年以内に公表されなかった場合には、この法律に基づいて保護されません。

著作権の使用許諾、譲渡、消滅について教えてください。

1. 著作権（財産権）の使用許諾

- (1) 著作権法に特別な規定がある場合を除き、他人の著作物を使用するときは、著作権者と使用許諾契約を締結しなければなりません。
- (2) 著作権使用許諾契約には、主に次の各号に掲げる内容が含まれます。
 - ① 使用を許諾する権利の種類
 - ② 使用を許諾する権利の専有使用权又は非専有使用权
 - ③ 使用を許諾する地理的範囲、期間
 - ④ 報酬支払基準及び方法
 - ⑤ 違約責任
 - ⑥ 当事者双方が約定を要すると認めるその他の内容
- (3) 使用許諾契約において、著作権者が許諾を明確にしていない権利については、相手方当事者は著作権者の同意を得ずにこれを行ってはなりません。
- (4) 下記の著作物使用行為は、著作権者の許諾を得ることを要しませんが、規定に従い報酬を支払わなければなりません。
 - ① 録音製作者が録音製品として合法的な既に収録済みの他人の音楽作品を使用して録音製品を製作する場合。但し、著作者が使用を許諾しない旨を表明している場合、これを使用してはなりません。
 - ② 放送局・テレビ局が出版済みの録音製品を放送する場合。但し、当事者間に特段の定めがある場合はこの限りではありません。
- (5) 使用を許諾した権利が専有使用权である場合には、書面の形式を取らなければなりません。但し、新聞社、雑誌社に著作物が掲載される場合は、この限りではありません。
- (6) 著作権法第 24 条に規定された専有使用权の内容は契約によって約定することができます。契約に約定がなく又は約定が明確でない場合には、被許諾人は著作権者を含むすべての他人が同様の方法によって当該著作物を使用することを排除することができるものとみなされます。契約に別途の約定がある場合を除き、被許諾人は第三者に同一の権利の行使を許諾する場合、必ず著作権者の許諾を得なければなりません。
- (7) 著作権使用許諾契約は、版權局等著作権行政管理部門で届出を行うことができます。

外国の図書、電子出版物、映画、レコード、ソフトウェアなどの著作権者は、上記届出手続により、版權局等の著作権行政管理部門から届出証明を取得することができます。かかる証明は、著作権許諾料の海外送金を受ける前提となり、また、かかる著作権の中国に

における権利許諾状況などを証明することができますので、海賊版の対策としてもよく利用されています。

- (8) 著作物の使用報酬支払基準は当事者の約定により定めることができ、また、国務院の著作権行政管理部门が関係部門と共同で制定した報酬支払基準に基づいて報酬を支払うこともできます。当事者の約定が不明確な場合、国務院の著作権行政管理部门が関係部門と共同で制定した報酬支払基準に基づき報酬を支払います。

2. 著作権（財産権）の譲渡

著作権法第 10 条第 1 項第 5 号から第 17 号に定める権利（複製権、発行権（頒布権）、貸与権、展示権、実演権、映写権、放送権、情報ネットワーク伝達権、撮影製作権、翻案権、翻訳権、編集権）は、他人に譲渡することができ、かつ、約定又は法律の関係規定により報酬を取得することができます。上記著作権の譲渡は、書面による契約を締結しなければなりません。

- (1) 譲渡契約には、主に次の各号に掲げる内容が含まれます。

- ① 著作物の名称
- ② 譲渡する権利の種類、地理的範囲
- ③ 譲渡価額
- ④ 譲渡額の支払日及び方法
- ⑤ 違約責任
- ⑥ 当事者双方が約定を要すると認めるその他の内容

- (2) 著作権譲渡契約において、著作権者が譲渡を明確にしていない権利については、相手方当事者は著作権者の同意を得ずにこれを行使してはなりません。

- (3) 著作権譲渡契約は、版權局等著作権行政管理部门において届出を行うことができます。

外国の図書、電子出版物、映画、レコード、ソフトウェアなどの著作権者は、上記届出手续により、版權局等の著作権行政管理部门から届出証明を取得することができます。かかる証明は、著作権譲渡代金の海外送金を受ける前提となり、かつ、これにより、著作権の中国における権利許諾状況などを証明できると考えます。

3. 著作権（財産権）の消滅

著作権（財産権）は、著作権自体の保護期間満了により消滅するものと考えられます。著作権（財産権）が消滅した後、何人ものかかる著作物を自由に利用することができます。

著作権の制限について教えてください。

中国著作権法は、「第四節 権利の制限」に 2 つの条文を置いています。著作権が制限される場合を列挙した第 22 条と、公表された著作物の教科書への掲載について定めた第 23 条がそれです。

(1) 第 22 条は、著作権者の許諾を要せず、著作権者に報酬を支払うことなく著作物を利用できる場合を列記しています。ただし、著作者の氏名及び著作物の名称を明示しなければならず、かつ著作権者が著作権法により享有するその他の権利を侵害してはならないとされています。

- ① 個人的な学習、研究又は鑑賞のために、すでに公表された著作物を利用するとき。
- ② 著作物を紹介し論評し、又は問題を説明するために、著作物を利用するとき。
- ③ 時事ニュースを報道するために、新聞、定期刊行物、放送、テレビ番組等のメディア媒体で既に公表された著作物をやむを得ず再現又は引用するとき。
- ④ 新聞、定期刊行物、放送局、及びテレビ局等のメディアが、他の新聞、定期刊行物、放送局・テレビ局等のメディアにより既に公表された政治・経済・宗教問題に関する時事的な論説を掲載又は放送するとき。ただし、著作者が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りではない。
- ⑤ 新聞、定期刊行物、放送局及びテレビ局等のメディアが、公衆の集会において公表された演説を掲載又は放送するとき。ただし、著作者が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りではない。
- ⑥ 学校の教室における授業又は科学研究のために、既に公表された著作物を翻訳し又は少量複製して、授業又は科学研究に係る者の利用に供するとき。ただし、それを出版又は発行してはならない。
- ⑦ 国家機関が公務を執行するために既に公表された著作物を合理的な範囲内で利用するとき。
- ⑧ 図書館、公文書館、記念館、博物館、美術館等が陳列し、又は版本保存する必要のために、当該館の収蔵する著作物を複製するとき。
- ⑨ 既に公表された著作物を無償で実演するとき。当該実演とは公衆から費用を徴収せず実演者にも報酬を支払わない場合をいう。
- ⑩ 屋外の公共の場所に設置され、又は陳列されている芸術の著作物について、模写し描写し撮影し又は録画するとき。
- ⑪ 中国国民、法人又はその他の組織により既に公表された漢言語により創作された著作

物を少数民族の文字に翻訳して国内で出版及び発行するとき。

⑫ すでに公表された著作物を点字にして出版するとき。

出版者、実演者、録音物・録画物製作者、放送事業者が有する「著作権に関連する権利」（著作隣接権）についても、上記の制限条項が適用されます。

(2) 著作権法第 23 条は、教科書への著作物の利用について著作権の制限を定めています。

これは、2001 年の著作権法改正により新設された制限規定です。

すなわち、9 年制義務教育及び国の教育計画を実施するために編纂出版される教科書には、著作者が事前に使用を許諾しない旨を表明した場合を除き、著作者の許諾を得ることなく、既に公表された著作物の一部又は短編著作物、音楽著作物、又は一枚ものの美術著作物、写真の著作物を当該教科書の中で収録することができます。但し、規定に基づき報酬を支払わなければならない、著作者の氏名・著作物の名称を明記しなければなりません。また著作権者が著作権法により享有するその他の権利を侵害してはならないとされています。この権利制限規定は、著作隣接権にも適用されます。

以上の「第四節 権利の制限」に規定された条文のほかにも、実質的に著作権を制限する規定が存在します。

まず著作権法第 39 条第 3 項は、「録音製作者（レコード製作者）が、録音製品として合法的に既に収録済みの他人の音楽作品を使用して録音製品を製作する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、規定に従い報酬を支払わなければならない。著作者が使用を許諾しない旨を表明している場合には、これを使用してはならない。」と規定しており、著作者の許諾権が制限されています。

また著作権法第 42 条 2 項は、「放送局・テレビ局は、既に公表された他人の著作物を放送する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、報酬は支払わなければならない。」と定め、さらに著作権法第 43 条は、「放送局・テレビ局は、発行された録音物を放送する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、報酬は支払わなければならない。当事者間に特段の定めがある場合はこの限りでない。これらの具体的な方法は国務院が規定する。」としています。いずれも著作権者が有する許諾権を制限しています。

著作権侵害の規定について説明してください。

著作権侵害に関する規定は著作権法第 46 条及び第 47 条に設けられています。それぞれ、著作権侵害行為の性質、程度、制裁内容²³などに基づき、権利侵害行為の類型について、以下のとおり定めています。

1. 民事責任を中心とする権利侵害行為類型

次の権利侵害行為がある場合、事案の状況により、侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償責任などの民事責任を負わなければなりません。

- (1) 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を公表した場合
- (2) 共同著作者の許諾を得ずに他人と共同で創作した著作物を自ら単独で創作した著作物として公表した場合
- (3) 創作に参加せずに、個人の名誉と利益のために、他人の著作物に氏名を表示した場合
- (4) 他人の著作物を歪曲、改ざんした場合
- (5) 他人の著作物を剽窃した場合
- (6) 著作権者の許諾を得ずに、展示、映画の撮影製作、及び映画の撮影製作に類する方法により著作物を使用し、又は翻案、翻訳、注釈等の方法により著作物を使用した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。
- (7) 他人の著作物を使用し、報酬を支払わねばならないにもかかわらず、それを支払わなかった場合
- (8) 映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物、コンピュータソフトウェア、録音・録画製品の著作権者、或いは著作隣接権の許諾を得ずに、その著作物又は録音・録画製品を貸与した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。
- (9) 出版者の許諾を得ずに、その出版された図書・定期刊行物の版面設計を使用した場合
- (10) 実演者の許諾を得ずに、現場から生放送又は現場の実演を公開中継した場合、或いはその実演を収録した場合
- (11) 著作権及び著作隣接権にかかるその他の侵害行為

²³ 制裁の内容は、民事制裁、行政制裁または刑事制裁を指します。

2. 民事、行政、刑事責任を中心とする権利侵害行為類型

次の権利侵害行為がある場合、事案の状況により、侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償責任などの民事責任を負わなければなりません。同時に公共の利益を損なった場合、著作権行政管理部門は、その権利侵害行為の停止を命じ、違法所得を没収し、権利を侵害する複製品を没収、破棄し、かつ、罰金を科すことができるとされています。事案が重大である場合には、著作権行政管理部門は、主に権利を侵害する複製品の製作に用いられた材料、道具、設備等を没収することができます。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及すると定められています。

- (1) 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を複製、発行、実演、放映、放送、編集し、情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りではありません。
- (2) 他人が専用出版権を享有する図書を出版した場合
- (3) 実演者の許諾を得ずに、その実演が収録された録音・録画製品を複製、発行し、或いは情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りではありません。
- (4) 録音録画製作者の許諾を得ずに、その製作した録音・録画製品を複製、発行し、或いは情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合。但し本法に別途規定がある場合はこの限りではありません。
- (5) 許諾を得ずにラジオ・テレビ番組を放送又は複製した場合。但し本法に別途規定がある場合はこの限りではありません。
- (6) 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、権利者がその著作物や録音・録画製品等に採用している著作権又は著作隣接権を保護するための技術的措置を故意に回避し、或いは破壊した場合。但し法律・行政法規に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
- (7) 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、著作物や録音・録画製品等の権利を管理するための電子情報を故意に削除或いは改変した場合。但し法律・行政法規に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
- (8) 他人の氏名表示を詐称した著作物を製作、販売した場合。

著作権侵害行為に対する罰則について説明してください。

1. 刑事罰の規定

著作権侵害が犯罪を構成する場合、侵害者に対して刑事責任を追及することができます。刑事罰に関する条項は、著作権法の中では第 47 条で「犯罪を構成するときは刑事責任を追及する」とあるのみですが、刑法第 217 条及び第 218 条で具体的な処罰規定があります。

中国において、侵害行為に対する刑事責任追及のための法令上の根拠は、刑法が中心となっています。刑法の第 7 節は、「知的財産権侵害」を定めた節です。この中に商標権侵害（第 213 条から第 215 条）、特許権侵害（第 216 条）、著作権侵害（第 217 条及び第 218 条）、営業秘密侵害（第 219 条）の各罪が定められています。

中国刑法第 2 編第 3 章第 7 節第 217 条及び第 218 条では、著作権侵害について以下のとおり定めています。

第 217 条 営利を目的とし、次の各号に掲げる著作権侵害事由のいずれかに該当し、違法所得金額が比較的大きく、又はその他の重大な情状のある者は、3 年以下の有期徒刑若しくは拘役に処し、罰金を併科し、又は単科します。違法所得金額が巨大であり、又はその他の特別に重大な情状のある者は、3 年以上 7 年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科します。

- (1) 著作権者の許諾を経ないで、その文学作品、音楽、映画、テレビ、映像作品、コンピュータソフトウェアその他の作品を複製発行したとき。
- (2) 他人が独占出版権を享有する図書を出版したとき。
- (3) 録音録画製作者の許諾を経ないで、当該製作者が制作した録音録画を複製発行したとき。
- (4) 他人の署名を冒用した美術作品を製作し、又は販売したとき。

第 218 条 営利を目的とし、前条所定の権利侵害複製品であることを明らかに知りながらこれを販売し、違法所得金額が巨大である者は、3 年以下の有期徒刑若しくは拘役に処し、罰金を併科し、又は単科します。

中国の刑法では、会社、企業、事業単位、機関、団体など（「単位」と呼ばれることがあります。）に犯罪能力が認められています。そして刑法第 220 条によって、単位が刑法第 213 条から第 219 条の罪を犯したときは、単位を罰金刑に処するとともに、直接責任を負うべき主管者及びその他の直接の責任者に対しては本節（第 7 節）の各規定に基づいて処罰するとされています。この場合、単位に対して罰金が処される他、直接責任を負うべき主管者及びその他の直接責任を負うべき従業員等に対し、有期徒刑を含む刑罰が処されることとなります。日本法では、個人の処罰が原則であり、その個人の行為が法人の業務として行われたと

きには法人に罰金刑が科せられることとなります（両罰規定）が、中国法でも、考え方の筋道は逆であれ、結果として同じになると考えます。

中国の刑法のなかでも告訴を必要とする犯罪も規定されていますが、著作権侵害の罪も含め、第7節の罪はすべて非親告罪です。この点は我が国と異なっています。

なお、2004年11月2日最高人民法院審判委員会第1331回会議、2004年11月11日最高人民検察院第10期検察委員会28回会議で通過し、2004年12月22日より施行された「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」は、知的財産権侵害の犯罪活動について、刑法の関係規定に基づき、知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題を下記の通り解釈しています。

(1) 営利を目的とし、刑法第217条で掲げる著作権侵害行為の一つを実施し、違法所得金額が3万元以上の場合は、「違法所得金額が比較的大きい」場合に属する；以下に掲げる情状の一つがある場合には、「その他の重大な情状を有する」場合に属し、著作権侵害罪で3年以下の有期徒刑又は拘留、且つ、単独にもしくは合わせて罰金を処します。

① 不法経営金額が5万元以上の場合

② 著作権者の許諾を得ず、その文字作品、音楽を複製し、発行する場合

映画、テレビ、ビデオ作品、コンピュータソフトウェア及びその他の作品、複製品の数量の合計が1000枚（部）以上の場合

③ その他の情状がひどい場合

(2) 営利を目的とし、刑法第217条で掲げる著作権侵害行為の一つを実施し、違法所得金額が15万元以上の場合は、「違法所得金額がきわめて大きい」場合に属します；以下に掲げる情状の一つがある場合には、「その他の特にひどい情状を有する」場合に属し、著作権侵害罪で3年以上、7年以下の有期徒刑、且つ、単独にもしくは合わせて罰金を処します。

① 不法経営金額が25万元以上の場合

② 著作権者の許諾を得ず、その文字作品、音楽を複製し、発行する場合

映画、テレビ、ビデオ作品、コンピュータソフトウェア及びその他の作品、複製品の数量の合計が5000枚（部）以上の場合

③ その他の特に情状がひどい場合

(3) 営利を目的とし、刑法第218条規定の行為を実施し、違法所得金額が10万元以上の場合は、「違法所得金額がきわめて大きいもの」に属し、権利侵害複製品の販売罪で3年以下の有期徒刑又は拘留、且つ、単独にもしくは合わせて罰金を処します。

2. 民事罰

権利侵害行為がある場合、事案の状況により、侵害の停止、影響の除去、公開謝罪、損害賠償責任などの民事責任を負わなければなりません。

人民法院は、事件の審理において、著作権又は著作隣接権の侵害による違法所得の没収、及び、権利侵害にかかる複製品及び違法活動に用いられた財物の没収をすることができます（著作権法第 51 条）。

3. 行政罰

著作権法第 47 条に掲げる権利侵害行為があると共に、社会公共利益を害する場合には、著作権行政管理部門は不法所得の 3 倍以下の罰金を科すことができます。不法所得が算出されない場合には、10 万元以下の罰金を科すことができます。（实施条例第 36 条）

2-5 著作権の登録制度

著作権の登録制度について説明してください。日本法における登録概念との共通点、相違点を挙げてください。また、登録することで、紛争解決がどのように円滑化されますか。

1. 一般著作物の著作権任意登記制度

中国の著作権法は、日本及び多くの国と同様、無方式主義となっています。著作者は、著作物を完成した時に著作権を享有し、登録その他手続は必要としません。

1995年1月1日より施行された「作品任意登記試行弁法」に従い、中国では、作品などの著作物の任意登記制度が実施されています。

中国国内の著作物については、中国各省、自治区、直轄市の版權局が取締り、渉外著作権については、同弁法第3条により、外国及び台湾、香港、マカオ地域の著作物の任意登記を国家版權局が取り扱います。

また、ソフトウェアの著作者は、國務院著作権行政管理部門が認定したソフトウェア登録機構で登録申請をすることができます。

外国製のソフトウェアは、原則として自動的に保護されますが、侵害行為の予防として、特に司法保護を求めるときの有力な証拠にもなるため、任意登記することの意義が大きいといえます。中国唯一のソフトウェア登記管理機関が、中国版權保護センターのソフトウェア登記部となっています。

著作者と専有使用許諾契約、譲渡契約を締結する場合には、著作権行政管理部門に登録することができます。

著作権登記証書は登録事項の初歩証明とされています。「著作権民事事件の審理に関する法律適用における若干の問題についての最高人民法院の解釈」第7条によれば、著作権登記証書は証拠として採用することができ、初歩的な証拠と認められています。

ただし、当該著作権登録の証明書類を提出しても、紛争事件をめぐる裁判には初歩的な証拠としての効力しかなく、著作権の存続及び具体的な内容に関する絶対的な立証手段にならないことに注意が必要です。

2. 海外図書の出版に関わる著作権契約登記制度

1995年2月1日より施行された国家版權局による「海外図書の出版に関わる著作権契約登記についての通知」により、中国国内の出版社等は、外国（台湾、香港、マカオを含む）著作者の図書を出版（翻訳、印刷出版）する際には、各省、自治区、直轄市の版權局で、出版契約の登記を行う必要があります。

なお、海外図書の出版に関わる著作権契約登記の必要事項について、以下のとおりです。

- (1) 出版契約を締結した 7 日以内に、出版者は、管轄省、自治区又は直轄市の版權局にて登記申請をし、各省、自治区又は直轄市の版權局は、7 日以内に、出版契約の登記を行わなければならない。
- (2) 登記に必要な書類は、下記のとおりです。
 - ① 海外著作権者の授權証書に該当する海外図書出版許諾契約
 - ② 出版契約対象となる海外図書及びその版權表記
 - ③ 契約登記表
 - ④ 出版契約にかかわる海外図書及び版權表示ページの写し
 - ⑤ その他の必要な書類
- (3) 各省、自治区、直轄市の版權局は、関連登記を終了した後に、当該契約に契約登記専用印を捺印し、国家版權局へ届出を行います。

海外図書を出版する場合、当該図書の版權ページに契約登記ナンバーを表記する必要があります。これは、海賊版図書等に対する重要な対策の一環と位置付けられています。

3. コンピュータソフトウェア著作権登記制度（2-8 参照）

著作権侵害行為の予防措置としては、著作権登記制度及び著作権使用許諾契約制度が活用できます。特許や商標と異なって、著作権の登記は、厳格な登記・登録手続きがなく、かつ、任意的なものであり、権利者であることの証明力の面ではやや劣っているものの、著作権紛争事件において、当事者は、著作権登記証書を証拠として提供することができるため（中国の最高人民法院の「著作権民事案件の審理に係わる法律適用の若干の問題についての最高人民法院の解釈」第 7 条）、一定の意義を有しています。

実務上も、図書等普通の著作物の著作権登記は、比較的少ない状態ですが、コンピュータソフトウェア著作権登記制度は、多くの著作権者に活用されています。

任意登記制度である著作権登記制度及びコンピュータソフトウェア著作権登記制度とは対照的に、海外図書出版に関わる著作権契約登記や、海外電子出版物及びコンピュータソフトウェアの出版及び複製のための著作権使用許諾契約登記認証制度は、強制的な制度です。

2-6 中国における外国人の著作物に対する保護

中国における外国人の著作物に対する保護について教えてください。

1. 保護要件

中国の著作権法による保護を受ける著作物の範囲は、著作権法第2条で定められています。

すなわち、中国国民、法人又はその他の組織の著作物は、公表の要否を問わず、中国著作権法により著作権を享有します。

外国人、無国籍者の著作物は、その著作者が属する国又は常居所国と中国との間に締結された協定又は両国がともに加盟している国際条約に基づき保護を受けるとき、中国著作権法の保護を享受します。

外国人、無国籍者の著作物であり中国国内で最初に発行されたものは、中国著作権法により著作権を享有します。

中国と協定が締結されず、又はともに国際条約に加盟していない国の著作者及び無国籍者の著作物が、中国が加盟している国際条約の加盟国において最初に発行されたとき、若しくは加盟国と非加盟国において同時に発行されたときは、中国著作権法における保護を享受します。

著作権第2条の規定により、外国人、無国籍者の著作物は、中国国内の自然人、法人又はその他の組織の著作物と同様、中国の著作権の規定に従い、著作権を享受することができ、著作権法による保護を受けることができます。

日本と中国とはともにベルヌ条約及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の加盟国であるため、日本の著作物及び日本で第一次発行された著作物は、中国で保護を受けます。

なお、第2条は、著作権の享有について定めた規定です。出版者、実演者、レコード等の録音録画物製作者、放送事業者が有する著作隣接権については、外国人の享有に関する規定が著作権法自体のなかには見当たりません。2001年の著作権法改正前には、外国人の著作隣接権の享有に関する規定が著作権法実施条例のなかで定められていたので、2002年8月2日月公布され、同年9月15日施行された新実施条例のなかで、この点に関する規定が以下のとおり設けられています。

(1) 外国人、無国籍者が中国国内において行なった実演は、著作権法により保護を受けます。

外国人、無国籍者の中国が加盟した国際条約に基づきその実演について享有する権利は、著作権法により保護を受けます。

(2) 外国人、無国籍者が中国国内において制作、発行した録音製品は、著作権法により保護を受けます。

外国人、無国籍者が中国が加盟した国際条約に基づきその制作、発行した録音製品について享有する権利は、著作権法により保護を受けます。

- (3) 外国のラジオ局、テレビ局が中国が加盟した国際条約に基づきその放送したラジオ番組、テレビ番組について享有する権利は、著作権法により保護を受けます。

2. 国際著作権条約の実施に関する条例の使命の終了

2001 年 10 月の改正前の著作権法、著作権法施行条例及び旧コンピュータソフトウェア保護条例は、ベルヌ条約など中国が加盟している国際条約の保護水準を満たしていない点がありました。そこで国際条約との整合性をはかるため、中国は、条約上保護義務を負う外国の著作物（共同作者の 1 人又は著作権の共有者の 1 人が国際著作権条約の加盟国の国民又はその国に常居所を有する場合を含む）については内国著作物とは別扱いをすることとし、1992 年 9 月 25 日、国务院令第 105 号として「国際著作権条約実施条例」を公布し、同年 9 月 30 日より施行されました。

内国著作物に関して、旧コンピュータソフトウェア保護条例は、保護期間を公表後 25 年間（ただし延長可）とし、かつ法的保護を受けるのに登録を必要としていましたが、国際実施条例は、外国のコンピュータソフトウェアは文芸の著作物として、登録を必要とせず、かつ発行後 50 年間の保護を受けるとしていました（国際著作権条約実施条例第 7 条）。

また改正前の著作権法では、国内における出版及び発行のために公表された著作物を漢語から少数民族語に翻訳することについて著作権制限規定が設けられていましたが、外国の著作物については、国際著作権条約実施条例によって、漢語で創作された外国の発行著作物を少数民族の言語に翻訳するには著作権者の事前の許諾を必要とするとされてきました（国際著作権条約実施条例第 10 条）。

しかし、2001 年の著作権法改正及び新コンピュータソフトウェア保護条例の施行によって、著作権の保護水準が引き上げられました。例えば、コンピュータソフトウェアについては、内外の区別なく、保護期間が作者の死後又は公表後 50 年間とされ、かつ法的保護を受けるのに登録は必要ではなくなりました。また漢語から少数民族への翻訳について著作権が制限されるのは、中国国民、中国法人等の著作物に限定されることが著作権法自体の中で規定されるに至りました（新著作権法第 22 条（11））。

このようなことからすれば、国際著作権条約実施条例は、もはやその使命を終了して廃止されるのではないかと考えられますが、現時点ではまだその廃止を確認できていません。

涉外著作権代理について教えてください。

2004年5月19日以前は、「著作権涉外代理機構管理暫定弁法」(1996年4月15日施行)に従い、外国著作権者に関わる中国国内での著作権業務は、国家版權局によって認定された涉外著作権代理機構によって取り扱うことになっていました。

しかし、2004年5月19日以降は、「第3回行政審査認可の取消及び調整項目に関する国务院の決定」の施行により、涉外著作権代理機構の設立認可制度が廃止されました。従いまして、現在では、外国著作権者に関わる中国国内での著作権登録などの手続きは、中国国内では誰でも取り扱うことができます。但し、著作権侵害に関する民事訴訟は、外国人の場合は、中国弁護士を依頼する必要があります。

2-7 中国におけるソフトウェア著作権の保護

ソフトウェア著作権の主体、内容、権利帰属について教えてください。

(1) コンピュータソフトウェア保護条例の制定

コンピュータソフトウェアに関して、コンピュータソフトウェア保護条例が 1991 年 6 月 4 日に中国国務院によって公布され、同年 10 月 1 日から施行されていましたが、著作権法改正に伴い、新しい「コンピュータソフトウェア保護条例」が 2001 年 12 月 20 日の国務院令によって公布され、2002 年 1 月 1 日から施行されています。これに伴い、1991 年 6 月 4 日の旧「コンピュータソフトウェア保護条例」は廃止されました。

コンピュータソフトウェアは、著作権法第 3 条 (8) によって、著作権法の保護を受ける著作物であることが明記されていますが、同法第 58 条は、「コンピュータソフトウェア、情報ネットワーク伝達権の保護方法については国務院により別途規定される」と定めており、これに基づいて「コンピュータソフトウェア保護条例」が国務院令によって定められています。

(2) 保護される対象

コンピュータソフトウェア保護条例が対象にしているのは、コンピュータ・プログラムとその関連文書です (コンピュータソフトウェア保護条例第 2 条)。コンピュータ・プログラムとは、ある結果を得るためにコンピュータ等の情報処理能力を有する装置により実行されるコード化された指令の組み合わせ、コード化された指令の組み合わせに自動的に変換できる符号化された指令の組み合わせ、又は符号化された語句の組み合わせをいいます。同一のコンピュータ・プログラムのソースプログラムとオブジェクトプログラムとは同一の著作物であるとされています (コンピュータソフトウェア保護条例第 3 条 (1))。

関連文書とは、プログラムの内容、構成、設計、機能規格、開発状況、試験結果及び使用方法を記述するための文字資料及び図表などをいいます。例えばプログラム設計説明書、フローチャート、ユーザーマニュアルなどをいいます (第 3 条 (2))。

保護を受けるソフトウェアは、開発者が独立して開発し、かつ、ある種の有形物に固定されたものでなければなりません (第 4 条)。また、この保護はソフトウェア開発のための思想、処理過程、作動方法又は数学の概念には及びません (第 6 条)。

外国人、無国籍人は、中国国内で最初にソフトウェアを発行する場合には、この条例による著作権を享有します。

外国人、無国籍人のソフトウェアは、開発者の所属国又は通常の居所国が中国と結んだ協

定又は共に加盟している国際条約に従って著作権を享有する場合には、この条例による保護を受けます。

(3) ソフトウェア著作権の帰属

ア ソフトウェア著作権は、原則としてソフトウェア開発者に帰属する（第 9 条）。ソフトウェア開発者とは、開発作業を実際に組織推進し、且つ開発及び完成されたソフトウェアに対して責任を負う法人又はその他の組織又は自己の持つ条件により独立に開発を完成させ、且つソフトウェアに対して責任を負う自然人をいいます（第 3 条（3））。反対の証明がない限り、ソフトウェアに氏名・名称が記載された自然人、法人又はその他の組織は開発者であるとされています。

イ 二人以上の自然人、法人又はその他の組織が共同で開発したソフトウェアについては、その著作権の帰属は共同開発者が締結した書面契約によって定められています。書面による契約がなく、又は契約に明確な定めがない場合であって、かつ共同開発したソフトウェアが分割使用することができる場合には、開発者は各自、開発した部分について単独に著作権を有することができます。但し、著作権を行使する場合には共同開発したソフトウェア全体の著作権にまで拡張してはなりません。共同開発したソフトウェアが分割して使用することができない場合には、その著作権は各共同開発者でこれを共有し、合意のうえ著作権を行使します。合意に達しない場合であって、かつ正当な理由がない場合には、いかなる一方も他方が譲受権以外の権利行使を妨げてはなりません。但し、取得した収益はすべての共同開発者に合理的に分配しなければなりません。

ウ 他人の委託を受けて開発されたソフトウェアの著作権の帰属は、委託者及び受託者が締結した書面契約によって定められています。書面の契約がないか又は契約に明確な定めがない場合には、その著作権は受託者に帰属します（第 11 条）。一般の著作物については単に契約により定めるとされ（著作権法 17 条）、その契約が「書面」であることを要求されていないのに対し、ソフトウェアの著作権の帰属については、書面契約により定めるものとされています。

エ 国家機関の指示により開発されたソフトウェアについて、著作権の帰属と行使はプロジェクト任務書又は契約によって定められています。プロジェクト任務書又は契約に明確に定められていない場合には、ソフトウェア著作権は任務を受けた法人又はその他の団体に帰属します（第 12 条）。

オ 法人又はその他の団体に在職する自然人がその在職期間中に開発したソフトウェアについて、以下に掲げる事情の一つがある場合には、その著作権は同法人又はその他の団体に帰属し、同法人又はその他の団体はソフトウェアを開発した自然人に対して金銭、

物品又は表彰等の奨励を与えることができます。

- ① 本来の職務に明確に規定された開発目標に従って開発したソフトウェアであるとき。
- ② 開発したソフトウェアが、本来の職務活動の遂行により予見され又は当然の結果として開発されるものであるとき。
- ③ 主に法人又はその他の団体の資金、専用設備、未公開の専門情報などの物質的技術条件を駆使して開発し、且つ法人又はその他の団体に責任を負わせたソフトウェアであるとき。

著作物一般についての職務著作の規定（著作権法 16 条）に比べて、法人等に帰属する権利が大きくなっているといえます。

(4) コンピュータソフトウェア著作権の内容

コンピュータソフトウェア著作権者は、コンピュータソフトウェア保護条例第 9 条により、次のような権利を享有すると定められています。

- ① 公表権
ソフトウェアを公表するかどうかについての権利
- ② 開発者の氏名表示権
開発者の身分を表示する権利及びそのソフトウェアに署名する権利
- ③ 改変権
ソフトウェアについて追加、削除又は指令、語句の順番を変換する権利
- ④ 複製権
ソフトウェアの一部又は全部について複製する権利
- ⑤ 頒布権
販売又は贈与の方式で公衆にソフトウェアの原本又は複製品を提供する権利
- ⑥ 貸与権
他人にソフトウェアの一時的使用を有償で許諾する権利。但し、当該ソフトウェアが賃貸契約の主要部分でない場合には、この限りでない。
- ⑦ 情報ネットワーク伝達権
無線又は無線の方法で公衆にソフトウェアを提供し、公衆に自分で選定した時間と場所でソフトウェアを取得させる権利
- ⑧ 翻訳権
原ソフトウェアを一種の自然言語文字からもう一種の自然言語文字に転換する権利
- ⑨ ソフトウェア著作権者に享有させるべきその他の権利

以上は、著作権法が一般の著作物に与えている権利よりも、一見狭いものになっています。展示権、上演権が規定されていないのは当然ですが、放送権、上映権、翻案権も、コンピュータソフトウェアには関係がないと判断されたと考えられます。

コンピュータソフトウェアの著作権者は、他人にそのソフトウェア著作権の行使を許諾することができ、かつ報酬を受領する権利を有します。

(5) コンピュータソフトウェア著作権の保護期間

コンピュータソフトウェア著作権の保護期間は、現在では一般の著作物と同様です。

すなわち、自然人のソフトウェア著作権の保護期間は自然人の死後 50 年目の 12 月 31 日までであり、法人又はその他の団体のソフトウェア著作権の保護期間は公表後 50 年目の 12 月 31 日までとされています。(旧コンピュータソフトウェア保護条例のもとでは保護期間が公表後 25 年であり、さらに 25 年の期間延長の登録申請ができるとされていましたが、条約上保護義務を負う外国の著作物については、国際著作権条約実施条例により、発行後 50 年とされていました。)

(6) コンピュータソフトウェア著作権の制限規定

ア 適法な手段でソフトウェアの複製品の所有権を取得した者は、以下に掲げる権利を享有します (第 16 条)。

- ① 必要に応じてそのソフトウェアを、コンピューターなど情報処理能力を有する装置にインストールすること。
- ② 製品の損害を予防するために、バックアップ用複製品を作成すること。これらの複製品はいかなる方法によっても他人の使用に提供してはならず、かつ所有者が適法な同複製品の所有権を失ったときはこれらのバックアップ用複製品の廃棄に責任を負う。
- ③ 同ソフトウェアを実際のコンピュータ応用環境に用い、又はその機能、性能を改善するために必要な改変をすること。但し、契約書に別途の定めがある場合を除き、同ソフトウェア著作権者の許可なしには、いかなる第三者にも改変後のソフトウェアを提供してはなりません。

イ ソフトウェアに含まれた設計思想と原理を研究することを目的に、ソフトウェアをインストールし、ディスプレイ画面に表示し、送信し、又は保存する使用の場合は、ソフトウェア著作権者の許諾を得ることも報酬を支払う必要もありません (第 17 条)。いわゆるリバースエンジニアリングを合法にする規定です。

ソフトウェア著作権の使用許諾及び譲渡について教えてください。

コンピュータソフトウェア著作権者は、他人に対し、そのソフトウェア著作権の行使を許諾し、又はそのソフトウェア著作権の全部又は一部を譲渡することができ、かつ、報酬を取得する権利を有します。

他人にソフトウェア著作権の行使を許諾する場合には、使用許諾契約を締結する必要があります。また、他人にソフトウェア著作権の行使を独占的に許諾する場合には、書面による契約が必要とされています。書面による契約が締結されていない場合、及び契約に独占的許諾であることが明確に定められていないときは、非独占的な許諾であるとみなされます（第 19 条）。

ソフトウェア著作権を譲渡する場合には、書面による契約を結ばなければなりません。（第 20 条）

ソフトウェア著作権に関する独占的許諾契約及び譲渡契約を締結する場合には、登録申請することができます（第 21 条）。

なお、図書などの一般著作物と異なり、コンピュータソフトウェアは一定の技術的性質を有するため、中国国民、法人又はその他の団体は外国人に著作権の使用を許諾し又はソフトウェア著作権を譲渡する場合には、「中華人民共和国技術輸出入管理条例」の関連規定を遵守することが要求されています（第 22 条）。

ソフトウェア著作権の登録制度及び所要費用、所要期間について教えてください。

1. コンピュータソフトウェアの登録について

旧コンピュータソフトウェア保護条例では、コンピュータソフトウェアに係る権利の紛争について行政処罰又は訴え等を提起するための前提とされ（旧条例第 24 条 1 項）、ソフトウェアの登録機関から発給された登録証明書は、ソフトウェア著作権の有効性及び登録申請文書中に記されている事実の初歩証明となるものであったとされていました（同 2 項）。ただし、条約上保護を受ける外国のソフトウェア著作物については、登録を必要とせずに保護を受けました（国際著作権条約実施条例 7 条）。

新コンピュータソフトウェア保護条例は、内国著作物についても、登録を保護の要件としていません。同条例第 7 条は、「ソフトウェアの著作権者は、国务院著作権行政管理部門が

認定したソフトウェア登録機構で登録申請をすることができる。ソフトウェア登録機構が授与した登録書類は登録事項の初歩証明である。」と規定しており、登録が任意的なものであることを定めています。

なお「初歩証明である」とは、相反する証拠がないか、又は相反する証拠はあってもそれが事実か否かを証明できない場合、登録書類に記されている事実が正しいと推定されることを意味します。

ソフトウェアについて専用的な使用を許諾する契約を締結するとき、著作権譲渡の契約を締結するときも、登録を申請することができるとされています（第 21 条）。

なお、ソフトウェア著作権の登録に関して、中国国家版权局は 2002 年 2 月 20 日に「コンピュータソフトウェア著作権登録弁法」を公布し、登録手続を明確に定めました。

2. 登録機関

中国版权保护センターは国家版权局が認定するソフトウェア登録機関とされています。

3. 登録所要書類

ソフトウェア著作権を申請する場合、中国版权保护センターへ以下の資料を提出しなければなりません。

- (1) 要求に基づいて記入したソフトウェア著作権登録申請表
- (2) ソフトウェアの鑑別資料
- (3) 関連の証明資料

このうち、証明資料は、主に次のものを含みます。

- ① 自然人、法人或いはその他の組織の身分証明
- ② 著作権帰属の書面による契約或いはプロジェクト任務書がある場合、契約或いはプロジェクト任務書を提出しなければなりません。
- ③ もとのソフトウェア著作権者の許可を経て、既存のソフトウェアを開発したソフトウェアは、もとの著作権者の許可証明を提出しなければなりません。
- ④ 権利の相続人、譲受人或いは引受人は、権利の相続、譲受或いは引受の証明を提出します。

4. 所要費用

ソフトウェア登録の申請或いはその他事項の手続きには、以下に列举する費用を支払わなければなりません²⁴。

- (1) ソフトウェア著作権登録費（250 人民元／件）
- (2) ソフトウェア著作権契約登録費（100 人民元／回）
- (3) 登録の変更或いは追加費（150 人民元／回）
- (4) 登録証書費（50 人民元／件）
- (5) 封印保管費（120 人民元／100 ページ、100 ページを超える場合、1 ページにつき 2 人民元追加）
- (6) 査問費

文献目録データベース調査の場合

5 年以内のもの、50 人民元／件、100 件を超える場合、一件につき 0.15 人民元追加；5 年以前のもの、75 人民元／件、100 件を超える場合、一件につき 0.25 人民元追加；

文献内容データベース調査の場合

5 年以内のもの、10 人民元／件、3 ページを超える場合、1 ページにつき 0.25 人民元追加；5 年以前のもの、15 人民元／件、3 ページを超える場合、1 件につき 0.25 人民元追加；

著作権概要調査の場合：

5 年以内のもの、100 人民元／件、3 ページを超える場合、1 ページにつき 0.25 人民元追加；5 年以前のもの、125 人民元／件、3 ページを超える場合、1 件につき 0.25 人民元追加；

- (7) 登録取消申請費（150 人民元）
- (8) その他支払いの必要な費用

5. 所要期間

中国版權保護センターは、受理日より 60 日以内に受理した申請の審査を完了させなければならず、申請が「条例」および本弁法の規定に合致している場合、登録を行い、相応の登録証書を発給し、かつ公告します。

実務上、20 日以内で手続完了するケースもあります。

²⁴ 中国版權保護センターのホームページによる。

ソフトウェア著作権侵害及び法的責任について教えてください。

ソフトウェア著作権侵害に関する規定は「コンピュータソフトウェア保護条例」第 23 条及び第 24 条に設けられています。それぞれ、著作権侵害行為の性質、程度、制裁対象などに基づき、権利侵害行為の類型及び関連の法的責任について、以下のとおり定めています。

1. 民事責任を中心とする法的責任（第 23 条）

著作権法又はその実施条例に別途の規定がある場合を除き、以下に掲げる権利侵害行為がある場合には、状況に応じ、侵害行為の差止、影響の排除、謝罪、損害賠償などの民事責任を負わなければなりません。

- (1) ソフトウェア著作権者の許可なしに、そのソフトウェアを発表又は登録すること。
- (2) 他人のソフトウェアを自分のソフトウェアとして発表又は登録すること。
- (3) 他人と共同で開発したソフトウェアを、共同者の許可なしに単独で完成したソフトウェアとして発表又は登録すること。
- (4) 他人のソフトウェアに自己の氏名を表示し、又は他人が開発したソフトウェアの氏名表示を書き換えること。
- (5) ソフトウェア著作権者の許可なしにそのソフトウェアを改変し、翻訳すること。
- (6) その他の著作権を侵害する行為。

2. 民事、行政及び刑事責任を中心とする法的責任（第 24 条）

著作権法、実施条例又はその他の法律、行政法規に別途の規定がある場合を除き、ソフトウェア著作権者の許可なしに以下に掲げる侵害行為がある場合には、状況に応じて侵害行為の差止、影響の排除、謝罪、損害賠償などの民事責任を負わなければなりません。それと同時に、社会公共利益を損なう場合には著作権行政管理部门は侵害行為の差止、違法所得の没収、侵害複製品の没収廃棄を命じ、併せて罰金を科すことができます。事案が重大な場合には、著作権行政管理部门は主に権利侵害複製品の製造に用いる材料、道具、設備などを没収することができます。刑法に違反する場合、刑法の著作権侵害罪、権利侵害複製品販売罪の規定に従い、法により刑事責任を追及することができます。

- (1) 著作権者のソフトウェアを複製又は一部複製すること。
- (2) 大衆に著作権者のソフトウェアを発行し、賃貸し又は情報ネットワークによって伝播すること。
- (3) 著作権者がソフトウェア著作権を保護するために講じた技術的措置を故意に解除又は

破壊すること。

(4) ソフトウェア権利の管理電子情報を故意に削除又は改変すること。

(5) 他人に著作権者のソフトウェア著作権を譲渡し又はその使用を許諾すること。

3. 行政処罰を中心とする法的責任（第 24 条）

前項第 1 号、第 2 号の行為がある場合には、一件ごとに 100 元又は貨物価値金額の 5 倍以下の罰金を併せて科すことができます。前項第 3 号、第 4 号又は第 5 号の行為がある場合には、併せて 5 万元以下の罰金を科すことができます。

4. 損害賠償金額の算定（第 25 条）

ソフトウェア著作権侵害の賠償金額は著作権法第 47 条の規定に従って算定します。

5. 差止請求（第 26 条）

ソフトウェア著作権者は他人がその権利を侵害しているか又は侵害しつつある行為を証拠で証明できる場合において、且つ速やかに制止しないとその適法な権利が補填不能な損害を被るおそれがある場合には、著作権法第 49 条の規定に従い、訴訟を提起する前に人民法院に関連行為の差止め及び財産保全の措置命令を採るよう請求することができます。

6. 証拠保全（第 27 条）

権利侵害行為を差止めるための証拠が消滅するおそれがあり、又は以降証拠を取得しがたい場合には、ソフトウェア著作権者は著作権法第 50 条の規定に従い、訴訟を提起する前に、人民法院に証拠保全を請求することができます。

7. 立証不能による責任（第 28 条）

ソフトウェア複製品の出版者又は製作者が、その出版又は製作について適法な授權があることを証明することができない場合、及びソフトウェア複製品の発行者又は賃貸者が、その発行又は賃貸した複製品について適法な出所があることを証明することができない場合には、法的責任を負わなければなりません。

8. 免責（第 29 条、第 30 条）

ソフトウェア開発者が開発したソフトウェアが選択に供される表現形式の種類が限られることによって既存のソフトウェアに類似する場合には、既存のソフトウェアに対する著作権侵害を構成しません。

ソフトウェアの複製品所有者は同ソフトウェアが権利侵害複製品であることを知らないか又は知りえた合理的理由がない場合には、賠償責任を負わないものとされています。但し、その使用を停止し、且つ同侵害複製品を廃棄しなければなりません。同権利侵害複製品の使用停止又は廃棄が複製品の使用者に重大な損失を及ぼす場合には、複製品の使用者はソフトウェア著作権者に合理的費用を支払った後、引き続き使用することができます。

3. 著作物を保護する他の制度

3-1 商標法での保護

中国において、特に、著作物を商標法で保護するようにすることは、どのような意義がありますか。

一般に、著作物の使用について商標法による保護を受けることは困難ですが、著作物の作品要素（タイトル、ゲーム名、キャラクター、図形など）自体が、識別性・顕著性を有する場合、商標として登録することができます。

商標権の効果と機能は以下のとおりです。

- (1) 他人の不正使用を防止することができます。
- (2) 周辺商品を発売する場合（いわゆるキャラクター商品など）、商標登録により該当する周辺商品の商標を保護することができるので、権利の拡大保護であるといえます。
- (3) 著作権と違い、商標権を継続するため、更新登録を行うことができ、永久的に存続可能となります。

なお、著作物が商標法で守られるようにするために、以下の点に留意する必要があります。

著作物に関して権利を主張できるのは、著作物を創作した事実に基づく無方式主義による効果ですが、他方、商標を専属的に利用して他人の使用を排除できる商標権の取得は商標の出願と登録による登録主義の効果です。そのため、たとえ著作権者として著作権を主張できる場合でも、商標法を根拠に商標権を第三者に対して行使しようとする場合には、商標出願を経て商標登録を確保した上でなければ、権利行使できません。

3-2 原産地証明

原産地証明について説明してください。原産地証明は、紛争解決や水際措置の手續にどのように影響しますか。

中国で外国の映画を劇場公開又はビデオ作品として輸入して公表するには、中国の広播電影電視總局から許可証を取得する必要がある、かつ、かかる輸入契約について、版權局に登録しなければなりません。また、放送番組、レコードの輸入も文化部の許可が必要です。かかる許認可を取得せず、及び登録することなく、これらの行為を行った者は、行政処罰を受けることになります。上記許認可を申請し、又は登録するためには、申請者が著作権者から正規に許諾されていることを証明する必要があります。原産地証明は、映画、ビデオ作品などの輸入許認可及び登録において、必ず提出しなければならない資料ではありませんが、著作権者が著作物に対して権利を有し、又は輸入者（申請者）が著作権者から許諾を得ていることの著作権証明の手段の 1 つとして利用することができます。また、水際措置においては、原産地証明がついていることで真贋の判断が容易になることが期待できます。

原産地証明の紛争解決及び水際措置の手續に対する影響は、証明証拠としての効力を有するほかは、中国におけるエンフォースメントにおいて有効なものであるか、法律上明確な規定はありません。

なお、本項で説明する版權局における登録は、あくまで著作物の中国国内における利用に関して必要となるものであり、著作権の保護の要件ではありません。つまり、外国の著作物は、中国で登録を要することなく、権利侵害行為に対する著作権法上の保護を受けられます。

3-3 他の制度による著作物の保護

中国において著作物を保護する場合、著作権法、原産地証明、商標法以外にどのような制度がありますか。

1. 「音像製品管理条例」

録音・録画製品経営許可証制度、出版権専有制度、複製委託書制度、光ディスク出所識別コード（SID コード）制度、輸入録音・録画製品の内容審査制度、通報者奨励制度、録音・録画製品に対する統一の偽造防止標識添付制度、不法録音・録画製品の監督・通報・公示制度などが含まれます。

SID コードを附していない録音・録画製品の複製、販売行為を発見した場合、出版行政部門及び文化行政部門は、是正命令、警告、許可書の取消等の行政処罰を与えることができます（第 25 条、第 44 条）。

2. 「反不正当竞争法」

反不正当竞争法は、日本の不正競争防止法に相当する法律です。

「反不正当竞争法」による知的財産権の保護は、主に第 5 条により規定されています。

「反不正当竞争法」第 5 条は、事業者が以下の不正手段を用いて市場取引に従事し、及び競争者に損害を与えてはならないと定めています。

- (1) 他人の登録商標を冒用すること。
- (2) 著名商品特有の名称、包装、装飾を無断で使用し、又は著名商品に類似する名称、包装、装飾を使用し、他人の著名商品と混同させ、顧客にその著名商品を誤認させること。
- (3) 他人の企業名称又は氏名を無断で使用し、他人の商品と誤認させること。
- (4) 商品に認証標記、著名優良商品の標識などの品質標識を偽造し、又は冒用し、原産地を偽造し、商品の品質を誤認させる虚偽の表示をすること。

著作物の商品化権の保護に関しては、中国の「反不正当竞争法」において直接規定されていません。但し、著作物の商品化等による著作権の無断侵害行為については、著作権に基づく真正商品と「誤認混同を生じさせる行為」として、上記「反不正当竞争法」の規定に基づき禁止することができますので、そのような行為の抑止が期待できます。

なお、不正競争行為については、権利者は、権利侵害状況により、行政責任、民事責任及び刑事責任を追及することができます。（第 20 条、第 21 条）

4. 関係政府機関の体制

4-1 著作権法を所掌する機関

中国において著作権法を所掌する機関にはどのようなものがありますか。

1. 行政機関

中国における権利執行制度の特徴は、行政処罰が権利執行の重要な部分を担っていることにあります。

国家版權局、文化部及び地方版權局、文化局等が行政処罰の手段により著作権法の権利執行に大きな役割を果たしています。

また、行政機関としての工商行政管理局は、その地区の経済活動の合法的な展開に責任を負っており、営業許可の付与や剥奪等を行うことから、侵害品の製造元が分かれば、その地方の工商行政管理局に協力を求めるのが得策であると言われています。

2. 版權局

著作権法第 7 条により、「国务院の著作権行政管理部門は、全国の著作権の管理業務を主管する。各省、自治区、直轄市の人民政府における著作権行政管理部門は本行政区域内の著作権の管理業務を主管する。」と定められています。

ここでいう国务院の著作権行政管理部門とは、国家版權局のことです。各省、自治区、直轄市の人民政府の著作権行政管理部門とは、地方版權局のことです。

国家版權局は、法規や著作権政策の策定・実施のみならず、権利侵害行為に対する行政処罰を担当します。近時まで渉外的要素を含む権利侵害案件（例えば外国の著作権者の権利が侵害された事案）の行政処罰は、国家版權局が直接担当していましたが、これが改正され、現在では、外国の著作権者の権利が侵害された事案でも、地方版權局が担当します。地方版權局は、その業務に関しては国家版權局の指導を受けますが、組織上は各地方政府の管轄下にあります。

現在中国では国家版權局、省級版權局、市の版權局による 3 レベルの著作権行政管理システムが基本的に構築されています。各省や自治区、直轄市政府は著作権行政管理部門の力を強化し、著作権行政管理と行政法執行システムの健全化をはかっています。

ここ数年、中国の各級著作権行政管理部門は、著作権行政法執行の力を拡大し、法執行過程での公安や工商、税関、新聞出版、文化などの部門との協力を拡大、相互協力で権利侵害の海賊版を取り締る法執行メカニズムを徐々に形成しています。著作権行政管理部門は権利侵害海賊版活動の取り締まりに対して一貫して強い態度で臨んでおり、海賊版ディスク、海

賊版教材・副教材、海賊版ソフトウェア、録音・録画製品の違法コピー・販売、海賊版の録音・録画製品ディスクの密輸、ネットワークにおける権利侵害行為などの権利侵害・海賊版行為の取り締まりを全国範囲で何度も行い、効果をあげています。おおまかな統計によると、1995 年から 2004 年に各級の著作権行政管理部門で押収した権利侵害・海賊版・コピー製品は合計 3.5 億点、受理した権利侵害案件は合計 5 万 1368 件、解決したものは 4 万 9983 件となっています。2004 年に受理された権利侵害案件は合計 9691 件、解決したものは 9497 件、処罰されたものは 7986 件、調査処分された中には、米国マイクロソフト社の著作権を侵害したなどの 2 社の中国企業の重大事件が含まれています。

3. 文化部

文化部は、中国全国の文化芸術活動を担当する国務院の 1 部門として、主に国の文化・芸術分野に関する法規、政策の制定、及びその実施の監督、文化市場の管理、文化市場及び社会文化事業の管理、構築、査察指導、対外文化の交流、計画及び関係政策、法規の制定などを行います。

特に、録音・録画製品の出版分野の市場管理において、国家の出版物市場管理監督部門や文化行政管理部門は関連部門と緊密に協力し、持続的な録音・録画製品市場の集中整備行動を展開しました。これらにより、海賊版録音・録画製品は明らかに減少、正規版の録音・録画製品の発行数が大幅に上昇、録音・録画製品市場の秩序は徐々に好転しています。おおまかな統計によると、1994 年から 2004 年までに全国で複製経営許可証を没収され処罰を受けた光ディスク複製企業は 9 社、押収された不法光ディスク生産ラインは 200 にのぼります。知的財産権保護専門行動の統一計画に照らして、2004 年 8 月には文化部が録音・録画製品分野の権利侵害行為の集中取締業務を全面的に行い、重点都市や重点地区での法執行業務の拡大を監督指導、調整し、多くの不法録音・録画製品の地下倉庫や違法発行ネットワークを検挙しました。2004 年には、全国の文化市場検査管理部門が録音・録画製品の製造、出版、販売、輸入等を行う組織をのべ 55 万 5368 回検査し、各種の違法録音・録画製品 1.54 億枚を押収しました。2005 年 1 月 12 日、文化部と国家知的財産権保護業務グループ弁公室は全国で違法録音・録画製品の統一廃棄活動を行い、6335 万枚以上の各種違法録音・録画製品を集中的に廃棄しました。

4. 著作権関連社会団体

中国は著作権行政管理を強化すると同時に、著作権の社会サービスシステムの建設を非常に重視しています。現在、著作権集中管理機構、著作権代理機構、著作権保護協会、各関連業界協会、権利者組織などからなる初歩的な著作権の社会管理・サービスシステムが構築されています。1988年に中華版權代理總公司在設立。1990年には中国版權研究会が設立、2002年には中国版權協会と改称されています。1993年には中国音楽著作権協会、1998年には中国版權保護センターが設立されています。現在、中国文学芸術連合会、中国作家協会、中国映画家協会などの著作者団体と図書出版、録音・録画製品製作、ソフトウェア開発などの著作権産業の業界協会が、専門の著作権権利擁護組織を設立し、全国20以上の省（自治区や直轄市）及び一部の中心的都市で著作権協会を設立しており、中国文学作品著作権集中管理組織と中国録音・録画製品著作権集中管理組織も現在設立計画中です。

中国音楽著作権協会

中国音楽著作権協会は、中国で唯一の著作権集中管理機関です。1992年12月に社団法人として設立された機関であり、本部は北京にあり、全国に19箇所の地方事務所を有します。同協会は、既に3,600名会員を有し、1,400万作品を管理し、42の国家・地域の音楽著作権協会と相互管理契約を締結しています。

中国版權保護センター

中国版權保護センターは、国家版權局に属する機関です。「中華版權代理總公司」「中国ソフトウェア登録センター」「中国著作権使用料振替センター」の3団体が統合されて「中国版權保護センター」となりました。

中国版權保護センターは、コンピュータソフト・ウェアを主とする各種著作物の登録業務を行っています。中国版權保護センターは、著作権に関する登録実務のほかにも、著作権に関する仲介業務やコンサルタント業務を行っています。著作権に関する紛争の仲裁業務、訴訟代理業務、権利侵害の鑑定業務も行っているとの情報もあります。

4-2 警察・捜査機関

警察や捜査機関は、著作権保護にどのような役割を果たしますか。

著作権侵害は犯罪を構成する場合がありますが（刑法第 217 条、218 条）、この犯罪の取締りを担当する警察機関は、公安局です。犯罪の構成要件を満たすと考えられる場合には、公安局に告訴することができますが、現実には著作権侵害事件が刑事事件として摘発されるケースは多くありません。

ここ数年、中国の公安機関は知的財産権侵害行為に対する取締りをより強化するために、「刑事訴訟法」の規定に基づき、1998 年に専門機構を設立、知的財産権侵害犯罪取締の組織、指導、調整、重大な案件の監督業務を担当させることになりました。地方の各級公安機関もそれぞれ専門の捜査チームを設立し、こうした犯罪案件の受理、立案、捜査業務を実際に担当しています。2000 年から 2004 年までに全国の公安機関が検挙した知的財産権侵害犯罪案件は 5305 件、案件金額は総額で 22 億元近くにのぼり、容疑者 7100 人を拘束しました。そのうち検挙された商標専用権侵害案件は 4269 件、案件総額は 11.8 億元余り、容疑者 5564 人を拘束しました。これらの知的財産権侵害犯罪案件は、偽造製品の生産、販売罪と不法経営罪として処罰されています。

2004 年 11 月以来、公安部は全国で期間 1 年の商標専用権侵害犯罪の取締り専門行動を展開し、一連の広範囲にわたり、影響が深刻で、案件金額の比較的大きな知的財産権侵害犯罪案件を集中的に検挙しました。主なものとしては以下のものがあります。浙江省公安機関が検挙した偽造「ジレット」シリーズのシェーバー生産事件。福建省公安機関が検挙した偽造の「アディダス」や「ナイキ」などブランドスポーツシューズ生産事件。広東省公安機関が検挙した米国シスコ社の電子製品の偽造生産事件。四川省公安機関が検挙した、「五粮液」などの名酒を偽造した事件など。

ますます多くの外国企業が中国で投資し、製品を発売、企業や研究開発センターを設立するのに伴い、中国の公安機関は知的財産権の権利者と定期的な意見交換や協力の制度を徐々に確立し、権利者の意見や提案に真摯に耳を傾けています。2002 年 12 月以来、公安部は関連の外商投資企業協会と海南、広東、広西で 3 度「知的財産権刑事保護フォーラム」を開催、またフォーラム宣言を発表して、意見交換と協力の強化に役立てました。

国境を越えた知的財産権侵害犯罪の案件が日増しに増加する状況に対応して、中国の公安機関は知的財産権侵害犯罪取締の分野での国際的法的執行協力を非常に重視し、各国の法執行機構と積極的に証拠の調査や犯罪の手がかりの通報、情報交換、司法協力の提供といった分野で積極的に協力を行っています。2004 年 7 月、中国公安機関は米国の国土安全部移民・

税関執行局と協力して上海で海賊版DVD販売嫌疑の重要な案件を検挙、米国籍の容疑者 1 人を始めとする 7 人の容疑者を逮捕し、海賊版DVDの保管拠点 3 ヶ所を捜査、21 万枚余りの海賊版DVDを押収しました。²⁵

²⁵ 2004 年度 中国知的財産権保護状況白書「中国の知的財産権保護の新たな進展」（中華人民共和国国务院新聞弁公室 2005 年 4 月・北京）

4-3 裁判所、人民検察院、弁護士制度

裁判官、検察官及び弁護士制度の概要について説明して下さい。

1. 裁判所

(1) 中国の裁判機関は「人民法院」です。人民法院には、審級からいえば四つの級の人民法院（最高人民法院、高級人民法院、中級人民法院、基層人民法院）が設けられていますが、裁判は、日本の三審制に対し、二審制をとっています。

(2) 裁判所の種類

ア 最高人民法院（北京・1カ所）は、中国における最高裁判機関であり、他のすべての人民法院に対する監督権限を有します。高級人民法院が一審として下した判決・決定に対する上訴事件を担当するほか、特別の事件について自ら一審を担当することがあります。

最高人民法院はまた、「司法解释」を示す役割を担っています。司法解释とは、最高人民法院が裁判活動における法令の具体的適用について行う解釈であり、下級の人民法院を拘束します。この「司法解释」は、一種の法規として機能します。わが国からみれば、これは立法と司法の混同であるように思われますが、中国では、憲法及び法律の解释权は全国人民代表大会の常務委員会（全人代常委会と略称されます）にあり（憲法第67条）、全人代常委会の決議により、最高人民法院や最高人民検察院にそのような司法解释を示す権限が授与されています。

イ 高級人民法院（省、自治区、直轄市・32カ所）は、中級人民法院が一審として下した判決・決定に対する上訴事件を担当するほか、下級人民法院が移送した一審事件及び法によって特に高級人民法院が一審として担当するとされた事件を扱います。

ウ 中級人民法院（直轄市：省、自治区所轄の市と地域：自治州 全国で400以上）は、重大涉外事件その他当該管轄区内において重大な影響を及ぼす一審事件を扱うほか、基層法院の判決・決定に対する上訴事件を扱います。

エ 基層人民法院（県及びその直轄市、自治県、市所轄の区 全国で3000以上）は、各種の一審事件を扱う。

(3) 知的財産権専門法廷

中国の各級人民法院の一部には、知的財産権専門法廷が設けられています。これらの知的財産権専門法廷は、原則的に中級以上の人民法院に設置されますが、ハイテク産業が集中している北京市の海淀区、外資系企業の進出が活発である上海市の黄浦区と浦東新区には、基層人民法院でも知的財産権専門法廷が設置されています。そのほか、北京市朝陽区、青島市

市南区の基層法院でも知的財産権専門法廷が設けられています。

(4) 渉外事件の管轄

渉外的要素のからむ知的財産権事件は、基本的には中級人民法院が一審を管轄します。日本の著作権侵害のもとに日本企業が訴訟を提起するときは、基本的には中級人民法院が一審の裁判所、高級人民法院が二審の裁判所となります（三審はありませんが、後述する「申訴審」（＝再審）があります。）。

(5) 審理期間

第一審にも第二審にも法廷の審理期間が定められています。渉外事件の場合はこの期間の制約を受けませんが、日本の民事訴訟ほど長引くことは少なくなっています。

(6) 申訴審（再審）

最高人民法院は、裁判監督手続として、すべての人民法院の判決等に対し、自らの判断により再審を行い、又は再審を指示する権限を持っています。他の人民法院も、その下級の人民法院に対して同様の権限を持っています。当事者も、判決確定後 2 年以内であれば、当該判決を下した法院の上級の法院に対し、再審の申立ができます。上級法院がこの申立を受理した場合、裁判監督手続により再審を行います。これは「申訴審」と通称されています。

(7) 土地管轄

侵害行為の発生地又は被告の居住地が、土地管轄を有します。侵害行為の発生地には、侵害製品が製造された場所だけでなく、販売された場所を含みます。

1981 年に技術契約紛糾案件の受理を開始して以来、中国の法院では知的財産権審判領域を絶えず拡大し、著作権や商標、特許、不正競争、コンピュータソフトウェア、植物新品種、集積回路設計図などの各種知的財産権案件の審判業務を相次いで行い、知的財産権の審判の地位を確立してきました。1998 年から 2004 年までに全国の法院で審理終了した知的財産権民事訴訟の第一審案件は 3 万 8228 件、刑法分則第三章第七節に列記されている知的財産権犯罪の第一審案件で審理終了したものは 2057 件、処罰を受けた犯人は 2375 人となっています。そのうち、2004 年に全国の法院で審理終了した知的財産権民事訴訟第一審の案件は 8332 件、刑法分則第三章第七節に列記されている知的財産権犯罪の第一審案件で審理終了したものは 385 件、処罰を受けた犯人は 528 人となっています。この他に 2004 年に全国の法院では偽造商品の生産、販売の案件 932 件を審理終了し、犯人 1453 人が処罰を受けました。不法経営罪案件 1434 件を審理終了、犯人 2103 人が処罰を受けました。この 2 つの罪状の案件のうち多くが知的財産権侵害犯罪の案件にも属するものとなっています。

法律を正確に適用し、法執行の尺度を統一するために、中国最高人民法院は知的財産権案

件審判の経験の総括という基盤に基づき、法律に照らして関連の一連の司法解釈を制定、重要な知的財産権の法律適用原則を整え、知的財産権審判業務に現れる新しい問題を速やかに解決し、各級人民法院が正確に知的財産権案件を審理するよう指導する上で、大きな役割を果たしています。例えば、2004年12月の「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」では、刑法第217条及び第218条に基づく刑事罰に関する具体的な処罰基準が設けられています。2001年6月に最高人民法院が発表した「訴訟前の特許権侵害行為の停止の法律適用問題に関する若干の規定」では、権利侵害行為を速やかに制止し、権利人の損失の拡大を有効的に防止するために訴訟措置を提供しています。2000年11月施行（2003年12月改正）の「最高人民法院のコンピュータネットワーク上の著作権紛争事件の審理における法律の適用についての若干の問題に関する解釈」では、コンピュータネットワーク上の著作権紛争の管轄、著作権侵害行為の認定、法律責任等に関する規定が設けられています。1998年12月に最高人民法院が公布した「不法出版物刑事案件審理の法律応用に関する若干の問題の解釈」では、刑法の規定を厳格に遵守し、中国の国情と司法の実際を総合的に考慮して、知的財産権侵害犯罪の罪状判定基準を適宜引き下げ、刑法の関連条文の操作性を向上させ、知的財産権侵害刑事案件処理に対して具体的に適応できる法的根拠を提供し、知的財産権侵害犯罪行為を有効的に取り締まる上で重要な役割を果たすものとなっています。

2. 人民検察院

中国の検察庁は、人民検察院です。人民法院とともに、司法機関の一翼を担っています。人民検察院自体は、捜査要員を擁しているわけではないので、著作権侵害事件について人民検察院に対して直接告訴するという事例はないようですが、ここ数年、知的財産権侵害刑事案件の逮捕の審査や起訴の審査、法に基づいて関連の刑事訴訟活動に法律監督を行うといった職責を真摯に履行し、多くの知的財産権侵害犯罪の刑事案件を処理してきました。2000年から2004年までに各級検察機関で逮捕が許可された知的財産権侵害案件の容疑者は2533人、起訴されたのは2566人にのびります。そのうち、2004年に逮捕が許可された知的財産権侵害犯罪の容疑者は602人、起訴されたのは638人にのびります。2004年に全国の検察機関は偽造・知的財産権侵害犯罪取締の専門立案・監督活動を行い、関連の行政法執行機関に対して、法に基づいて公安機関に犯罪嫌疑のある案件を移送するよう促し、公安機関が起訴すべき案件で起訴されていない案件を法に基づいて起訴することを監督し、犯罪の嫌疑のある案件が速やかに司法段階に入ることを確実にすると同時に、偽造品の製造、販売や知的財産権侵害違法犯罪活動に対して寛容で庇護する国家の職員の職務犯罪案件を調査処理します。

3. 弁護士制度

(1) 概要

中国では、1950年代後半から20年以上にわたって事実上、弁護士制度が廃止されていましたが、文化大革命の終結後に弁護士制度が復活しました。1986年に最初の司法試験が行われ、1996年には弁護士法が制定されました(1997年1月1日施行)。中国の弁護士数は、2004年末までに約11万8000人になり、法律事務所は11691以上あると言われています。

弁護士の団体としては、1986年に中華全国律師協會が設立されました。中華全国律師協會には、経済、涉外、知的所有権、刑事、民事、金融債権、海上貿易、海事の13分野に関する専門委員会があり、全国規模の弁護士業務研究会を定期的に開催することにより、情報交換や相互レベルアップをはかっています。同協会の連絡先は以下のとおりです。

住所：北京市東四十条24号青蘭ビル五階

〒：100007

電話：86-10-64060213

FAX：86-10-84020216

<http://www.acla.org.cn>

(2) 弁護士事務所の種類

ア 国有事務所

国家が出資して設立した事務所であり、「官弁所」と呼ばれます。事務所の資産は国が所有しています。事務所の債務は、事務所が管理している国有資産を上限で弁済します。国有とはいえ、独立採算性がとられています。近年まではほとんどの法律事務所が国有事務所でしたが、現在では都市部にはほとんどありません。地方でよく知られ、利用されていると言われていますが、外国企業が利用することは稀です。

イ パートナー制事務所

1990年代から現れ、1996年の弁護士法によって正式に認められました。

現在、都市部に存在している法律事務所の多くは、パートナー制の事務所です。知的所有権に強い事務所も、ほとんどはパートナー制の事務所です。

ウ 組合制事務所

3人以上の弁護士が各自出資し、共同に設立した事務所であり、1996年弁護士法で定められました。上記パートナー制事務所とは異なり、組合制事務所の資産はそれぞれ出資した弁護士個人に属しています。

(3) 弁護士の業務範囲と職務上の権限

中国の弁護士は、所属する事務所の性質に関係なく、中国全土で業務を行うことができ、職務上の権限も同じです。

(4) 弁護士以外の法律サービス提供者

中国においては、弁護士制度のほか、日本の弁理士制度と類似する「専利代理人」、「商標代理人」制度があります。また弁護士には「兼職弁護士」があり、企業内法務等に携わる「企業法律顧問」の資格が弁護士資格とは別に存在しています。

ア 兼職弁護士

兼職弁護士とは、大学教員や研究員などの仕事を本職として、弁護士業務を副業とする人を指します。兼職弁護士という特別の資格があるわけではありません。弁護士法及び「兼職で弁護士業務に従事する人員の管理弁法」の規定により、兼職で弁護士の仕事をする事が認められるのは大学（院）又は法学関連研究所で研究又は教学の仕事を本職とする人に限られており、会社経営等を兼職することはできません。兼職弁護士は一定分野においての専門知識がより豊富な者が多いといわれています。

イ 企業法律顧問

企業法律顧問の制度は 1988 年頃に発足し、国家資格と認可されたのは 1997 年 3 月です。司法試験とは別系統の資格試験が行われます。企業に雇用され、その一員として当該企業の法務コンサルタントあるいは法務部員の仕事に従事します。弁護士の法律顧問業務と違って、企業法律顧問の執務範囲も雇主である会社の業務に限られています。

(5) 弁護士に依頼する際の注意点

中国弁護士に委任する際には、「代理委任契約」（委託代理合同）の締結と「授權委任状」（授權委託書）の作成を行います。代理委任契約は、依頼者と法律事務所の間である法律事務の委任をすることを内容とする契約です。担当弁護士個人との契約ではありません。この契約によって、担当弁護士及び弁護士報酬額等を定めます。

これに対して授權委任状とは、担当弁護士が依頼者から委任を受けている事実を証明するものであり、上記の代理委任契約とは概念的には異なるものです。

現在では、各法律事務所が上記 2 つの文書の内容を 1 つにまとめることが多いと言われています。

民事訴訟において、弁護士が請求の認諾、放棄及び変更、和解又は反訴及び上訴の提起を行う場合、依頼者の特別授權が必要です（中国民事訴訟法 59 第 2 項）。日本の民事訴訟法第 55 条 2 項とよく似ています。ただし、日本の民事訴訟実務では、弁護士が使う訴訟委任状

用紙にはあらかじめ特別代理事項が不動文字で記載されており、特別代理事項を含めて委任するかどうかはほとんど注意されていませんが、中国の弁護士に委任するときには、特別代理まで含めて委任するかどうかは慎重に判断したほうがよいと言われることがあります。

(6) 弁護士報酬

代理委任契約には、代理に関わる弁護士報酬の金額と支払方法を明記しなければなりません。中国では、弁護士費用は前払いを原則とするが、交渉によって一部後払いや成功報酬方式、タイムチャージ方式も可能です。

現行弁護士法第 52 条は、司法部が弁護士報酬基準を制定するものとし、この報酬基準につき国务院の認可を得ることが必要とされていますが、現時点では未だに報酬基準が公開されていないようです。そこで、1990 年の「弁護士業務報酬管理弁法」及び「各地方が弁護士業務報酬の臨時的基準を暫定的に制定することに関する国家計画委員会及び司法部の通知」（計価格〔2003〕第 392 号）により、弁護士業務の報酬基準は、各地方が定める弁護士費用基準に従うこととなっています。

渉外事件などで外国の当事者から受任した場合は、事件の難易度や法律事務の量に基づいて協議で決めるか、タイムチャージ制で計算することが多いです。なお弁護士の交通、出張等の実費も依頼者の負担となります。

(7) どの弁護士に依頼するか

どのような方法で中国の弁護士を捜すか、またどのような弁護士を選択するのがよいかは、侵害対策において極めて重要な問題です。

既に北京及び上海に、日系の法律事務所がいくつか進出しています。そのうちのいくつかは、知的財産を専門にする弁護士と提携しています。

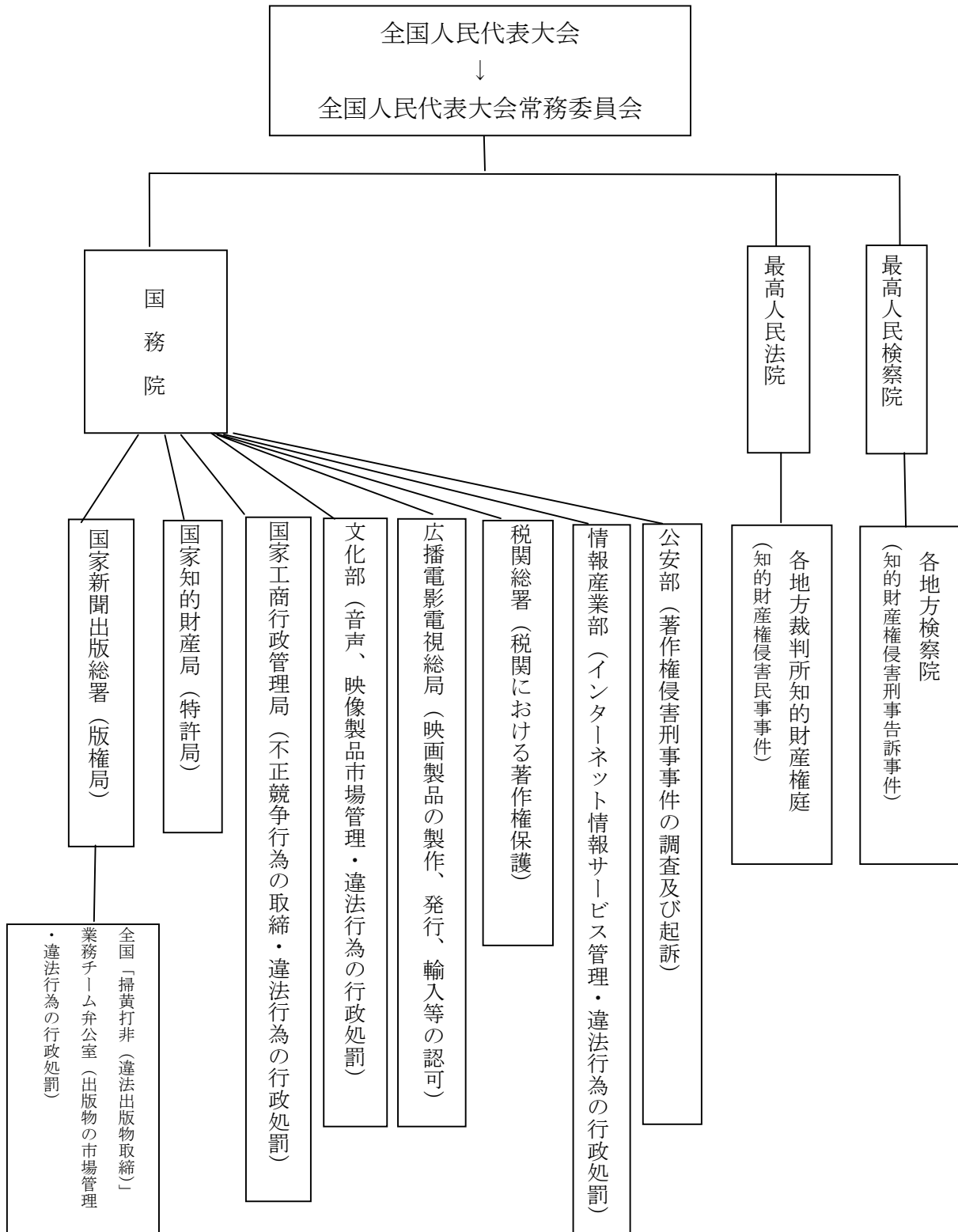
日中経済協会北京事務所知的財産権室は、日系の法律事務所のリストを公開しています（<http://www.cnip.org/org/riben.html>）。

また、MPA（アメリカ映画協会）、IFPI（国際レコード産業連盟）などの団体は、中国の法律事務所と提携して権利侵害対策を進めており、そのような法律事務所は、侵害対策について豊富な経験を有しています。

4-4 その他の機関

中国における著作物の保護に関するその他の機関について教えてください。

中国における著作権の権利行使にかかわる政府各部門諸機関の運営体系図を参照することができます。



中国知的財産関連政府機関リスト

名称	分野	主要部署	連絡先
国家新聞出版総署 (国家) 版權局	著作権 版權管理	政策法規司 図書出版管理司 新聞・定期刊行物出版管理司 音像電子・インターネット出版管理司 印刷・複製管理司 出版物發行管理司 出版物市場監督管理局 版權管理司 対外交流・提携司	住所：北京市東四南大街 85 号 郵便番号：100703
国家知的財産局	發明特許、実用新案、意匠	知的財産局特許局 弁公室（人事司） 条法司 国際合作司 協調管理司 企画發展司	住所：北京市海淀区薊門橋西土城路 6 号 郵便番号：100088
文化部	音声、映像製品等文化市場の管理	政策法規司 藝術司 文化市場司 文化産業司 社会文化司	住所：北京市東城区朝陽門北大街 10 号 郵便番号：100020
広播電影電視総局	映画、TV 番組	法規司（弁公庁） 総編室 電影（映画）事業管理局 社会管理司 テレビドラマ管理司 外事司	住所：北京市復興門外大街 2 号 郵便番号：100866
情報産業部	インターネット情報サービス管理	政策法規司 総合計画司 科学技術司 經濟体制改革・經濟運行司 電信管理局 電子信息製品管理司 信息化推進司	住所：北京西長安街 13 号 郵便番号：100804
国家工商行政管理 局	商標 不正競争行為	法規司 公平取引局（マルチ販売取締り事務室） 消費者權益保護局 市場規範管理司 外商投資企業登録局 広告監視管理司	住所：北京市西城区三里河東路八号 郵便番号：100820

		商標局	
税関総署	知的財産物輸 出入関連	関税徴収管理司 加工貿易・保税監視管理司 総合統計司 調査局（全国密輸取締総合管理 事務室） 国際合作司	住所：北京市建国門大街 6 号 郵便番号：100730

4-5 著作権の集中管理

中国における著作権の集中管理の制度や実情について教えてください。

1. 著作権集中管理制度

2004 年 12 月 28 日に国務院が第 429 号国務院令により、「著作権集体管理条例」を正式に公布しました。同条例は合計 48 条あり、2005 年 3 月 1 日より施行されています。

同条例は、著作権集中管理組織の設立手続き、著作権集中管理組織の構成、集中管理活動の内容、集中管理組織に対する監督及び法律責任等を中心に定めると同時に、著作権集中管理組織、著作権者、著作権使用者の各権利義務及び著作権集中管理組織に対する国務院著作権管理部門、国務院民政部門の監督責任及び著作権者、著作権使用者の監督権（財務報告書の検閲及び違法行為の摘発、告訴）を明確化しました。

(1) 管理対象

著作権で規定する実演権、上映権、放送権、貸与権、情報ネットワーク伝送権、複製権など、権利者が自身で有効に行使することが難しい権利は、著作権集中管理組織が集中管理を行うことができます。

(2) 著作権集中管理

著作権管理部門の認可を受けて設立された著作権集中管理組織は、著作権者の授權を受けて、関係著作権を集中的に行使し、著作権集中管理組織の名義で著作物使用者に対し、著作権及び著作隣接権に係る許諾をし、使用者から使用料を徴収し、これを著作権者に分配し、又は著作権及び著作隣接権にかかる訴訟、仲裁等を行います。

外国人の著作権者は、中国の著作権集中管理組織と相互管理契約を締結している所在国の管理組織を通じて、中国の著作権集中管理組織に対し、中国国内で享受すべき著作権及び著作隣接権の集中管理を委任することができます。

現在、日本音楽著作権協会（JASRAC）と中国音楽著作権協会（MCSC）との間には、音楽著作権の演奏権、録音権に関する相互管理契約が締結されています。当該契約により、JASRAC が管理する日本の音楽著作物が中国で使用される場合、その CD 製作やインターネットによる公衆送信行為等に対し、MCSC は中国法によって保護します。

2. 著作権集中管理機構

① 中国版權保護センター

1998年9月に設立された中国版權保護センターは、国家新聞出版総署（国家版權局）の直接指導を受ける総合的な版權管理機構であり、その主な機能として、著作権の代理、登録、使用料の徴収分配、鑑定、集団管理などを行なっています。

下記②で述べるとおり、中国において正式な著作権集中管理組織は中国音楽著作権協会一団体のみに限られます。但し、1999年12月9日に国家版權局により公布され、2000年3月1日に施行された「デジタル化製品の製作に関する著作権の規定」第4条第2項及び第8条の規定は、音楽著作物以外の著作物について、その関係著作権集中管理組織が設立されるまでは、中国版權保護センターが暫定的に集中管理を行うと定めています。

即ち、音楽著作物以外の著作物の集中管理は、現段階において、中国版權保護センターにより代行されています。²⁶

なお2004年5月から、国家版權局の認可を経て、中国版權保護センターは、著作権使用料の徴収分配業務をこれに所属する中華版權代理總公司に移管し、著作権者及び著作物使用者の依頼により著作権使用料の徴収分配業務を行わせています。

中華版權代理公司是、新聞出版總署（国家版權局）の管轄下の単位である、国の認可により設立された国レベルの唯一の版權総合サービス機構として、直接中国版權保護センターの指導を受け、現在、5つの「法定許可」（著作権法第23条、第32条第2項、第39条第3項、第42条第2項、第43条）による著作権使用料の徴収分配業務を取り扱っています。

② 中国音楽著作権協会

1992年に設立された中国音楽著作権協会は、中国で設立された唯一の著作権集中管理団体であり、会員の音楽著作権の実演権、放送権及び複製権を管理する非営利団体です。現在、全国において、19の省、自治区及び直轄市に地方事務所を設けています。

③ その他の団体

中国の著作権集中管理制度はほかの国より成立が遅れ、発展の歩みも遅いといえます。1992年に中国音楽著作権協会が設立してから今日まで、正式な著作権集中組織はこの一団体のみに限られます。現在、中国音像著作権協会と中国文字作品著作权協会の設立が予

²⁶ 中国版權保護センターのサイト（「中国版權情報網」）及び中華版權代理公司に問い合わせた結果、上記情報を確認しましたが、音楽著作物以外の著作物の集中管理団体としての運営実態は把握できませんでした（2005年9月現在）。

定されており、音楽、音楽映像作品、文字作品の著作権集中管理業務をそれぞれ担当することになります。

中国の主要著作権権利者団体一覧

2005.06 現在

著作の種類	商品タイプ	著作権代理人団体	電話番号
音楽著作権	作曲 作詞 その他音楽関連	中国音楽著作権協会	住所：北京市東単三条 33 号京紡ビル 5 階 〒100005 電話:86-10-65232656 FAX:86-10-65232657 http://www.mcsc.com.cn
音楽著作権以外の著作権及びソフトウェア	図書 TV・CD 電子出版物 漫画 ゲーム ネット放送等	中国版權保護センター	住所：北京市西城区車公庄大街甲 4 号物華ビル 5 階 〒：100044 電話：86-10-68003910 86-10-68003887-5081 FAX：86-10-68003910 E-mail: csc 100044 @163.com http://www.ccopyright.com.cn

全国の国家著作権局及び地方著作権局が 2004 年度に調査処分した著作権及び著作隣接権侵害事件の統計

	合 計	審査完了	審査未完了	処理方法			行政不服申立		行政訴訟		事件の範囲		
				調停	処罰	移送	総数	維持	総数	維持	国内	香港・マカオ・台湾	国外
合 計	9691	9497	194	1363	7986	101	5	4	0	0	9647	0	158
北京市	45	43	2	21	22	0	0	0	0	0	29	0	14
天津市	10	10	0	10	0	0	0	0	0	0	10	0	0
河北省	437	435	2	0	435	0	0	0	0	0	435	0	0
山西省	136	127	9	53	74	0	0	0	0	0	118	0	9
内モンゴル	11	11	0	10	0	1	0	0	0	0	11	0	0
遼寧省	179	179	0	31	131	17	0	0	0	0	179	0	0
吉林省	260	260	0	34	226	0	0	0	0	0	260	0	0
黒龍江省	969	964	5	11	952	1	0	0	0	0	964	0	0
上海市	253	253	0	0	1	0	0	0	0	0	170	0	83
江蘇省	789	788	1	218	418	15	0	0	0	0	788	0	0
浙江省	13	13	0	5	7	0	0	0	0	0	13	0	0
安徽省	220	205	15	14	220	4	0	0	0	0	205	0	0
福建省	385	382	3	14	365	3	1	0	0	0	382	0	0
江西省	26	26	0	0	26	0	0	0	0	0	26	0	0
山東省	287	267	20	94	171	2	0	0	0	0	230	0	37
河南省	2477	2452	25	51	2410	16	2	2	0	0	2452	0	0
湖北省	240	225	15	45	180	0	0	0	0	0	225	0	0
湖南省	414	387	27	26	346	15	2	2	0	0	387	0	0
広東省	632	614	18	177	432	5	0	0	0	0	600	0	14
広西省	715	706	9	10	690	6	0	0	0	0	705	0	1
海南省	41	37	4	0	41	0	0	0	0	0	37	0	0
重慶市	105	105	0	4	101	0	0	0	0	0	105	0	0

	合 計	審査完了	審査未完了	処理方法			行政不服申立		行政訴訟		事件の範囲		
				調停	処罰	移送	総数	維持	総数	維持	国内	香港・マカオ・台湾	国外
四川省	13	11	2	78	209	5	0	0	0	0	319	0	0
貴州省	160	160	0	3	151	6	0	0	0	0	160	0	0
雲南省	46	46	0	1	44	1	0	0	0	0	46	0	0
チベット	420	420	0	380	40	0	0	0	0	0	420	0	0
陝西省	311	276	35	57	216	3	0	0	0	0	276	0	0
甘肅省	75	73	2	0	73	0	0	0	0	0	73	0	0
青海省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寧夏	15	15	0	10	4	1	0	0	0	0	15	0	0
新疆	7	7	0	6	1	0	0	0	0	0	7	0	0

出典) 国家版權局ホームページ「版權統計」より <http://www.ncac.gov.cn/servlet/servlet.info.StatiServlet?action=list&id=458&issue=2004>

— 関連法テキスト等の和訳が参照できるホームページの URL —

① 中華人民共和国著作権法

日本貿易振興機構北京センター知的財産権部ホームページより

http://www.jetro-pkip.org/falv/bq/law_cr.htm

② 中華人民共和国著作権法实施条例

日本貿易振興機構北京センター知的財産権部ホームページより

http://www.jetro-pkip.org/falv/bq/law_crtl.htm

③ コンピュータソフトウェア保護条例

日本貿易振興機構北京センター知的財産権部ホームページより

http://www.jetro-pkip.org/falv/bq/law_crsoft.htm

④ インターネット著作権行政保護弁法

日本貿易振興機構北京センター知的財産権部ホームページより

<http://www.jetro-pkip.org/falv/bq/200505311.htm>

⑤ 著作権行政处罚实施条例

日本貿易振興機構北京センター知的財産権部ホームページより

<http://www.jetro-pkip.org/falv/bq/zzqxzcf.htm>

⑥ 最高人民法院のコンピュータネットワーク上の著作権紛争事件の審理における法律の適用についての若干の問題に関する解釈

日本貿易振興機構北京センター知的財産権部ホームページより

<http://www.jetro-pkip.org/falv/bq/bq04090601.htm>

⑦ 中華人民共和国知的財産権海関保護条例

日本貿易振興機構北京センター知的財産権部ホームページより

<http://www.jetro-pkip.org/falv/qt/hgbhtl2004.htm>

⑧ 「中華人民共和国知的財産権海関保護条例」実施弁法

日本貿易振興機構北京センター知的財産権部ホームページより

<http://www.jetro-pkip.org/falv/qt/hgbhtlbf.htm>

⑨ 最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈

日本貿易振興機構北京センター知的財産権部ホームページより

<http://www.jetro-pkip.org/falv/bq/sfjs20041223.htm>

【参考】日本の官民による海賊版対策の取組み

1. 文化庁の取組み

文化庁においては、政府の知的財産戦略本部で決定された「知的財産推進計画 2005」に基づき、以下の取組みを行っています。

二国間協議による著作権侵害発生国・地域への取締強化の要請

著作権等の侵害事例が多く発生している中国、韓国、台湾等を対象として政府間協議を実施し、著作権法制の整備や権利執行の強化など、海賊版対策の強化を要請しています。

また、アジア諸国等と包括的経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）を策定するための協議において、未締結の著作権関連条約への早期加盟、インターネットに対応した著作権法制の整備、権利執行の確保等の著作権保護の強化などを求めています。

欧米などとの連携の強化

アジア諸国等における海賊版問題に関心を持つ米国、EU 及び国際的な権利者団体と海賊版対策に係る経験やノウハウを共有し連携して、対策を講じています。

現在、米国は官民の密接な連携の下、中国等の東アジアにおける海賊版対策を強化して一定の効果を上げ、日本に対して共同で取組むよう働きかけを行っています。2003 年には、日米規制改革イニシアティブにおいて、日米が協力してアジア地域における海賊版対策に取り組むことが合意されました。また、2005 年 6 月の APEC 貿易担当大臣会合において、我が国は「模倣品・海賊版対策イニシアティブ」を米国及び韓国と共同提案し、採択されています。最近では、米国が政府横断的な組織で知的財産保護対策を推進するために開始した「STOP！イニシアティブ」においても日本の協力が求められています。

EU とは、2004 年の日 EU 定期首脳協議で日 EU が連携して、アジア諸国等の海賊版対策に取り組むことが合意されており、昨年 10 月に中国において、「中国における知的財産権保護に関する日・EU・中国共同セミナー」が開催されました。その他、WIPO、ユネスコ等の国際機関における著作権関係の議論においても、我が国は積極的に関与しています。

途上国を対象とした研修等の協力事業の実施

アジア・太平洋地域における著作権制度の整備と執行を促進することを目的として、1993 年度から毎年、世界知的所有権機関（WIPO）に信託基金を拠出して、「アジア地域著作権制度普及促進事業（APACE プログラム）」を実施しています。この事業は、WIPO の協力を得て、①著作権関係者を対象とした研修プログラム、②アジア諸国への専門家派遣プログラム、③アジア諸国を対象とした国際シンポジウムの開催等を通じて、著作権法制の整備や、権利侵害取締りの強化、著作権集中管理団体の育成等を行うものです。

また、当該地域における著作権制度の一層の普及を図ることを目的として、「ASEAN+3

著作権セミナー（東京セミナー）」や「JICA 著作権制度集団研修」を継続的に実施しています。

アジア諸国等の一般国民を対象とした著作権教育事業

海賊版の問題を根本的に解決するためには、アジア諸国等における一般の人々の著作権に関する意識を高めていくことが不可欠です。このため、我が国が主体となって、著作権の意義、保護の必要性などについて分かりやすく説明した著作権教材などを作成・配布するとともに、同教材を用いた著作権教育のセミナーをベトナム及びミャンマーで開催するなど、一般の人々の意識啓発事業に対する支援を行っています。

我が国の企業など権利者による諸外国での権利行使の支援

海外における著作権侵害について、基本的には、それぞれの権利者が主体的に侵害実態の把握や訴訟の提起などを行うことが必要ですが、政府としても、アジア諸国等における権利行使に関する情報を提供するなどして、権利行使が円滑に行われるような環境整備に努める必要があります。そこで文化庁では、「台湾における著作権侵害対策ハンドブック」や本書などのハンドブックを作成・配布するとともに、ハンドブックを活用したセミナーも開催しています。

官民合同ミッションの派遣など官民の連携の強化

実効性ある海賊版対策を実施していくためには、官民の連携が不可欠です。文化庁は、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）、コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）などの民間団体、さらに日本貿易振興機構（JETRO）などと連携しながら、官民合同対中ミッションに参加したり、官民合同でのシンポジウムやセミナーを開催したりするなど、官民が一体となった取り組みを進めています。

2. 日本貿易振興機構（JETRO）の取り組み

日本貿易振興機構（以下「JETRO」という）は、日本企業の海外ビジネス展開を支えるための重点施策の1つに「知的財産権保護のための調査および情報提供」を掲げています。日本企業の海外進出や製品の輸出拡大を契機として、中国やアセアン諸国では知的財産権の侵害問題が近年大きくなっており、模倣品・海賊版による被害が多数報告されていることを背景として、JETRO は、知的財産についての情報提供を行い、海外でビジネス活動する企業を支援しています。2004 年度からは、アジア地域における海賊版対策支援事業の一環として、海外コンテンツ流通促進機構（CODA）の事務局業務を担っています。海賊版対策の新しい枠組みである CJ マーク事業（商標権に基づく共同エンフォースメント）を推進するため、2005 年 3 月には CODA 内に専門委員会（CJ マーク委員会）が設置されましたが、JETRO は同委員会の事務局も兼ねています。

中国においては、2004 年 11 月から北京と上海の JETRO 事務所内に「コンテンツ流通促進センター」を発足させました。同センターには海賊版対策担当者を配置し、著作権関連法の情報収集に当たるとともに、日本企業からの相談も受け付けています。両センターの収集した情報はホームページでも参照できます。

コンテンツ流通促進センター

北京：JETRO 北京センター内

住所：〒100022 北京市建国門外大街甲 2 6 号長富宮弁公楼 7003 室

電話：86-10-6513-7077

FAX：86-10-6513-7079

http://www.jetro.go.jp/china/beijing/jp_wenhua.htm

上海：JETRO 上海センター内

住所：〒200336 上海市長寧区延安西路 2 2 0 1 号上海国際貿易中心 2 1 楼

電話：86-21-6270-0489

FAX：86-21-6270-0499

<http://www.jetro.go.jp/china/shanghai/jp/index.html>

3. コンテンツ海外流通促進機構（CODA）の取り組み

CODAの概要

著作権関係団体やコンテンツ産業等が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくための民間組織として、文化庁と経済産業省の呼びかけにより、平成 14 年 8 月に設立されました。音楽、映像、アニメ、書籍、ゲームソフト等のコンテンツ制作・流通者、業界団体及び著作権関係団体が参加しており、日本貿易振興協会（JETRO）が事務局をつとめています。CODA では、海賊版等に関する情報交換を行う他、海外における侵害状況の調査や官民合同対中ミッションの派遣、日中韓文化コンテンツ産業フォーラム参画などの個別のプロジェクトを実施しています。

CJマーク（コンテンツ海外流通マーク）に係る取り組み

CODA は、CJ マーク委員会を設置し、アジア諸国での共同エンフォースメント事業を行うための運営主体としています。

CJ マークとは、海賊版対策の一手段として、日本のコンテンツに付するマークです。正規品流通地域で CJ マークの商標登録出願を行い、商標権を取得する一方で、当該地域において委員会会員企業の商品（正規品；CJ マーク入り）の流通を促進します。当該正規品が CJ マークも含めて違法コピーされた場合には、複数の会員社の商品全ての海

賊版を「商標権侵害」に基づき、一斉に摘発することが可能となります。海賊版を取り締まるための法的根拠を著作権法とする場合、権利者が権利の所在を立証し真贋鑑定を実施する必要がありますが、商標権侵害として摘発することにより、そういった負担を軽減させる効果が期待されています。

2005年9月現在で香港、台湾、EU諸国において登録済みであり、中国、韓国、米国、日本で出願中となっています。

4. 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）の取り組み

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）では、日本のコンテンツ関連企業の中国ビジネスを支援するため、2005年4月、上海市に「（日本）電子計算機软件著作权協会上海事務所」（略称：ACCS 上海）を開設しています。

「ACCS 上海」の概要

名 称： 「（日本）電子計算機软件著作权協会上海事務所」

（日本）電子計算機软件著作权协会上海事務所

住 所： 上海市楊浦区楊樹浦路 2310 号白麗大厦 809 室

電 話： +86-21-6121-1136

ファクス： +86-21-6121-1137

電子メール： shanghai@accsjp.or.jp

「ACCS 上海」の活動

ACCS 上海では、海賊版についての情報収集や日中間のコンテンツビジネスの振興支援を進めています。

- ・ゲーム・アニメ等の海賊版についての情報収集や対策の強化

調査活動を中心に、日本製コンテンツへの侵害状況を改善するための活動を行います。

- ・日中間のコンテンツビジネス振興支援

日中間コンテンツビジネスの“拠点”として活用されるよう、知財に関する情報提供をはじめとした、総合的なビジネス支援を実施します。

- ・内外の関係部局との連携

現地政府機関や著作権団体などと連携して活動するため、情報交換などを実施しています。

- ・教育機関などに対する講演

これまで上海市の 6 大学で講演を実施し、著作権の普及活動をスタートしています。

- ・日系企業のソフトウェア利用に対する注意喚起

現地日系企業における不正コピーを防止する活動を展開します。